

2009

地域社会研究

第2号

弘前大学大学院地域社会研究科

弘前大学地域社会研究会

地域社会研究

第2号

2009年2月

弘前大学地域社会研究会

『地域社会研究』第2号

目 次

《特集 下北地域の基礎調査に向けて》

下北調査 ― 3日間のフィールドワーク (地域文化研究講座・丹野 正)……………	1
教育と地域振興 (地域政策研究講座・佐藤 三三)……………	5
地域ブランドの視点から考える下北の可能性 (地域産業研究講座・佐々木純一郎)……………	6
青函連携の試金石：観光業 (地域産業研究講座・黄 孝春)……………	8
青森の海道を探しに：下北半島エクスカーションに参加して (地域政策研究講座・檜 貢)……………	10
下北で出会った旅人 ― 日常と非日常の交差 ― (田中 泰恵・第3期生)……………	12
佐井村の観光事業について (葛西 幸雄・第6期生)……………	14
地域に開き・地域とつながる (工藤 裕介・第7期生)……………	16
イチゴ栽培から見る下北の現状と今後 (野澤 敬之・第7期生)……………	18

《研究報告》 *縦書き

コンビニエンスストアと地域社会 (葛西 幸雄・第6期生)……………	19
歴史的・文化的資源の保全制度における影響評価プロセスに関する研究 ― 日本とアメリカ合衆国の比較分析 ― (工藤 裕介・第7期生)……………	25
E.デュルケム『自殺論』研究 第二編「社会的原因と社会的タイプ」 第二章「自己本位的自殺」研究 (西 敏郎・第7期生)……………	34
山形県村山方言の現状と行方についての研究 若者ことばと伝統的方言との混淆形の発生という視点から (BERSON MAXIME・第7期生)……………	41
1766年、明和津軽地震被害の拡大要因 (白石 睦弥・第6期生)*……………	90 (1)

《研究展望》 *縦書き

近世後期の秋田藩林政における山師について (田中 郁穂・教育学研究科 修士課程2年)*……………	82 (9)
---	--------

《コラム・書籍紹介》

『地域社会研究科』の創成期を振り返って（上村 康之・第1期生）	43
新青森開業への焦燥（櫛引 素夫・第1期生）	46
『市民的地域社会の展開』（地域政策研究講座・檜 貢）	48
『人物で知る 日本の国土史』（緒方 英樹・第7期生）	50
『北方社会史の視座 歴史・文化・生活』第2巻（市毛 幹幸・第3期生）	52
『地域ブランドと地域経済 ―ブランド構築から地域産業連関分析まで―』（野崎 道哉）	54

《研究の視点》

文化財と地域社会（地域文化研究講座・関根 達人）	57
点の近代化と面の近代化（地域文化研究講座・作道 信介）	58
地域の生産品とデザイン（地域産業研究講座・石川 善朗）	60

《資料：研究報告合同発表会》

大会プログラム	64
近世大名が求めた権力の根拠 ―弘前藩官撰史書の内容をめぐって― （葛谷 大輔・人文社会科学研究科 修士課程1年）	65
中学校からの学社連携・融合の現状と課題 ―総合的な学習の時間を中心に― （鳥谷部絵美・教育学研究科 修士課程2年）	69
「ジェンダーフリー教育」の再検討 ―バックラッシュをうけて― （八木明日香・教育学研究科 修士課程2年）	72
陶磁器にみる蝦夷地の歴史（佐藤 雄生・人文社会科学研究科 修士課程2年）	75
大会ポスター	78

特集 下北地域の基礎調査に向けて

下北調査 ― 3 日間のフィールドワーク

丹 野 正*

はじめに

今回の下北地域予備調査は2泊3日の短い行程だったが、地域社会研究科の教員と大学院生9人が一緒にフィールドワークをする初めての経験であった。研究科の院生はほとんどが職場で働きながら学ぶ社会人で、それぞれが個別の研究テーマに取り組んでおり、彼らが教員も含めて一緒に調査旅行を共にする機会はこれまでなかった。青森県は本州の北端に位置する北国の周辺地域であり、下北地域はその県内でも最北にあたる。日本各地の周辺地域社会はいずれも少子化と過疎・高齢化が急速に進行し、現在さまざまな問題に直面している。今回の調査は、地域社会研究科の教員と院生が一つの地域社会を対象として多様な観点からの共同研究に取り組むための予備調査であり、そして教員と院生相互のコミュニケーションの場を築くための試みでもあった。

調査の行程と概要

参加者：教員－佐藤三三、檜 貢、佐々木純一郎、黄 孝春、丹野 正
院生－葛西幸雄、工藤裕介、田中泰恵、野澤敬之

9月6日(土)

9時に弘前大学正門に7人が集合し、ワンボックスカー（レンタカー）で青森へ向かう。浪岡から高速道路に入り、10時に青森東で高速を降りて田中さんと合流し、横浜町へ向かう。11時20分、横浜町の道の駅「菜の花プラザ」で野澤さんと合流し、同プラザ内を見て回る。11時30分に出発して、12時にむつ市田名部の「マサカリ・プラザ」着。昼食をとり、同プラザとその周囲を見て回る。

13時に発って北上し、津軽海峡沿いの道路を東通村尻屋崎へ向かう。ガスが低く垂れ込め、小雨模様になる。途中の両側は森が続き、集落はほとんどない。右側の奥に村営の牧場があり、岬の近くには「日鉄…」という大きな鉱山ふうの工場が現われる。これは碎石工場だとのこと。13時40分に尻屋崎の灯台着。雨は上がったが、曇天で北海道は見え、灯台の周りには馬糞が散乱しているが、寒立馬は1頭もない。見晴らしているうちに観光の人たちも10人ほどやってきた。14時に発って途中の道の駅に立ち寄り、店員のおばさんに牧場や碎石工場のこと等を聞く。そこからむつ市大畑へ向かい、15時に大畑の「青森県ふるさと食品研究センター」「下北ブランド研究開発センター」およびかつての大畑－室蘭間のフェリーの



2008年9月6日
「青森県ふるさと食品研究センター」「下北ブランド研究開発センター」にて

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域文化研究講座 教員

発着場に着く。大畑の漁港と商店街を見て回る。近く祭りがあるらしく、山車が組み立てられてあり、スーパーマーケットには「祭り用まんじゅう各種あります」という貼り紙。店内の魚売り場には、どこでも見られるパック商品のほかに地元で獲れたさまざまな生魚が安値で並んでいる。大畑の漁船はイカ漁船が多いとのこと。

15時30分に大畑を発って、15時50分に風間浦村の東端の下風呂に着く。ここは温泉街であると共に漁村でもある。漁港にはイカ釣り船が多数停泊しており、夕方には2台の観光バスツアーの客たちを対象に、観光名物となっている「烏賊様レース」が2回催され、客たちは主催者側と一緒に自ら楽しみを盛り上げていた。この日は下風呂のさつき荘に宿泊し、持ち込みの酒を飲みながら夜遅くまでさまざまな事柄を語り合った。

9月7日(日)

8時35分下風呂発、海峡沿いの道を易国間(いこくま)―蛇浦(へびうら)経由で大間町に向かい、9時03分到大間崎着。本州最北端の碑とマグロ釣りのモニュメントが立ち、その周辺には土産物店が



2008年9月7日 「大間岬」にて

軒を連ね、おばさんたちが観光客を呼び込んでおり、すっかり観光地化している。雨天で北海道は見えず。大間はマグロ釣りで有名だが、店のおばさんによると大間の漁師すべてではない。月に1本釣れるかどうかぐらいで、油代も高くなり、マグロ漁は賭けのようなものだ。イカ釣りなら当たり外れは小さく、こちらをやる人が多いとのこと。イカ釣り船は九州あたりの南まで行き、イカと一緒に北上しながら漁をするので、出港したらしばらくは戻らないとも。だからおばさんたちは店で働いているのか? 易国間も蛇浦もイカ釣りでもマグロ釣りはやらないとのこと。岬から街中を通り、大間―函館間のフェリー発着場を見たのち、10時10分に発って、海岸沿いに南下し佐井村へ。

11時に佐井村の港に立つ観光館「アルサス」着。下風呂や大間で見た観光ツアーのバス(相模ナンバーや横浜ナンバーなど)がここにも来ている。同様の観光ツアーバスが入替わりやって来て、客の老夫婦たちが佐井―仏が浦往復の観光船に乗り込む。「東北3半島巡り夫婦の旅」ツアーのバスで、下北、津軽、男鹿半島を巡るのだとのこと。八戸の観光バス会社のツアー御一行も来る。彼らは新幹線で八戸まで来てそこからバスツアーをしているとのこと。アルサスの事務長の島野さんに面会し、皆でたっぷり1時間佐井村の漁業や観光産業、小中学校の廃校や統合、中卒者の進路と人口流出、村の歴史と祭りなどについて聞き取りを行った。

アルサスで昼食後、13時15分に発って佐井―川内間を結ぶ山中のカモシカラインを走る。途中から川内川上流の川内ダムへ、さらにその上流の野平(のだい)へ。ここは緩やかな高原状になっていて牧場や大きな農場が広がっている。戦後の開拓集落で、昭和50年代後半に建てられた立派な「開拓の



2008年9月7日 「野平（のだい）」にて

碑」があり、入植者たちの歴史が彫り込まれている。家の前で農作業をしていた老人に出会う。両親と共に昭和24年にここに入植したとき、彼は小学校4年生くらいだったとのこと。最初は80戸ほどだったが、だんだん離村者が多くなり、今は20戸ほどで、冬には川内の方の村に下がって過ごしながらタラの芽を栽培し出荷する。春から秋までは野平で暮らし畑作と牛の牧畜をやっている。その他さまざまなことについて話していただいた。野平では雨は上がっていた。

14時55分に野平を発ち、ダム湖の横にある道の駅で小休止ののち、川沿いに川内へ向かう。小さな湯の川温泉がありその下流に農村が点在する。そのうちの 하나가畑（はた）集落で、昔からのマタギ村だとのこと。熊も獲っていたという。15時50分に川内着。野澤さんはここで別れて横浜町に帰る。ガソリンスタンドを探したのち川内のスーパーマーケットで買い物のついでに店内を見て回る。目の前は陸奥湾なのに、魚売り場には静岡産やらのパック詰めが並び地元で獲れた魚はまったくなし。弘前のスーパーと変わらない。

16時45分川内館着。電話予約時に安い泊り賃で申し込んだため、旅館では貧乏学生グループが来ると思ったらしい。宿の主人（おばあさん）が夕食を大サービスで豪勢に用意してくれていて、食べきれないほどのご馳走であった。食後は飲みながら会話に盛り上がっていたら、川内のブドウ農園で生産を開始しワインコンクールで銀賞？を獲得したというワインを宿の主人からいただき、賞味した。私たちがこのブドウ農園とワイナリーのことは承知していたので、明日はこの農園を訪れることとした。

9月8日（月）

すっきりした好天になった。朝食をとりながら地元生まれ育ちの年配の女給さんに川内とその周辺の産業の変遷と現状などについて質問すると、じつに良いインフォーマントで訊ねたことにポンポンとなんでも答えてくれる。野平と川内は好適な調査地となりそうだ。

8時40分に発ってむつ市へ向かう途中にブドウ農園を探すが見つからず、帰りに寄ることにする。大湊の近くにある海上自衛隊の基地を保育園のある高台に登って見晴らしたのち、大湊駅—「てっぺんの終着駅」という看板が立っている—で黄先生を下ろし、市内に入って10時に青森県下北県民局に着く。原口局長、佐藤地域連携部長、福土地域支援室長の3人が私たち7人に応対してくれて、下北地域の実情や地域と県民局が取り組んでいる種々の事業、地域計画作り等について伺い、11時40分まで聞き取りと意見交換を行う。



2008年9月8日「本州最北端の駅」「下北県民局（海軍コロッケ）」

その後むつ市の市街地と下北の大商店チェーンのまえだ本店で食料品フロアーを一巡し、田名部地区の商店街を歩く。昼食後、13時25分に出発して陸奥湾沿いに再び川内へ。例のブドウ農園かと思ったらは牧場と農場で、ブドウ農園はあきらめる。14時10分むつ市川内支庁－立派な木造の旧川内町役場－に立ち寄る。脇野沢からフェリーで蟹田に渡り弘前に帰ることにする。

14時45分に脇野沢のフェリー埠頭に着く。すでに2台の観光バスが到着していて、それは佐井村で出会った「東北3半島巡り（老）夫婦の旅」の御一行だった。15時15分にバス2台と乗用車4台とバイク1台が乗船し、15時30分出港。海上は晴れて穏やかで、下北半島、津軽半島と南に夏泊半島が霞んで見える。御一行の老夫婦たちも甲板に上って海上からの景色を楽しんでおり、私たちが広げている陸奥湾の地図を覗き込んでこれから回る津軽半島と地図を見比べている。

16時30分蟹田着、田中さんのご主人が車で迎えに着ており、私たちは陸奥湾沿いに青森方面へ向かう。水田地帯の中を一直線に道路が走っていて、津軽半島と下北半島、稲作地帯と畑作が主の地域との違いをあらためて実感した。青森から高速に入り弘前へ向かう途中で急にものすごい豪雨に見舞われたが、18時に弘前駅に無事到着し、調査を終了した。

教育と地域振興

佐 藤 三 三*

久しぶりのフィールドワークであった。私が育った社会教育研究室は、社会学をベースにした、わけても農村社会学をベースにした社会教育研究を特徴にしていたから、かつては、農家に何日も泊まって、聞き取りを繰り返し、モノグラフを書いたものだった。しかし、今は、すっかりそのよき研究方法の特徴を放棄して、机上の空想の世界で社会教育を夢想するようになってしまった。今回の調査は、そんな怠惰な自分の研究態度を深く懺悔する機会となった。

下北には、かつて、「コミュニティ」に関連する講演で、すべての市町村に足だけは運んでいた。その中で今でも記憶に残っている体験が3つある。一つは脇ノ沢の「北限の日本猿」のことである。あろうことか、その猿と住民の共存の方途についての講演を依頼され、臆面もなく引き受けたことである。何を話したのか全く記憶に残っていない。しかし、その際に「サケ」という名の猿をリーダーとする群れのサブリーダー「アジ」が、降りしきる雪の中、ひとり木の枝にしがみついて遠望している写真をいただいた。今も机の前に飾ってある。なんだか自分に似ているような気がして深い愛着を持っている。二つは、鱈漁は当時もうほとんど衰退していたが、帰りがけに「たまたま、鱈が数匹あがったから」といって、私に一匹丸のままもたせてくれた。うれしくて興奮したけれど、自分ではさばくことが出来ず、隣の地元の知人にもらっていた。非常に喜ばれ、感謝された。三つは、今も基本的に変わりないことだけでも、村や町の中で出会うのは、中学生以下の幼少年と中高年齢者が圧倒的に多いことだった。東井義雄著『村を育てる学力』（昭和32・1957年、明治図書）を思い出した。下北の多くの学校が育てている学力は、結果的に、『村を捨てる学力』だ。

およそ20年ぶりに下北を一周してみて感じたことは、「観光」に活路を見いだしている姿であった。大間にしても佐井にしてもあるいは下風呂にしても、以前よりは資本投資も進んでいるし観光客も増えている。青森県庁の出先機関である「下北県民局」もその辺に焦点を当てて、「下北地域ブランド戦略事業」を立ち上げ、「豊饒の里海と風、風土（食・風・土）、いやしの下北」というキャッチフレーズを唱い、「海軍グルメ・海軍コロッケ」の販売にのりだし、「下北検定」「下北学」等の構築にも関心を向けている。

先に、東井義雄の『村を育てる学力』を話題にした。戦後まもなく赴任した谷間の小さな貧しい村の母校。暮らしの貧困のために心まで貧しくなってしまった子ども達。子ども達に都会で暮らすことを夢見させることしかできなくなった大人達。そんな情況の中で『村を育てる学力』という言葉と教育実践が育まれた。時と場所と人を超えて、あらためて『村を育てる学力』という言葉を使ってみたくなる。「下北地域を育てる学力」と言い換えてみたくなる。自分の専門が社会教育（成人教育・子どもの社会教育）であり、少しばかり学校教育にも知識を持っているから、教育の窓から下北地域のことについて考えてみたいと、今回の調査に望んだ。「下北検定」「下北学」「下風呂小学校の地域を知る授業」「大湊高校と法政大学とのワークショップ」「伝道師養成講座」「出前講座」「下北カルタ」そして「豊饒の里海と風、風土（食・風・土）、いやしの下北」というキャッチフレーズを、「下北地域を育てる学力」という概念で再整理したいと思った。

* 弘前大学大学院地域社会研究科長 地域政策研究講座 教員

E-mail: sansan@cc.hirosaki-u.ac.jp

地域ブランドの視点から考える下北の可能性

佐々木 純一郎*

1. 地域ブランドのブームと背景

筆者は、近年の地域ブランド「ブーム」に触発されて、地域における地域ブランドの意味を考えてきた。その研究成果の一部を、本研究科の院生の方々と共著で上梓している[†]。一般に、日本の（大都市圏を除く）地方の経済は、厳しい状況にあるといわれる。特に青森県は、有効求人倍率に示される雇用状況も厳しい。従来、厳しい経済状況に対しては、公共事業の拡充を求めるか、誘致企業に期待することが多くみられた。しかしながら、厳しい財政状況の下、公共事業への依存は困難である。また製造業の東アジア展開のなかで、労働集約的な誘致企業の一部は、地方から撤退するなど、不安定な状況にある。そこで、地域に残された数少ない選択肢が、地域に密着した移出産業としての農林水産業や伝統工芸品の分野である。それらの付加価値を高める動きが、地域ブランド「ブーム」という現象の背景にあると考えられる。

2. 「本州最北端」の位置

2008年2月、地域社会研究科の教員四名で、中国上海市を訪問した。デパート地下の食品売り場で、青森りんごの販売を見学したが、青森県は日本の「本州最北端」と紹介されていた。今回、下北半島の見学では大湊駅にJR東日本「てっぺんの終着駅」という看板を発見し、本州最北端に位置する青森県の、さらに北端にある下北の位置を実感した【大湊駅写真】。それでは、「本州最北端」という地理的位置だけで、下北半島の地域ブランド説明できるのであろうか。しばしば青森県は、隣接する北海道との差別化に苦しんできた。例えば、冷涼な気候で農薬使用量が少ないという点は、両者の類似点である。むしろ、多くの日本人にとって、「日本の最北端」に位置する北海道の方が、「北の地」として、青森県より強くイメージされることも多いといえよう。

3. 地域ブランドの物理的属性と「ブランド価値」の違い

「本州最北端」という地理的位置だけではなく、それ以外の要因を活用した地域ブランドづくりが努力されている。例えば、流れの速い津軽海峡を舞台とした「大間まぐろ」であり、最近では海軍の食文化という歴史をもつ「大湊海軍コロッケ」の試みが注目されている【大間の写真と海軍コロッケの写真】。ただし、気をつける必要があるのは、これらの物理的属性のみに固執した論議の限界である。たしかに「おいしいまぐろ」や「おいしいコロッケ」は、必要条件である。だが、「おいしい」だけでは、長続きするのは困難ではなかろうか。しばしばブランドとは「単なるヒット商品ではない、ロングセラーである」といわれる。世界各地の美味しいものが手に入るグローバル化時代において、「おいしさ」以外に、ブランドである「意味」を伝えることが必要であり、それは「ブランド価値」と呼ばれている。

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域産業研究講座 教員
E-mail: sasajun@cc.hirosaki-u.ac.jp

4. 強い地域づくりが、強い地域ブランドをつくる

「ブランド価値」に関しては、商品だけの良さにとどまらず、観光地としての魅力や、住環境の素晴らしさにつなげる考え方も有力である。換言すれば、いかに素晴らしい商品であっても、その生産地に関して期待はずれの経験があれば、消費者はそれをブランドとしては認めないはずである。それゆえ下北を地域ブランドとするためには、下北がブランドに相応しい地域であることを、あらゆる角度から説明しなければならない。

今回の訪問で「大湊の高校生が大間を、田名部の高校生が川内を知らない」という声や「大人でも下風呂の人が東通に行ったことがない」という声を聞いた。今、「下北かるた」という形で、下北の魅力を再発見しようとする努力がある【下北かるたの写真】。まずは地域に住む人達が、足下をしっかりと見据え、そのうえで地域の魅力を、地域外に発信することが大切である。一見すると回り道に思われるかもしれない努力を積み重ねることが、末永く愛されるブランドづくりにつながることを理解してもらえれば、次の方法は容易にみつかるであろう。

注

- ² 佐々木純一郎・石原慎士・野崎道哉『地域ブランドと地域経済—ブランド構築から地域産業連関分析まで』（2008）同友館。

青函連携の試金石：観光業

黄 孝 春*

風間浦村下風呂温泉郷の山沿いの遊歩道に足湯がある。そのすぐそばに設置されている石碑に戦前林産と水産資源開発のため着工したものの、未完に終わった「幻の大間鉄道」の経緯が記されている。鉄道の建設に対する当時の下北住民の意気込みが肌で感じさせられる内容である。

21世紀を迎えたいまも住民の夢はなお実現しておらず、大湊は「てっぺんの終着駅」のままである。他方、在来線の廃線が伝えてくるなか、「2010年の新幹線新青森駅開業後の大湊線JR直営での存続決定」を喜ぶ住民の安堵の気持ちは逆に鉄道経営の厳しさを物語っている。

下北では、2005年大畑町、川内町、脇野沢村との合併によって6万5千人規模の新むつ市が誕生したが、風間浦村、大間町、佐井村と東通村が取り残された。最も離れた佐井村からバスで旧むつ市街地まで2時間がかかる。かりにむつ市の一部になったとしてもアクセスの不便は解消されない。

ところが、海の向こうに人口総数30万人弱の函館市が隣接し、大間町から1時間40分で到着するフェリーに結ばれている。行政単位が異なり、海峡に挟まれているが、心理的には函館市に近いと思う人は少なからずいる。

函館市政要覧(2008)によると、2007年函館－大間間フェリーの乗降人員は146,360名、車両総数31,789台という。どの程度の利用者が観光客か、分からないが、船主の東日本フェリーが最近函館－大間フェリー路線の運行継続の条件として大間町と青森県に対してそれぞれ1億円の補助金を要請している。一方、函館市は海路だけに補助を行うのができないことを理由に運行継続の協力を求めている大間町の要請を断った。

もちろん、取り残された僻地に良いニュースがないわけではない。大間マグロのブランド化が見事である。ただせっかくブランド化に成功している大間マグロのビジネス活用がまだまだ不十分である。原子力施設の誘致はもともと町の財政難に由来するもので、筆者が現地でもらった大間町物産ガイド(商工観光係発行)の裏面に「このリーフレットは平成13年度電源立地等初期対策交付金事業で作成されました」という一行が書かれている。当然のことだが、地理的に近い函館市がそれに無関心というわけにはいくまい。

また佐井村－仏ヶ浦観光の年間の利用客は6－7万人に達している。東京、名古屋などの大都会に積極的に働きかけた成果だと評価したい。しかし、残念なことに観光産業で潤う北海道からの観光客が少ないという。その一因として旅行代理店は北海道と東北を全く異なるエリアとして扱っているのも、両地域にまたがるツアーパッケージが設定されていないことがあげられる。

かかる状況は函館市と青森県全体、いわゆる青函連携の実態を如実に反映している。青函トンネルの開通に伴い、青函経済圏の形成に期待が高まり、平成元年に青森市と函館市がツインシティ提携関係を結んだが、青森側からみればそのプラス効果は全くないといってよい。逆に函館の夜景で北海道の雰囲気味わう観光客は青森を通過し、青函連絡船時代に賑やかだった青森駅前の水産市場は衰退の一途をたどった。

他方、函館にいと、観光産業の重要性がいやになるほどわかる。夜景を求める人の流れは絶えない。洋風の建物などが街中に点在され、開放的な雰囲気が若者を惹きつけているのも頷ける。最近外

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域産業研究講座 教員

E-mail: huang@cc.hirosaki-u.ac.jp

国からの観光客も増えている。

最近5年の函館陸海空の乗客数は下降気味だが、2006年空港の旅客数は201万人（そのうち、国際線は2003年の6万人から2006年の12万人に倍増）、JR駅乗客数は166万人、函館－青森間フェリー乗降人員は65万人に推移している。観光入込客数は2003-04年頃、500万人を超えていたが、近年、480万人台に低下した。2007年度交通機関別入込客数でみると、バス193万人、乗用車74万人、航空機68万人、JR函館本線61万人、JR海峡線60万人、フェリー25万人の順となっている（函館商工会議所「経済情報2008」により）。

函館市は最近の観光客の減少を憂慮して青森市と提携して青森に来ている観光客、とくに韓国の観光客の誘致に力を入れてみたが、効果が出ているという（函館商工会議所の話による）。それはそれでよいことだが、函館に来ている観光客を積極的に青森に誘致する理由がもっとあるはずである。

新幹線は2015年に函館まで開通する予定である。青函トンネル開通の二の舞にならないために、どうすればよいのか。そのキーとなるのは「北海道と本州、東洋と西洋、伝統と開拓」の結節点である函館の街を楽しんだ観光客が一部でもよいから異なる文化と雰囲気を楽しむために最寄りの青森まで足を運ぶかだと思う。

「ここなら渡鳥の声が聞ける」と知人に紹介された作家・井上靖が1958年下風呂温泉を訪ね、ここで小説「海峡」の終局を執筆したという。足湯に浸かりながら、「海峡」を読む旅情はやはり現地に行かないと伝わらないものである。

青森の海道を探しに： 下北半島エクスカーションに参加して

檜 楨 貢*

1. 海を感じた

脇野沢からフェリーに乗った。半島を渡る。下北半島から津軽半島へ。下北半島の斧の切れる部分の最下部の脇野沢港をフェリーは離れ、鯛島を過ぎた。脇野沢の灯台も鯛の形をした島も小さくなり、その左手に断崖が見える。それは多分、仏ヶ浦。進むフェリー甲板の反対側は水平線。大湊や横浜の方向だが、山影すら見えない。インクを流したような水色が続く。ここは陸奥湾。水平線の先も青森県。海の大きさを見た。それをほぼ内海のようにしている青森県。

この旅が終わる。最後のプログラムがフェリー航路で半島渡り。脇野沢港から蟹田港までの海をみただけの1時間。この海が青森を教えている。青森は海の国。それを失っている国なのではないか。

この日もテレビ・ニュースで、小さな港をつなぐ航路の赤字と経営会社の交代の可能性を報じていた。この海をうまく使えていない。そのためにか。陸奥湾の海洋資源を生かしたい。ここに生きた人なら誰もが考えるテーマだったことはすぐに思い至る。

この旅が始まってすぐに浅虫の海を見た。ホタテを売る小屋が海を隠すが、小屋の間に時折目に入る海。それから後述するように下北の町に魅力を探す旅。そこには海があった。海道があった。そして、この旅は海を忘れさせないものだった。

2. 湊まち

下北半島のポイントとなる地域を学ぶ。それが主題の1つ。それで最初に尻屋崎の岬に立った。海のずーっと先に、船が走る。岬には灯台と海難事故の慰霊碑。津軽海峡が船舶交通の難所であることを教えている。岬を囲む公園には馬糞。馬の産地。下北半島の四隅の1つ。見ておかなければならない。

下北の中心地はむつ市。旧軍港の大湊と田名部。この2つの地区が下北全体の拠点となっていた。このまちも陸奥湾とのつながりは深い。これまでのわずかな期間による道路交通整備が、下北半島をめぐる海と陸奥湾を忘れさせているように見える。だけど、この半島振興にとって海は大事なものだ。

大畑を通り、下風呂地区に泊まった。風間浦村の温泉地。ここも湊まち。漁港があり、温泉を使った民宿やホテルがある。近海で獲れるイカを使ったイベントによる観光地づくり。海と共に生きてきたこの地の人々に、何もしないよりもましとの思いを感じる。

風間浦村・下風呂地区から北西に進むと、大間崎。国内の大型マグロの産地として売り出すことに大間町は成功している。一攫千金の大型マグロ。千金のマグロが泳いでいる海。それを観光にしている。バスが列をなし、観光客が行き来している。その客を相手に厚化粧の女性が土産物売りの小屋に客を招く。大間町はもう1つの顔をもつ。函館につながっている町。国道の名称をもつフェリー航路で道南の中心都市に依存している。危うい一攫千金の漁業とそれをもとにした観光。それとは全く

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域政策研究講座 教員

E-mail: himaki@cc.hirosaki-u.ac.jp

違って健全な海渡りの函館依存。大間町の強さを教えている。

大間から南に下ると佐井村。このまちも港中心。漁業と観光。仏ヶ浦への水上観光は成功しているが、それだけでは心もとない。下北半島の売りの一部としてしか、生かせない程度のものだ。

佐井の海岸線を避けて、下北半島の内陸に進んだ。目指すは野平地区。1950年に入植したという記念碑。開拓の記念。そろそろ入植60年。山形から満蒙開拓に行き、戦争で追われて下北半島のこの地に入植。ここは陸の下北。親に連れられて入植したという70歳近い老人に話を聞いた。高原野菜と畜産。そして、冬場に川内降りてのハウスによるタラの芽栽培。これで出稼ぎに行かない。そう胸を張った。

野平の下流域は川内。陸奥湾に流れ出す川内川。木材の切り出し等によって町が形成。今は市町村合併でむつ市になっている。陸奥湾の海岸線の道路で大湊、田名部と結んでいる。

これらの地域に共通しているのは、1年2期制といってもいい生活スタイル。夏場の生活と冬場の生活スタイル。前者は他の地域に合わせられるが、後者は地域の独自性が求められる。しかもその両者は下北地域にとって必要不可欠ということだ。

3. Field Excursionの楽しさ

この旅は地域社会研究科の院生と教員が同じ地域に入って、学習する。下北地域に関する認識の共有。そして、うまくいけば、この地の人材育成のしくみを考える。その途中の作業としての旅。1つの車で1つの宿泊施設で、見たもの感じたことを語り合う。細かい計画を立てない。起こることに任せる。地域が私たちに教えてくれる。これはField Excursion。社会調査ではない。調査表のワーディングをするほどの細かいことまで予め決めない。地域に入って課題を凝視し、それを仲間で深め合うものだ。

Field Excursionは参加者に地域社会の課題を共感させ、共有させる。複雑な地域社会の課題への理解を共通にさせる。少なくとも、参加したメンバーの一人として、そう思う。その後に、課題を絞ったテーマをもって再調査に向かう。そんなところに、おもしろさと楽しさを感じた。

4. これから

この研究活動は人材育成が主題であった。下北半島の地域社会を持続的に経営する人材づくりに寄与する道を探ることだ。その第一歩としての下北Field Excursion。その最初の成果としての海道の再生への気づき。小さな港としての湊とそれを支えるネットワークの人としくみ。その人材づくりに焦点を当てる。これがこれからの課題である。

下北で出会った旅人―日常と非日常の交差―

田 中 泰 恵*

下北で出会った旅人の紹介をしよう。

エピソード1

下風呂温泉の朝。幻の大間鉄道アーチ橋にある足湯に出かけた。同じ旅館に投宿していた60歳くらいのAさん（男性）と出会い、足をつけながら「気持ちがいいですね」と話しかける。浴衣がけの氏は「関東地方から」「JR大人の休日クラブ12000円（2泊3日）を利用しての旅行」「むつから観光バスで下北を回り、下風呂で途中下車した」「何回か下北に来ていて、薬研や下風呂が気に入っている」そうだ。

話しているうちに「恐山のイタコは黄泉の人と話ができるそうですが」と聞いてこられた。私の聞きかじりの知識をお話ししたが、20数年前亡くされたお母さんに会ってみたいとの事。数回の下北観光で、恐山の大祭やイタコの口寄せについて知る機会があり、自分の人生の区切りに行ってみようと思われたのかも知れない。

エピソード2

大間―函館フェリー埠頭。キャンピングカーの大宮からのBご夫妻+ワンちゃん2匹は、昨夜は大間で泊まったとのこと。「これから、フェリー（海の国道280号）を利用して北海道入り、2週間過ごす」という。（調査後に東日本フェリーの撤退が報道され、存続が危ぶまれている）

大間にはマグロを目当てに来たそうで、「毎日、大物が上がっているのかと期待をしてきたんだけどね」と、ちょっと期待はずれ気味。すっかり有名になったマグロだが、毎日大漁旗なのかと思ったら、そうではなく、漁船から漁協に連絡が入り見学できるとのこと。「昨日は上がらなかった」と残念そう。

エピソード3

脇野沢。蟹田行きフェリー埠頭、団体バスが2台止まっており、ターミナルは観光客であふれていた。60過ぎから70歳前後の高齢者団体。女性の気のおけないグループ、あるいはシルバークレイのご夫婦といった感じの団体で、長年の愛用カメラを持っている紳士もチラホラ。

「どちらからお越しですか？」と70歳くらいのC婦人に声をかけた。「横浜から」「バス旅行で、昨日は古牧温泉に泊まった」「今日はバスで、恐山、大間、仏ヶ浦」「これから青森（浅虫温泉）に泊る。明日は津軽半島を見る。秋田の男鹿半島を廻って横浜へ帰る」とツアー前半ですでに少し疲れ気味の顔で話された。

昼間とはいえ長時間高速道路をひた走りさぞ疲れただろう。3半島を4日で回るのは若い人と変わらないハードさ。ゆっくり、ゆったりペースがよいだろうに、「青森は遠くて散々」という印象だけが

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域政策研究講座（第3期生）

E-mail: t-yasue@actv.ne.jp

残りそうな企画に、万が一の事故への備えに看護婦さんの同行はあるのだろうかと心配が頭をよぎった。

一口に旅人と言っても、エピソードのように旅行者は三者三様である。

旅の出会いには「日常」と「非日常」の交差点にある。旅には、それまでの自分の価値観に、「非日常」の体験や体感から得た新たな価値観を加えていく発見の楽しみがある。地域は人々にとって生活の場であり「日常」であるが、訪れた旅人にとっては「非日常」である。地元では当たり前のことであっても、旅人には驚きや新鮮な出来事として映る。旅人を呼ぶヒントは、旅の出会いである住民の「日常」と旅人の「非日常」の交差点を丁寧に掘り起こし、形にして行くことにあるのではないだろうか。

Aさんは、格安チケットであまりお金をかけず、自分企画のふらり一人旅。漁港と温泉の風間浦村下風呂の光景だが、Aさんにとっては「下風呂のゆっくりが気に入っている」のである。団体客のように沢山のお金は落ちないが、何度も来てくれるリピーターになってくれそうである。

B夫妻は、マグロを目当てにこられたが、空振りであった。水揚げ風景は見られなくてもマグロの資料館などがあるともっと楽しめ、次回は本物を見たいと思ったかも知れない。また、今はやりのキャンピングカーである。団塊世代が退職を機にやりたいことの一つに、車で旅行がある。道の駅などに車で泊まる場所が整備されて来てはいるが、下北地域ではまだこれからである。団塊世代のハートをつかむ戦略が、地域の活性化につながるかもしれない。

C婦人は、パッケージ化された団体旅行。高齢社会の到来と共に、高齢者や障害のある人も、どんどん外に出かけ旅行を楽しむ事ができるようになって来ていると実感した。

一昔前は旅行と言うと観光客がどっと繰り出す光景だったが、今では旅のありようも多様化し、一人でも、いくつになっても楽しめ、電車、車、徒歩と旅の手段だって選択できる時代である。旅の中身も、体験型、カルチャー型、何もしない旅だってある。

多様な旅のニーズにどのように対応すれば、地元は生き生きできるのだろうか。

地域の生活はどちらかと言うと自己完結タイプで、身の丈サイズの生活しかできない。自然はたっぷりあるけれど、荒削りな生活、ゆっくりと時間が流れるんだと地元の人と言うだろう。しかし、そのたっぷりの自然やゆっくりと流れる時間には、都会とは違う「日常」があり、外からの人にはそれが魅力となる。そして、魅力はともすると「日常」の中に埋没してしまっていることが多い。

下北地域は、自然に逆らわず自然を取り入れ、生活状況に合わせて工夫し、代々継がれるべき伝統を継承し、丁寧な生活をしている人々が其処ここに存在する。下北で出会った人々は、北海道開拓魂とどこか似ていて、土臭いけれど自分の生活に思い入れのある人々だった。苦勞も人並みではなさそうだが、その中にも、楽しみを見出し、「郷土愛」や「プライド」のようなものを感じた。こうした地に足が付いた生活の力を肌で感じる事が、下北の魅力を増すのではなかろうか。

人々の内面的な精神活動を活性化する営みを「アニマシオン」（魂の活性化）と言うが、旅はまさに「非日常」にいる旅人の魂を活性化させてくれ、また、旅人により照らし出された地域のよさの再発見は「日常」に生きる地元の人々をも活性化させてくれる。

佐井村の観光事業について

葛 西 幸 雄*

1. はじめに

青森県佐井村は、下北半島最西端に位置し、地形は山地が多く、平坦地が少なく、冬期間、道路も一部閉鎖される。大正11年、この地を旅行した大町桂月がその景観の美しさを詠っている仏ヶ浦は、景勝地として古くから全国的に有名である。北前船の中継地として栄えた佐井村は、京都、大阪、江戸の文化を今に伝えており、福浦地区の漁村歌舞伎は、有名である。

人口2,612人^(注1)、高齢化率34.45%^(注1)、出生率5.3^(注2)、死亡率15.1^(注2)、漁業従事者が一番多い村である。佐井村の産業別、従業員数、及び販売額は、平成17年度国勢調査によると、農業33人、4400万円、林業16人、8500万円、漁業248人、2億5200万円、商業185人、10億2300万円、製造業93人、5億1300万円である。平地が少なく農業従事者が少ない。漁業の従事者が248人と多く、製造業も漁業関係が多い。大型の工業立地としては、輸送費と若年労働者の確保に難がある。このため、当地区では、交流人口を増加させ、外部からの消費力増加が見込まれる観光事業が、地域活性化に大きく寄与するものと考えている。

2. 佐井村の観光事業について

佐井村の最大の観光地、仏ヶ浦への遊覧ルートは、2つある。佐井港と脇野沢港の2つである。佐井港からは毎年、約6～7万人の観光客が、観光船を利用する。運行期間は、4月15日～10月31日で、約6ヶ月半である。佐井定期観光(株)と、仏ヶ浦海上観光(株)の2社が、それぞれ観光船で1日3往復している。観光客が多いときは、臨時便も出航する。多くの観光客を集客するために、冬期間、各々の会社が関西、北陸、名古屋、関東などの旅行代理店や、JRなど、全国をまわって営業活動をしている。このため、多くの団体客の取り込みに成功している。ここ数年、大きな観光客の落ち込みもなく安定しているのは、この2社の営業活動によるところが大きい。

また、佐井港の乗船口前広場には、観光施設、津軽海峡文化会館「アルサス」がある。この運営は、指定管理者として、佐井定期観光(株)が受託し、事務局長 島野慶司氏やスタッフ7名で運営、管理されている^(注3)。1階には、スーパーハウス(物産館)、しおさいホール(300人収容)等があり、2階には、食事処、喫茶店等があり、3階は、展望台になっている。アルサスは、大型バスで観光に訪れる人々に、昼食、買い物、トイレ休憩の機能を提供するスペースとなっている。

同じように仏ヶ浦に行く遊覧コースは、脇野沢港からもある。運行期間は4月15日～10月14日ではほぼ同じ期間運航している。この脇野沢港と蟹田港には定期航路があり、むつ湾フェリー(株)が4月21日～11月5日の間運航し、平成19年度の実績で乗船者数5万人(運転手含む)、乗船車両4800台(バスを含む)の実績であった^(注4)。1日4便、繁忙期6便の便数である。その他、青森港から脇野沢港に行く船便もある。これらの人々が脇野沢に着くと、仏ヶ浦に行く観光船が出航する。このように脇野沢港は、多くの人々や車が下船する場所であるが、なぜか仏ヶ浦へ観光する人々は、極端に少なく平成19年度約900人^(注5)であった。

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域政策研究講座(第6期生)

E-mail: ap.kasai@ace.ocn.ne.jp

地図上で見ると佐井村は下北半島の最西部で、むつ市からも遠く、脇野沢より観光客にとって不便な立地のように考えられるが、交通の便、距離の遠さを超えて佐井村に観光客が押し寄せるのはなぜだろうか。

その理由として、次の2点を述べる。その第一は、佐井村の行政や、佐井村の観光に関る人々の熱い思いと行動が、関東以西の多くの団体客を呼び寄せているのではないだろうか。第二は、下北観光の弱点である大人数で昼食をとれる場所を提供している点である^(注4)。アルサスでは、予約をすれば、300人収容のホールを利用できる^(注3)。

3. 観光事業の広がり

佐井村に訪れている観光客の人数拡大と、その消費額アップをどう図るか。

観光客の人数拡大は、旅行の企画力とリピーター客を増加させること、冬期間の観光客増加を図ることである。現状の観光の消費額を試算してみる。乗船客7万人、観光船の料金往復3800円、昼食代1人1000円、お土産代1人当り平均500円で、合計3億7100万円となる。これが直接の金額となるが、食事代の材料や、お土産の材料や、人件費及び賃料等々の金額が波及効果として計上されることになる。

佐井村の観光事業の売上は、商業全体の売上比で36%に相当し、大きな比率を占めている。このため、観光事業の売上拡大のポイントを想定してみる。

- ・アルサスの場所に鮮度の良い魚介売場を作り、観光バス内で簡単な説明をし、売場で現物を見て注文をもらい、鮮度の良い状態で自宅や、知合いに郵送する。
 - ・民宿の整備をし、個人客のリピーターを確保する。
 - ・個人の趣味にあったいろんな観光メニューを提案する。
- 例えば、釣り、山の散策、草花の観察、野鳥の観察、裂き織り体験など

これらをうまく組合せ、循環させ、地域活性化を図れば、一人当り市町村民所得164万円^(注6)から、下風呂温泉のある風間浦村の一人当り市町村民所得185万円^(注6)も夢ではない。佐井村観光事業のご健闘と、今後の経過を見守りたい。

資料

『青森県下北半島旅ガイド2008年度版』 下北観光協議会出版

注

- 注1 佐井村役場総務課 2008年8月31日現在の人口 高齢者65歳以上900人
- 注2 出生率、人口1000人対、平成17年度 青森県保険統計年報
死亡率、人口1000人対、平成17年度 青森県保険統計年報
- 注3 アルサス事務局長 島野慶司の話 平成20年9月8日
- 注4 むつ湾フェリー(株) 常務 赤平氏の話 平成20年9月16日
- 注5 むつ市役所脇野沢庁舎振興課 浜田氏の話 平成20年9月16日
- 注6 平成16年 県統計分析課

地域に開き・地域とつながる

工 藤 裕 介*

今回の下北調査はどうなるのだろうか？出発時点でこの言葉は心の中の期待感であったが、下北地方を移動中には疑問に転じた。

木々に囲まれた道を車で移動していると、突然観光施設らしきものがあらわれる。しかしその場所は、人が住み生活することで成り立つ「社会」が存在しているのではなく、単に施設があるだけなのである。当初、それが何やら奇異に感じていたのだが、特に深く考えようとはしていなかった。この奇異な感じをはっきり認識したのが、佐井村の津軽海峡文化館「アルサス」に着いたときである。ようやく「地域社会の中にある」と感じた同施設は、旅客船が就航し観光客で賑わっている。佐井村は本州最北の村で、人口は約2,600人と少ないため、アルサスを軸とした観光等での交流人口に期待していることが十分理解でき、旅客船が運休する冬場は営業に歩き回っているとのことだった。

ここで、アルサスという観光施設は地元住民あるいは生活圏の住民が興味を持っているのだろうか？また活用されているのだろうか？と疑問がわいた。これが下北地方を車で移動し、突然あらわれる施設を目にしたときに感じた不思議な感覚であり、また漠然と感じていた疑問だと自分自身で納得していた。この疑問をはっきり意識したのは、アルサスでの昼食中だったため、食事中きょろきょろ辺りを見回していた。みたところ観光客も多数いるが、地域の住民らしき人々もいる。子どもが施設の中で遊んでいて、おそらく働いている母親がつれてきているのだろう。

これらの疑問は、佐井村のアルサスに対してであるが、それは同様に移動中に突然現れる観光施設らしき建物への疑問でもあった。自然の中に突然現れる施設は観光客もほとんどおらず、さりとて地域の住民がいるわけでもない。観光客がいなくても地域住民ぐらいいは居てもいいのではないかと思っただ、同施設は地域社会の中に存在していないのだからそれも無理である。どの地域でも、観光は重要な収入源であり地域の存続にとっても大切な産業である。つまり、域外に開き・地域とつながることである。しかし、この視点は行政あるいは一部の関係者だけのものであり、実は地域住民の大部分はそれほど興味を持っていないのではないか？また利用していないのではないか？あるいは施設自体にそのような目的などはないのではないか？

経済的な意味では観光客数が重要であろうが、社会的な意味からみると地域あるいは地元住民に受け入れられることも同等に重要と考えられる。地域に開かれ、地域とつながることによって社会的な自立を可能とする。もし、経済的自立のみを目標としたなら、関係者とそれ以外の地域住民との間に感情的な対立を生んでしまうのではないか。確かに全ての地域住民に受け入れられることは現実的ではなく、批判や無関心な住民が相当いたとしてもおかしくない。しかし地域づくり・まちづくりにおいて、そういった住民に対して何のアクションも起こさないことは別問題と言える。経済的自立が、地域あるいは地域住民からの孤立となってしまうことが懸念される。

地域に開き・地域とつながることは、その地域の魅力となってあらわれてくるはずだと勝手に思っている。逆に域外だけに開き・つながることは、遠方から訪れることへの魅力とはなるが、地域に住むことへの魅力とは明らかに違うはずだ。では、具体的に地域へ開き・地域とつながるとはどういうことだろうか。この問いにいますぐ正答を与えることは私には無理である。あるいは正答などは無

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域政策研究講座（第7期生）

E-mail: zep.kudoh1975@gmail.com

く、一人でも多くの地域住民が自分たちの問題として意識し活動を行っていくこと、それが地域に開き・地域とつながることへの第一歩であるのかもしれない。

平成18(2006)年5月より、アルサスを有効に活用し佐井村の活性化および地域住民へのサービス強化のため、アルサス活性化協議会が設立され活動している(ウェブサイト：<http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/cgi-bin/profile/data.cgi?number=5128>参照)。協議会がどのような内容であり活動を行っているのか具体的には分からないが、アルサスを地域住民が自分たちの場所として認識し、そして域外へ活動を展開して欲しいと考えている。地域住民に受け入れられているのなら、それが観光への効果となるのではないかと考えている。

地域に開き・地域とつながるための方法論を探るには、地域社会研究科あるいはその一員として、地域住民とともに考え試行錯誤していくことだと思う。

イチゴ栽培から見る下北の現状と今後

野 澤 敬 之*

下北で生産されているイチゴの「ペチカ」という品種は四季成りイチゴであり、通年を通して生産できるのが特徴である。この「ペチカ」は、昨年度の実績では5月から12月までの期間に、20トンあまりの生産量であった。生産された「ペチカ」は、東京や関西方面へ出荷されている。これは、栽培農家が加工用として企業と契約しているためである。一方、「ペチカ」の出荷価格が高いため地元で消費される可能性はひじょうに少ないという。

「ペチカ」の生産農家戸数の推移を見ると、平成17年の2戸から現在は9戸へと増えている。また、栽培面積も平成17年の600坪から平成19年には4,570坪と増加傾向にある。また、むつ市のはまなす農業協同組合も戸数を増加させたいと考えている。しかし一方で「ペチカ」栽培には手間隙が多くかかる事や、300坪以上の栽培面積がなければ収入もある程度確保できない事などがあり、栽培に関する問い合わせはあるものの実際に栽培する農家はまだまだ少ないという。さらに、イチゴは鮮度を保つ必要があり、むつ市にあるはまなす農業協同組合までの出荷の際の輸送時間も短い事が望まれる。下北地方は「ペチカ」栽培に適した気候であるが、出荷を考えるとむつ市および近郊での栽培に限定される。このことも栽培戸数増加につながらない理由になっている。

21世紀は、環境の時代であるといわれる。この環境をキーワードに「ペチカ」栽培を、2つの側面から考えてみる。1つ目は、フードマイレージについてである。フードマイレージは、食料の重さに移動した距離を掛け合わせた指標であり、トン・キロメートルが単位である。日本におけるイチゴの生産量が下がる夏や秋には、アメリカや韓国からのイチゴの輸入量が増加する。輸入によってイチゴのフードマイレージが増加するのである。フードマイレージの増加は、二酸化炭素の排出などの環境問題に大きな悪影響を与える。つまり、下北での「ペチカ」栽培は、フードマイレージの減少や二酸化炭素排出量の減少などにつながると考えられるのである。2つ目は、冬場のイチゴ生産に欠かせない温室栽培についてである。クリスマスシーズンに近づくともイチゴの需要が高くなる。そのため、温室栽培によつての生産が行われている。ここでは、化石燃料を使って栽培が行われるため、多くの二酸化炭素を排出する事になる。ところが、「ペチカ」は、12月でも化石燃料にたよらずに栽培できるのが特徴である。1月にも生産は可能であるが、他のイチゴが市場に出回るため値崩れが予想されるため生産していないということであった。

「環境にやさしい」や「エコ」という言葉が市民権を得ている。少々割高であるが、環境に良い商品を購入する人も以前よりも増加している。さらに、食の安全を脅かすような問題が多発している。生産者の顔が見え下北産の「ペチカ」には、こういったことが今後も追い風になっていくのではないだろうか。

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域政策研究講座（第7期生）
横浜町立横浜中学校

研 究 報 告

コンビニエンスストアと地域社会

葛 西 幸 雄*

1. はじめに

小商圏における小売業のあり方を考察する。

地域の人々の新規創業と地域活性化に貢献する小売業の形態を考察する。

これから進行する人口減少に向って、小商圏3,000人規模で成立する有効な小売業は何かということ、コンビニエンスストア^(注1)の事例を中心に考察してみる。

1960年代後半、全国の小売店は160万店の店舗数があり、対面販売が通常であった。ほとんどの小売業者が対面で販売し、セルフ販売であれば食品スーパーという業態で安く購入できる。こういう中で、さらに新しい購買力を作り上げる競争力がコンビニにあるのだろうか、という疑問の声が当時たくさんあった。

そのコンビニが誕生して約30年以上経過し、日本国内での売上は約7兆円、店舗数は5万軒に迫るともいわれ、小売業の中で大きな市場規模を形成している。

このことに関心を持ち、このコンビニ業界の成長過程の中に小売業の大きなヒントがあるのではないかと考えた。下記の3つの視点から考察する。

- (1) 青森県におけるコンビニの現状
- (2) 青森県におけるコンビニ産業の規模
- (3) 青森県におけるローカルチェーンについて

コンビニの定義は、各々の機関^(注2、注3、注4)により、それぞれ3つの定義が一般的に用いられている。ここで取上げるコンビニとは、地域社会に必要とされる小商圏(3,000人以下)で、小規模店(売場面積200㎡以下)で、利便性(時間、近く、いろいろな商品やサービス)を提供できる小売業のことをいう。これらの詳細を具体的数字で限定すればするほど時代性や地域性に合致しなくなる可能性があるなので機能性の3要素を述べるにとどめる。

2. 研究の方法

- (1) NTT東日本の職業別ディリータウンページからの調査、分析である。チェーン名、店名、住所を知ることができる。どのエリアに店舗が多く出店しているのか、どのチェーンが、どこに、どれほどの店舗を出店しているのかを知ることができる。
- (2) 商業統計表^(注2)から全国と青森県の比較をする。事業所数、年間商品販売、従業員数、販売面積等を業態別に知ることができる。
- (3) Cマートシステムについて、近藤秀雄社長より、直接面談してお話しをお伺いすることができた。Cマートシステムでは、ローカル型コンビニと、これからのコンビニ本部の一端を知ることになった。

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域産業政策講座(第6期生)

E-mail: ap.kasai@ace.ocn.ne.jp

3. 先行研究

わが国におけるコンビニに対する研究も進んでおり、次のような先行研究がある。

矢作敏行は、イノベーションは通常、製品、製法、組織の三つから起こるとされる。このことをコンビニシステムから即して考えると、小売業務、商品供給、組織の三つの要素で考えられるとしている^(注5)。

関根孝は、業態ライフサイクルの段階を導入期、成長期、競争期、成熟期、衰退期の5段階にわけてコンビニについて述べている^(注6)。

金顕哲は、ロイヤリティーの粗利分配方式について詳細に述べている。特にそのロイヤリティーの負担の内容や比率について科学的考察を述べている^(注7)。

4. 研究の概要

(1) 青森県におけるコンビニの現状

NTT 東日本職業別デイリータウンページより^(注8) 北東北3県コンビニ店舗数の合計は1,333店舗である。青森県は479店舗、岩手県は493店舗、秋田県361店舗である。

青森県内の市・郡部別コンビニ店舗数は下記の通りである。

表1 青森県内のコンビニ分布表

	市 郡	人 口 千人	コンビニ 軒数	1店当りの 人口	1店当りの人口 の少ない順位
1	青 森 市	297	96	3,093	8
2	弘 前 市	177	60	2,950	7
3	八 戸 市	242	88	2,750	5
4	黒 石 市	39	10	3,900	12
5	五 所 川 原 市	49	21	2,333	2
6	十 和 田 市	63	26	2,423	3
7	三 沢 市	42	16	2,625	4
8	む つ 市	49	22	2,227	1
9	東 津 軽 郡	31	10	3,100	9
10	西 津 軽 郡	67	18	3,722	11
11	中 津 軽 郡	18	1	18,000	16
12	南 津 軽 郡	96	23	4,174	14
13	北 津 軽 郡	61	15	4,067	13
14	上 北 郡	113	41	2,756	6
15	下 北 郡	38	6	6,333	15
16	三 戸 郡	90	26	3,462	10
合計		1,476	479	3,081	

下記の出展より筆者作成 作成日2007年10月18日

平成12年国勢調査 平成13年10月31日官報告示

コンビニ軒数 Yahoo!!電話帳より 検索日2006年6月1日 <http://phonebook.yahoo.co.jp/>

(2) 青森県におけるコンビニ産業の規模

平成19年（2007年）商業統計 業態別統計編（小売業）経済産業省経済産業政策局調査統計部によると、青森県におけるコンビニエンスストアの現状は次の通りである。
事業所数は499店、年間商品販売は600億9,335万円、従業員数は4,937人

表2 平成16年（2004年）、平成19年（2007年）のコンビニの概要

項 目	平成16年度（2004年）		平成19年度（2007年）	
	全 国	青森県	全 国	青森県
事業所数	42,738店	493店	43,318店	499店
全 国 比	1,000	11. ⁵	1,000	11. ⁵
一店当りの人口数	2,967人	3,000人	2,949人	2,819人
年間商品販売	6兆9,222億円	628億円	6兆9,609億円	600億円
全 国 比	1,000	9. ⁰	1,000	8. ⁶
一店当りの年間商品販売	1億6,196万円	1億2,753万円	1億6,069万円	1億2,024万円
全 国 比	1,000	787. ⁴	1,000	748. ²
従業員数	60万4,560人	4,910人	63万941人	4,937人
全 国 比	1,000	8. ¹	1,000	77. ²
一店当りの従業員数	14. ¹⁴ 人	9. ⁹⁶ 人	14. ⁵⁶ 人	9. ⁸⁹ 人
全 国 比	1,000	704. ³	1,000	679. ²

下記の出展より筆者作成 作成日2007年10月18日

平成16年 商業統計 業態別統計編（小売業）経済産業省経済産業政策局調査統計部経済産業省

平成19年 商業統計速報（卸売業・小売業）経済産業省経済産業政策局調査統計部

平成19年商業統計調査結果速報（平成19年6月1日現在）青森県企画政策統計分析課

平成16年、平成19年 総務省統計局 人口推計より検索日平成20年7月10日

<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/>

平成16年、平成19年 青森県企画政策部統計分析課より 検索日平成20年7月10日

<http://www.pref.aomori.lg.jp/tokei/>

(3) 青森県ローカルチェーンの具体例

青森県において、コンビニのユニークな本部機能を持って約10年ほど営業している会社があった。近藤社長と面談し次のような情報を教えていただいた。

青森ロジック株式会社（青森県上北郡百石町 設立昭和52年（1977年）8月18日）

資本金4,000万円 代表取締役 近藤秀雄年商3億円 従業員数3人

営業品目 ・Cマートシステムズ 平成11年（1999年）11月1日稼動 加盟18店
・ロジックシステムズ 昭和52年（1977年）8月18日稼動 加盟1店
・システム提携業務 平成14年（2002年）6月1日稼動 利用1社

営業内容 ・CVS関連商品供給システム提供
・CVS＋異業種の新複合CVSの提案とシステム提供
・店舗運営用什器、備品の販売

Cマートシステムズは、基本料金を2万円弱から利用でき、商品台帳の作成と商品供給が受けられます。大手フランチャイズチェーンと違い、月々のロイヤリティーがない。売上代金の管理、売上利益など現金の流れはオーナー自身で管理するシステムである。看板設置、店舗デザイン、レイアウトなどや、営業時間、営業品目、取扱商品などの本部拘束がない。本部スタッフの店舗巡回、各種資料の提供などは、加盟店の希望に応じ、必要なときに必要な分だけ有料で利用できる。例えば、プライスカードの供給、棚割り表の提供や、売上状況の提供、ホームページの作成、ネット販売システム等のメニューなど各種相談に応じている。

Cマートシステムズは、特に大手フランチャイズチェーンの加盟店への制約を解消し、自由に立地にあった、経営者の状況にあった店の運営サポートを主眼としている。

受注は、コンピューター上で受注し、それぞれの納入業者に発注表を送信する。受注後納入までは、1日～2日である。集金は、月2回である。発注単位は、特殊なものを除き、1個以上から受注可能である。受注可能な品目は、通常のコンビニ取扱品目はもちろん、幅広く受付し小売店の要望に対応している。つまり、取扱品目は、食料品、飲料、アイス、お菓子、乾物、調味料、雑貨、雑誌、おにぎり、弁当、花卉など、小売店の要望にそって品揃えし、納入する。つまり「近所の店」のお悩みを解決することを目的とする小売店のサポート会社であり、総合卸売り会社である。

面談して感じたことは、従来のコンビニシステムをバラバラに分解し、小売店にとって必要な情報や、商品及び考え方を有料で個別メニューで提供するソフト会社という印象を受けた。

矢作敏行の小売業務、商品供給、組織のコンビニ革新3要素が、1つのフランチャイズシステムをパックとして加盟店に供給された提供の仕方が異なる。このコンビニシステムが業態ライフサイクルの導入期、成長期、競争期、成熟期へと進行する中で、さらに新しい進化を遂げる1つの形態として、市場から認知拡大するのか、今後の動向に注目している。

5. 考 察

小商圈における小売業のあり方や、新規創業と地域活性化にどう関連するか、ということコンビニの個店として、業界としての可能性を考察し、要点は以下の通りである。

(1)個店としての可能性について

1) 小商圈立地

青森県内のコンビニが、1店当たり平均2,819人前後の人口を抱えている。これは、全国比1店当たりの平均2,949人で、ほぼ同じ人数である。少ない人口で成立する業態である。

2) 広域分布性

青森県内の市・郡部にもれなく出店していることは、コンビニが住居地の近くや、交通量の多い所に立地し、広域で分布している業態である。

3) 家族経営

1店当たりの従業員数がパートを含んで10人程度で1店舗が運営できる。

4) 売場面積の規模

売場面積が全国平均で114.75㎡、青森県で125.93㎡という比較的小店舗で運営している小規模店舗である。

5) 経営的に効率がよく運営されているか

1店当たりの年間平均商品販売高が全国平均1億6,069万円、青森県平均が1億2,024万円である。ただし、平成16年度に比較して平成19年度1店当たりの年間平均販売高が若干ダウンしていることが注意点である。

6) チェーンシステム

479店舗中438店が(FC)、(VC)のチェーンに加入している。非加盟店は41店で全体の8.55%でしかない、特にFCチェーンは、388店で81%を占めている。

このように小商圈で立地可能で、立地場所も限られた商業集積地のみならず、立地設定ができるという優位性がある。少ない従業員数で、比較的小店舗で1億2,000万円以上の年商を上げている。そのチェーンのブランド力、知名度、広告宣伝力、多店化による物流費の低減、独自商品の開発力、統一性ある店舗提供で購入期待度の安心感、満足感など、単独店ではなかなか出せない多くの魅力がある。

コンビニは、新規創業の立ち上げや、地域産業の活性化を考える中で重要な成功システムを内包している一つの業態だと考察できる。

(2) 業界としての可能性について

1) ロイヤリティーについて

青森県内の店舗数と各チェーンの1店当りの平均売上高から予想年商高を想定する。次に、青森県内大手5社の売上からロイヤリティーの金額を想定してみる。

表3 青森県における大手コンビニの予想年商高

店 名	店舗数(店)	全国1店当りの 平均年商(万円)	予想年商高
ローソン	134	16,931	226億8,754万円
サークルK	107	17,921	191億7,547万円
サンクス	67	17,998	120億5,866万円
ミニストップ	46	16,269	74億8,374万円
ヤマザキデイリー	34	13,624	46億3,216万円
合 計			660億3,757万円

下記の出展より筆者作成 作成日2007年10月18日

Yahoo!!電話帳より 検索日2006年6月1日 <http://phonebook.yahoo.co.jp/>

月刊コンビニ 商業界 2004年1月号より、各チェーンの1店当りの平均売上高を参照した。

660億3,757万円(予想年商高)×0.3(粗利率)×0.35%(ロイヤリティー率)=69億3,394万円となる。つまり、青森県における上位5社で年間約69億円がロイヤリティーとして本部へ支払われている計算である。

粗利率も各チェーンによって様々であるが、売上の30%を粗利率とした^(注9)。ロイヤリティーの率はチェーン毎にさまざまであるが、ここでは粗利率の35%がロイヤリティー率という利率で計算してみる^(注10)。具体的には、ファミリーマートのチェーンで、24時間営業店舗で、加盟者が店舗を用意した場合のロイヤリティー率である。Cタイプの加盟店の場合にはもっと高いロイヤリティー率になる。

地域産業活性化の面では、青森県の上位5社の予想ロイヤリティー高が、年間約69億3,394万円にのぼることを考察すると、このコンビニ業界は地域産業にとっても大きなチャンスの一つとなる。

コンビニチェーンの本部機能が地元にあると、地元産品の販売や、弁当の食材としても地元産品の利用の可能性が高まる。店舗運営に関する清掃業務、警備業務等の協力会社も地元企業になる可能性が高くなる。本部機能の立ち上げのほうに関連する事業の広がりが大きく、地域貢献度が大きく、地域活性化に強力な影響力が働く。

6. 今後の課題

コンビニにはいくつかの課題が残っている。コンビニチェーンの本部の財務状況や経営内容については多くの資料により公開され、セブンイレブン本部においては小売業のトップの売上を示し、その営業利益率は飛びぬけて高く、2000年度の決算報告書に寄れば41.9%の営業利益率を上げている。

しかしながら、加盟店の手残りになる利益高についての統計や資料が、公開されていないために加盟店の経営状態がよく理解できない。この点が新規創業に、コンビニが最適かどうかという判断に迷うところである。また、本部と加盟店間のトラブル発生を考えると、もっと加盟店の現状を調査、研究する必要がある。

しかし、30年以上も一つの業態として、成長拡大してきた事実は重要な点である。今後の研究課題としては、できるだけ多くのチェーン本部や加盟店経営者との面談により実際の現場の状況を調査、研究を深めたい。

注

- 1) 以下、コンビニと表す
- 2) 商業統計平成16年(2004年)商業統計 業態別統計編(小売業)経済産業省経済産業政策局調査統計部
食料品を扱っていること、販売面積30㎡以上250㎡未満、営業時間14時間以上
- 3) 日本経済新聞社 コンビニエンス調査
生鮮食品30%未満、売場面積250㎡未満、営業時間14時間以上
- 4) MCR統計(日本フランチャイズチェーン協会 Manufacturer CVS Researcherの略)(注 売場面積50㎡以上230㎡以下の小売店、広義の食品(酒類、菓子類を含む)の店頭売りシェアが総体の50%以上であること、酒類、生鮮食品、菓子、ファーストフード、弁当、惣菜および非食品のうち、どの部門の店頭売りのシェアも全体の60%以下であること、1日14時間以上、年間340日以上営業する、150品目以上の最寄性、便利性、商品およびサービスを扱うこと、独特の省力型、機能型、ムード型、防犯型のコンビニスタイルの店舗形態をとること
- 5) 矢作敏行『コンビニエンス・ストア・システムの革新性』(日本経済新聞社 1994年10月)
- 6) 関根孝『我が国小売業の革新と展開:コンビニエンス・ストア』(専修商学論集 第60号109~129頁 1995年10月)
- 7) 金頭哲『コンビニエンスストア業態の革新』(有斐閣 2001年10月)
- 8) Yahoo!!電話帳より検索日2006年6月1日 <http://phonebook.yahoo.co.jp/>
- 9) 商業界『コンビニ』平成15年(2003年)1月号110頁~139頁を参照
- 10) 『業種別審査事典』出版社 きんざい 平成16年(2004年)4月1日 第2刷発行を参考

主要参考文献

- ・平成16年度(2004年)商業統計業態別統計編(小売業)経済産業省経済産業政策局調査統計部
- ・矢作敏行、『コンビニエンス・ストア・システムの革新性』(日本経済新聞社 1994年10月)
- ・関根 孝、『我が国小売業の革新と展開:コンビニエンス・ストア』(専修商学論集 第60号)
- ・金頭 哲『コンビニエンスストア業態の革新』(有斐閣 2001年10月)
- ・平成19年(2007年)商業統計速報(卸売業・小売業)経済産業省経済産業政策局調査統計部
- ・平成19年(2007年)商業統計調査結果速報 青森県企画政策統計分析課

付 記

この論文は、2008年9月14日実践経営学会にて発表したものである。この折、地域マーケティング研究所白石善章先生より、「コンビニエンス・ストアは、地域発展との関わりでの視点で重要なテーマである。」との貴重なコメントを頂いた。

このことに対する謝辞を、この紙面上にて述べたい。

歴史的・文化的資源の保全制度における 影響評価プロセスに関する研究

—日本とアメリカ合衆国の比較分析—

工 藤 裕 介*

1. 研究の背景と目的

1-1. 研究の背景と問題意識

日本の歴史的・文化的資源（以下、歴史文化資源）の保全制度は、文化財保護法、都市計画法の地域地区制度、2004年の景観法制定など、多様に整備されてきている。しかし、住民による保全活動や、土木学会及び建築学会による保全要望書が、現在でも数多くなされているのが実態である（表-1）。

項 目	保存要望書件数	期 間
土木学会	10	1999年～2006年
建築学会	30	1999年～2006年

表-1 土木・建築学会による保全要望書数（建造物対象）

（学会ウェブサイトより整理・作成）

全ての歴史文化資源を法律で直接保護することは、国や自治体の財政状況、定性的評価による各主体の価値判断の違い等、現実的ではない。そのため、法律で守ることができない、重要で価値ある歴史文化資源は、現在も多数存在していることになる。

1-2. 研究課題と目的

法律の保護がないからといって、計画策定や開発事業等（以下、行為等）で、歴史文化資源の存在や重要性を失っていいとはならない。そのため、法的保護の有無にかかわらず、行為等がその存在や重要性に与える影響の解決手法が必要である。また、硬直的で不透明な影響解決では、各主体で異なる歴史文化資源の重要性や価値の保全には不十分で、より柔軟な対応が要求される。

アメリカ合衆国では、行為等が歴史文化資源に与えるあらゆる影響に対して影響解決のプロセスを定め、透明性を確保したかたちで実施している。特定の行為や歴史文化資源に限定せず、より柔軟に対応している。

そこで本研究は、アメリカ合衆国における、行為等の提案から影響の解決へ至る規定（以下、影響評価プロセス）を事例に、日本の規定内容と比較分析し、あらゆる歴史文化資源の保全に資することが目的である。

1-3. 環境影響評価制度と影響評価プロセス

環境影響評価制度は、行為等が環境の諸要素に及ぼす影響を予測・評価し、その影響の回避・削減等を意思決定の前に実施する手法を定めている。これが影響評価プロセスである。

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域政策研究講座（第7期生）

E-mail: zep.kudoh1975@gmail.com

1-4. 既往研究と本研究の特徴

環境影響評価と歴史文化資源の関係性に着目した既往研究は、管見では見当たらない。また、西村(2004)によるアメリカの歴史文化資源の保全に関する制度(以下、歴史文化資源保全制度)は、概観にとどまっている。本研究の特徴は、歴史文化資源の保全手法として、環境影響評価に着目した点にある。

1-5. 研究の対象

本研究の対象制度は、環境影響評価制度及び歴史文化資源保全制度とする。

各自治体は固有の歴史文化資源を保全するため、国の制度を補う条例や要綱を定めており、対象とすることがある。対象自治体として、京都市、金沢市(環境影響評価制度については石川県^{注1)}、横浜市を選定した。京都市は、低層の住宅や商家等で構成される歴史的町並み保全の条例、金沢市は、多様な条例で個々の特徴的な歴史文化資源の保全、横浜市は、近代の歴史文化資源と現代の都市景観の調和が、それぞれ特徴といえる。

海外の制度は、アメリカ合衆国及びニューヨーク州とする。アメリカは、世界で初めて環境影響評価を確立し、後の各国の制度化に影響をおよぼした。日本との違いは各省庁の個別法で、歴史文化資源を対象に影響評価プロセスを定めている。さらに、州が独自の行政制度や法律を持っているため、州の歴史文化資源保全制度を把握する必要がある。そこで環境影響評価制度を有することおよび歴史文化資源の多さ^{注2)}、の2点から、ニューヨーク州を事例とする。

2. 日本と自治体の環境影響評価制度

2-1. 日本の環境影響評価法の課題

環境影響評価法は1997年に成立し、2年後の1999年に全面施行となった。同法は、大気質、水質などの自然環境の構成要素が主な評価対象で、歴史文化資源の規定はない。また事業段階の影響評価であるため、計画段階と比べ内容変更による、影響の回避・削減等は困難である。事業アセスであって計画アセスではないといわれる由縁である。

2-2. 自治体による環境影響評価法の補完内容

石川県、京都市、横浜市では、評価項目として歴史文化資源を規定している。石川県では、法的保護以外の歴史文化資源も規定しており、特筆される。横浜市では、景観としてではあるが、道路、河川、橋梁を評価対象としている。また京都市、横浜市では事業段階よりも早い時期の環境影響評価を要綱で実施している。上記自治体では、国の制度を補完する規定で、歴史文化資源を保全している。

次章は、日本の歴史文化資源保全制度に着目し、行為等による影響解決の規定を考察する。

3. 日本の歴史文化資源保全制度

3-1. 保全制度の変遷

日本の保全制度は、「古器旧物保存方」(1871)が最初で、この制度を包含するかたちで、1933年に「重要美術品の保存に関する法律」が制定された。「重要美術品の保存に関する法律」と「史蹟名勝天然記念物保存法」(1919)「国宝保存法」(1929)が統合され、戦後の1950年「文化財保護法」が成立する。1975年には面的保全手法である「伝統的建造物群保存地区」が新設された。1996年には指定のみであった建造物の保全制度に、より緩やかな規制の「登録文化財」制度が新設された。

一方、1919年には都市計画法及び市街地建築物法の制定とともに、市街地を対象とした美観地区や風致地区制度が新設された。戦後の1966年には古都の保存を目的に、古都保存法(通称)が制定され、歴史的風土保存地区が創設されている。

また2004年には景観法が制定され、景観計画区域や景観重要建造物、文化的景観等が新設されている。

3-2. 各種保全制度に欠如している点

日本の歴史文化資源保全制度は、個から始まり、地域的広がりを対象とした美観地区や伝統的建造物群保存地区等にも地域地区制度、景観法の制定など、保全制度としては充実してきている。しかし、各種制度に共通の問題点がある。その問題点とは、歴史文化資源に影響を与える行為等のチェックとその対応である。また行為等の提案から影響の解決へ至る、明確な影響評価プロセスが欠如している。

伝統的建造物群保存地区を例としてみると、保存地区について、建造物の新築や改築、木竹・土石の採取を含め、6種類の行為をとりあげ、上記行為の実施条件として、行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が伝統的建造物群の特性を維持している、建築物等の除却後の状態が保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでない等、8種類の条件を定めている。さらに上記行為等の対応は、行為者と担当行政機関のみで、市民等の関与機会はない。

限定された規制と当事者間だけでの影響解決は、日本の保全制度全般の課題である。また現行の保全制度に、法的に保護されていない歴史文化資源への配慮や考慮は全くない。

次章では、自治体の歴史文化資源保全制度を対象に、国の制度が持つ課題を、どのように補っているのかについて考察する。

4. 自治体による歴史文化資源への取り組み

4-1. 京都市の総合的条例による保全

(1) 京都市市街地景観整備条例と景観法との関係

「京都市市街地景観整備条例」は、1972年制定の「京都市市街地景観条例」を全面改正し、1995年に制定された。2005年12月には、市街地景観整備条例と今までの景観に関する施策が、景観法による景観計画へ移行した。移行に際して、規制内容の変更や区域の拡大等はない。

国の制度を補完するものとして、「美観地区」「歴史的景観保全修景地区」を以下に述べる。

(2) 美観地区

京都市では、従来美観地区の名称を用いており、第1種－第5種地域がある。第1種地域が最も規制が厳しく、美観上重要な地域である。

美観地区内の行為では、高架工作物に関する事前協議を独自に定めている(図-1)。対象となる工作物は、高架の鉄道や道路等である。行為者は市長と事前協議をおこない、協議が成立すると認定申請(景観法で新設)がおこなわれ、認定されると行為着手となる。認定には、第三者機関である美観風致審議会の意見が聴取される。



図-1 美観地区内の行為手続きプロセス

(3) 歴史的景観保全修景地区

歴史的景観保全修景地区とは、美観地区の第1種地域、第2種地域、第3種地域または風致地区内で指定される地区であり、美観地区及び風致地区内で特に重要な区域に適用される。地区内での一定行為に対しては届出制となっている。地区内建築物の過半数の除却も届出が必要で、すべての除却では、町並み景観の連続性を確保しなければならない。同手続きも美観風致審議会が

関与する。

歴史的景観保全修景地区は、伝統的建造物群保存地区を補う制度といえる。

4-2. 金沢市の多様な条例による保全

(1) 歴史文化資源の保全に関する条例

表-2は、金沢市の主な歴史文化資源の保全条例である。ここでは、影響評価による眺望景観の保全として「伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」及び「用水保全条例」を対象とする。

条 例 名 称	制定年	主 な 規 定 内 容
伝統環境保存条例	1982	保存対象物（1990年廃止）
伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例	1989	伝統環境保存区域（指定）
		近代的都市景観創出区域（指定）
		保存対象物（指定）
		眺望点（指定）
		眺望景観保全区域（指定）
こまちなみ保存条例	1994	こまちなみ保存区域（指定）
		こまちなみ保存建造物（登録）
用水保全条例	1996	保全用水（指定）
歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例	2002	寺社風景保全区域（指定）
夜間景観の形成に関する条例	2005	照明環境形成地域（指定）
		夜間景観形成区域（指定）
美しい沿道景観の形成に関する条例	2005	沿道景観形成区域（指定）

表-2 条例一覧

(2) 眺望景観の保全と影響評価

1989年に制定された「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」で、眺望景観の保全が実施されている。現在、眺望点として6地点及びその保全区域が指定されている。

まず、景観に関する自己診断がおこなわれる（図-2）。自己診断項目では、建築物等の位置、高さ、形態、色彩等への配慮がおこなわれる。ここで、影響を与えるおそれがあると判断されると、シミュレーションを実施し、市長との協議になる。市長は、基準に適合しないと判断した場合、必要に応じて助言、指導、勧告をする。

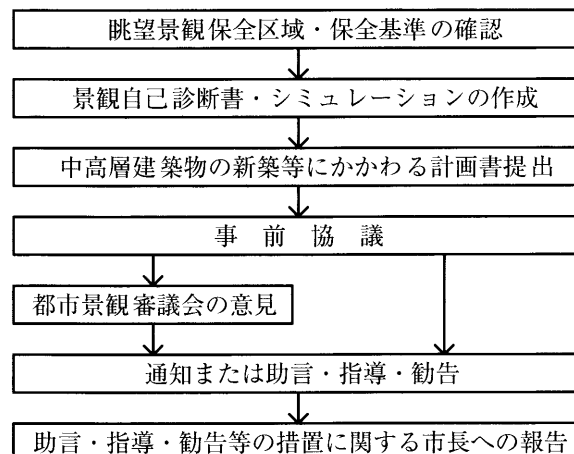


図-2 眺望景観保全の手続きプロセス

特に、金沢市の用水保全条例は、行為者に対して保全対象外の用水へも制限を課している。また、横浜市の市街地環境設計制度も同様に、法的保護対象外への規定を設けている。但し、影響評価プロセスではなく、個別規定による当事者間のみの取り組みである。

次章以降では、アメリカ合衆国及びニューヨーク州の影響評価プロセスを検討する。

5. アメリカ合衆国連邦政府の環境影響評価制度

5-1. 歴史文化資源との関連

アメリカは国家環境政策法（以下、NEPA）で、環境影響評価を制度化している。NEPAは環境全般に関する包括的法律である。個別環境への具体的対応は、各省庁の個別法でおこなわれ、歴史文化資源は国家歴史保全法106条及び交通省法4(f)条が対象となる（表-3）。

国家歴史保全法第106条は、歴史文化資源の影響評価プロセスを規定しており、交通省法4(f)条は許認可と関連する規定である。

制定年	根拠法制度	評価項目	関連法制度
1969	国家環境政策法 (NEPA: National Environmental Policy Act) → 1970施行	自然的環境、社会的環境、物理的環境等の人間をとりまく環境	・ 国家歴史保全法第106条
1978	国家環境政策法施行規則(NEPA規則) (Regulation for Implementing the Procedural Provision of NEPA)		・ 交通省法第4(f)条

表-3 評価項目と歴史文化資源保全の関連制度

(参考文献(3)より整理・作成)

5-2. 州制度との関係

連邦の制度と州及び地方政府の制度が異なる場合、連邦政府機関は州政府機関と可能な限り最大限の協力をし、手続きの重複を避けなければならない。また、州及び地方政府の条例で、NEPAへの上乘せ・横だしの要求事項を定めている場合、連邦政府機関は上記要求事項について、一つの環境影響評価書で要求を満たすように協力する必要があると規定している。

6. 連邦政府の歴史文化資源の保全制度

6-1. 国家歴史保全法

アメリカの歴史文化資源の保全に関する包括的法律は、1966年の国家歴史保全法で、1906年制定の古物法及び1935年の史跡法を起源としている。国家歴史保全法によって、全国登録制度（以下、ナショナル・レジスター）や、政府等に助言を与える歴史保全諮問委員会（以下、ACHP）、国家歴史保全法の規定や州の歴史保全業務をおこなう州歴史保全担当官（以下、SHPO）の行政組織等が確立された。さらに、連邦政府機関の政策、計画、事業や補助事業等が、ナショナル・レジスターに登録又は登録適格性を有する資源に与える影響を審査する、106条審査（section 106 review）が規定された。登録適格性とは登録基準を満たす未登録の資源である。

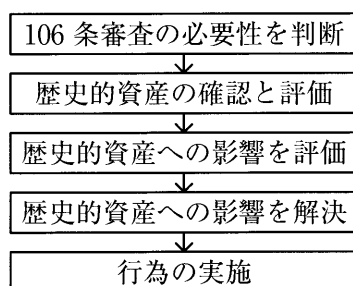
6-2. ナショナル・レジスター

ナショナル・レジスターは、アメリカの歴史文化資源保全の根幹を成すもので、内務省の国立公園サービスによって運営・管理されている。ナショナル・レジスターの登録は、通常50年を経過した資源が対象となる。また1980年の改正により、登録には所有者の同意が必要となった。ナショナル・レジスターの登録カテゴリーは、地区（district）、遺跡（site）、建造物（building）、工作物（structure）及び記念物（object）で、現在の登録数約79,000件のうち、地区と建造物で8割を超える。

6-3. 国家歴史保全法第106条審査

106条審査は、連邦政府機関の行為等による、歴史文化資源へ与える負（マイナス）の影響の回避・削減等を規定している。また ACHP に対して、保全の立場から意見を述べる機会を与えている。歴史文化資源とは、ナショナル・レジスターの登録資源及び登録適格性資源である。

行為者は、歴史文化資源への影響とその回避・軽減等に関し、SHPO と協議し合意を取り交わさなければならない。合意に至らない場合、ACHP で審議されることになる。さらにプロセスには市民が関与すべきであり、協議を必要とすべき団体への確認を取る必要もある。歴史文化環境へ影響を与える行為ではないと確定すると、それ以上の106条審査の手続き義務はない（図－4）。市民の関与は、各段階で意見を提出することができ、協議には主に SHPO 等の関係団体が参加する。市民参加については NEPA やその他の手続で代替することができる。同手続きに、行為の中止権限はない。



図－4 106条審査プロセス
(参考文献(6)より整理・作成)

6-4. 交通省法 4 (f) 条規定

4 (f) 条は、1966年の交通省法 (Department of Transportation Act) に規定されており、交通省内の行政機関の行為等では、歴史文化資源に対してあらゆる配慮を要求している。歴史文化資源はナショナル・レジスターに登録、ないしは登録適格性の資源だけでなく、国家・州及び地方にある歴史的に重要な場所すべてが対象である。そのため106条審査に比べて、より広い範囲での歴史文化資源の保全が可能となる。また提案する行為等を実施できるのは、次の2つの条件を満たした場合のみである。①土地利用目的に、環境へ配慮した実現可能な代替案がなく、②そのために、上記場所への影響を最小にできる、可能な全ての計画が含まれることである。

4 (f) 条規定は、NEPA の手続きの中でおこなわれるが、NEPA の対象とならない場合、交通省機関、SHPO、ACHP による協議や市民等の関与を経て、最終的な意思決定となっている。

7. ニューヨーク州の取り組み

7-1. ニューヨーク州環境レビュー法

ニューヨーク州環境レビュー法は、1978年に施行されている。評価項目は、歴史的・考古学的資源及び美的資源が規定されている。歴史的・考古学的資源は、ナショナル・レジスター及び州レジスターに登録及び登録適格性を有する資源が対象である。美的資源とは、同様にナショナル・レジスター及び州レジスターの資源が対象であるが、周辺の土地利用との調和も含めた、景観や風景としての意味合いが強い。

7-2. ニューヨーク州歴史保全法

歴史文化資源の登録は、州レジスターでおこなわれ、登録に所有者の同意を必要としないことがナショナル・レジスターと違う。歴史文化資源への影響評価は、106条審査が適用されない行為等に対し、州歴史保全法の州レジスター審査が適用される。対象となる歴史文化資源は、州レジスターの登録基準によって判断される。

8. 日本とアメリカ合衆国の制度的比較と提言

8-1. 日本とアメリカ合衆国の制度的比較

①日本では、手続き開始時期が事業段階と遅く、内容変更が難しいが、アメリカでは、事業段階よりも早い時期で実施している。②日本では国・自治体ともに、保全制度には影響評価プロセスはないが、アメリカでは保全と影響評価プロセスの両方がある。③影響評価プロセスは、日本では環境省の環境影響評価法であるが、アメリカでは国家歴史保全法106条審査、交通省法の4(f)条規定がある。④アメリカでは、法的保護のない歴史文化資源への影響評価規定があるが、日本は国の制度としてはない。⑤アメリカでは、より主観に係る美観が評価項目に明記されており、その公共性は次の⑥で確保されるが、日本では関与主体が限定されている。⑥アメリカの106条審査及び4(f)条規定は、行為者、行政機関、第三者機関、市民や市民団体の関与が可能であるが、日本の保全制度では、行為者と行政機関が主な関与主体である。しかし、①④⑥は対象とした日本の3自治体でも、全てではないがおこなわれている。

8-2. 歴史文化資源の保全制度への提言

日本の保全制度は、歴史文化資源として重要性や価値を有していても、法的に保護されていない場合、提案された行為等による影響を解決することが困難である。但し、自治体ではより柔軟な対応で、歴史文化資源の保全を実施していることが明らかになった。そこで以下を本研究の提言とする。

(1) 影響評価プロセスの確立

影響評価プロセスは、行為等のチェックから、影響の評価及び解決へ至る一連の流れであり、行為等と保全の整合性を検討するプロセスである。また、プロセスを柔軟に実施するため、以下の諸条件が必要と考える。

(2) 柔軟性に必要な諸条件

①法的保護の有無にかかわらず、あらゆる歴史文化資源の価値や重要性の検討。そのため②多くの主体（第三者機関、専門家、市民及び市民団体等）の関与機会と徹底的な議論の場を設置。そして③可能な限り早い時期のプロセスの開始である。

利便性を量的に追求する経済発展から、多様な主体によって本当に大切なことをじっくり検討する、質への転換が必要である。直接的な保護規定とともに、保全と開発の整合性を検討するため、影響評価プロセスとその諸条件を、歴史文化資源の保全制度で確立することが期待される。

補 注

注1) 金沢市には環境影響評価条例がないため、石川県の条例を適用している。

注2) National Historic Landmarks：古跡法（1935年）の歴史文化資源指定制度で、約2,500件が指定され、ニューヨーク州は257件と最も多い（2006年7月現在）。

注3) 所有者への支援措置では、登録・契約・認定となる。登録後、必要に応じて保全契約または認定のどちらかが所有者によって決定される。契約と認定では、保全改修での助成額が異なる。

主要参考文献およびウェブサイト

- (1) 金沢市、京都市、横浜市資料
- (2) 環境庁環境アセスメント研究会（監）『世界の環境アセスメント』ぎょうせい、1996年9月
- (3) 西村幸夫『都市保全計画－歴史・文化・自然を活かしたまちづくり』東京大学出版会、2004年9月
- (4) Department of the Interior, others “Handbook on Departmental Review of Section 4 (f) Evaluations” 2002
- (5) New York State Department of Environmental Conservation “The SEQR Cookbook: A Step-by-Step Discussion of The SEQR Process” 2004
- (6) Tyler, N. “Historic Preservation: an introduction to its history, principles, and practice, second edition,” Norton & Company, 1999

- (7) 社団法人土木学会ウェブサイト、<http://www.jsce.or.jp/index.html>
- (8) 社団法人日本建築学会ウェブサイト、<http://www.aij.or.jp/aijhomej.htm>
- (9) Advisory Council on Historic Preservation、<http://www.achp.gov/index.html>
- (10) Federal Highway Administration、<http://www.fhwa.dot.gov/index.html>
- (11) New York State、<http://www.state.ny.us/>
- (12) U.S. Environmental Protection Agency、<http://www.epa.gov/>

E, デュルケム『自殺論』研究

第二編「社会的原因と社会的タイプ」

第二章「自己本位的自殺」研究

西 敏 郎*

E, デュルケム『自殺論』研究

エミール・デュルケム（「Emile Durkheim」1858～1917）といえは社会学を今日大学で講座が設けられる程メジャーなものにした社会学者の一人であるが、その彼の代表的な作品といえは、やはり『自殺論』であろう。これは当時のフランス社会で問題となっていた自殺の要因を統計的に表した作品でもある。とはいえ当時も自殺に対するさまざまな議論はなされていたし、先行研究も数多くあった。自殺は当時、心理学の専門分野であったし、そこに新しい学問である社会学などの入りこむ余地は無いとされていたろう。しかしそこに心理学とは異なる社会学の独自の切り口を見つけ、その可能性を世に裏付けた作品でもある。

また、なぜこの作品に『自殺論』というタイトルを付けたのかを問えば、究極的な理由はデュルケム本人にしか分からないが、おそらくまだメディアが発達していない当時、テレビやラジオなどの媒体がないため自分の考えを世に広めるには本を出版し人々に読んでもらうしかなかったためであり、その為には社会学を学んでいない一般の人でもまず興味を持って手にとってくれるタイトルにする必要があったのではないかと著者は推測する。

そこで今回はデュルケムの根本命題の一つである『自殺論』「第二編 第二章 自己本位的自殺」について検証してみたいと思う。

デュルケムは極めて個人的な行為である自殺を社会的連帯の弛緩や変質の表れととらえ、これを統計という手段を用いて説明し、そこに社会的な傾向、社会的な要因を発見した。そしてこの章は社会学の存在意義を世に示した章でもある。

自己本位的自殺とは

自己本位的自殺とは何か。それは個人が社会から離れた様子を表している。つまり人は思考、判断、行動する際ある種の社会的拘束を受けている。

その拘束とは外在的拘束（強制作用）である。（例えば国籍、人種、言語、文化、慣習など）それらは個人が好きなように選択出来ずに生まれてくるし、今使っているこの言葉も著者が定めたものではない。また文化や慣習など意識する以前にすでに受け入れているし、さらに私たちはそこに価値と規範を見出している。これらは個人の外に確実に存在し、それぞれの個々人は意識しなくとも確実に外在的拘束力により社会的地位や社会的役割が与えられている。そしてそこには偏見や差別が伴っているのである。デュルケムによればこの社会の外在的拘束力から個人が疎遠したときに自己本位的自殺は起きるというのである。ではなぜ社会の外在的拘束力から個人が離れてしまうと人は生から訣別してしまうのか。

例えば、家族、会社、学校、サークル、地域など世の中にはありとあらゆる社会集団（人間集団）が

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域政策研究講座（第7期生）
東北女子短期大学 講師

存在する。個人はそれら社会集団に所属している限りあらゆる拘束を受ける（法律、規則、校則、社則、規範、ルール、掟、暗黙の了解など）。社会集団に所属することによって拘束はされるが自らの行動の規範（道徳）はその中に生まれる。

しかし個人がこれら社会集団からの所属を無くしてしまうと、行動判断の基準は外部に依らなくなり自らの内で定めてしまうようになるのである。これを「過度の個人化」という。つまり自己本位的自殺とは、過度の個人化から生じた自殺のことを意味する。

「過度の個人化」となった者は外在的拘束力が弱くなり少しずつ「考え・行動（＝道徳）」を制限するものが無くなっていく。これがプラス（激昂型）に働くとそれは犯罪となって表れ、逆にマイナス（沈鬱型）に働くとそれは自殺となって表れる。犯罪と自殺はどちらも逸脱行動であり、つまり過度の個人化は逸脱行動を誘発しやすくなる。したがって犯罪や自殺はその結果となるのである。デュルケムはこの点に注目し、自殺を単なる個人的な行為にとらえず社会的連帯の変化と捉えた。

デュルケムは人と人との連帯が個人をどのように規制するのか、また人は何を正しいと判断し判断しないのか、人の行動の基準とは何なのかを生涯をかけて探求していたのではないかと著者は考える。その証明のための当時注目を集めていた自殺という逸脱行動をテーマに取り上げ社会学の可能性を改めてアピールしようとしたのがこの『自殺論』なのである。

自己本位的自殺

～宗教的な差異～

デュルケムはまず宗教での自殺率の違いを検証した。そこには一見無関係であるかと思われていたある共通した社会的な要因が存在するのである。

デュルケムは宗教を比較するにあたって、カトリックの国家、プロテスタントの国家、カトリックとプロテスタントの混合国家、ギリシャ正教の国家と比較するのだが、これらは当然のごとく国家が違いため文化も異なる。この文化の相違がそれぞれの社会が抱えている自殺傾向の大小に影響を及ぼさないという保障はなく確実性を欠く。当時スペインやポルトガルの文化はドイツの文化に比べればはるかに低い。この文化の違いが社会固有の自殺率に影響を及ぼさないとは言い切れない。したがって彼は純粋に宗教の影響による自殺傾向の確実性を上げるためには、同じ社会の内部で二つの宗教を比較しなければならないとした。

ドイツのおもな国々の中でいちばん自殺が少ないのはバイエルンである。そこでは1874年以来毎年人口100万につき90にすぎない。これにたいしてプロイセンでは133（1871～75年）、バーデン公国では156、ヴュルテンブルクでは162、ザクセンでは300にのぼっている。さてカトリック教徒がもっとも多いのも、そのバイエルンなのである。すなわち人口1000につき713.2人がカトリック教徒にあたる。他方この国のそれぞれの州を比較してみると、そこでの自殺数はプロテスタントの数と正比例し、カトリック教徒の数と反比例していることがわかる。このことはプロイセンについても変わりが無い。

スイスはこの観点から検討してみると興味深い（第1表）。というのはスイスにはフランス系とドイツ系の住民がいるので、宗教がこの二つの民族におよぼす影響を別々に観察することできるからである。ところがその影響は両民族に対して等しく働いている。ドイツ系、フランス系のいかに関わらず、カトリック州の自殺はプロテスタン州のそれぞれ1/4ないしは1/5にすぎないのだ。したがって宗教の作用は他の全ての要因の作用を支配してしまうほど強力になる。

第1表 スイス：宗教と各民族の自殺

	人口100万あたりの自殺		
	フランス人の州	ドイツ人の州	各民族の州の全体
カトリック	83	87	86.7
両者の混合			212
プロテスタント	453	293	326.3

（『自殺論』174項）

こう比べてみるとその原因は二つの宗教体系の中にある。とはいえ二つの宗教体型はいずれも変わらずにはっきりと自殺を禁じている。両者とも自殺をとくに厳しい道徳的な処罰の対象としているばかりでなく、ひとしく「来世では新しい生が始まり、そこでは人間は現世の悪業によって罰せられる」と説いている。そしてプロテスタンティズムもカトリシズムとまったく同様、自殺をこの悪業の一つに数えているのである。そのうえどちらにおいても、この自殺の禁止はある種の神聖な性格をおびている。すなわち禁止の権威がそもそも神自身の権威なのである。それゆえプロテスタンティズムが自殺の助長をするというならば、自殺におよぼす両者の作用の相違はなにかもっと一般的な原因に基づいているべきであろう。

カトリシズムとプロテスタンティズムのあいだのただ一つの本質的な相違は、後者の方が前者よりも相当範囲の自由検討を認めているという点にある。カトリックは信仰の根拠である原典（聖書）の解釈を教皇にゆだねられているため、個々人の聖書解釈は禁じられている。伝統を変わりなく維持しカトリックの思想においては変化につながるものはひどく嫌われ、また聖職者の階級組織は巧妙に強力に組織されている。一方、プロテスタントにおいてはそれよりは、はるかに自らの信仰の創造者である。聖書は彼らの手に与えられていて、それについてはどのような解釈も強制されない。改革された宗教の構造それ自体がこの宗教的個人主義の状態を強めたのである。イギリスを別にすれば、どこでもプロテスタントの聖職は階級化されていない。牧師は信者と変わることなくみずからとみずからの良心に依拠するのみである。一般の信者に比べればより教養に富んだ指導者ではあるが、教義を確定するという特別な権威はもたない。そこで次のような結論に達する。すなわちプロテスタンティズムの自殺への傾向は、この宗教に生気を与えている自由検討の精神と関係があるはずである。では自由検討がなぜ、自殺傾向の原因となりうるのか、自由検討とは何なのかを考えてみたい。

自由検討とは、もともと長い伝統の中での既成の信仰を受け入れてきた後、人々が自分自身の信仰をうちたてる権利を要求したのは、信仰の自由な追求それ自体のもっている魅力のためではなかった。なぜなら喜びとともにそれだけ多くの苦痛をともなうからである。むしろその理由は、その後この自由が人々にとって否応なしに必要となってきたということである。ところが自由検討の必要性それ自体は、もっぱらただ一つの原因に由来している。それは何かといえば伝統的な信仰の動揺である。かりに伝統的な信仰が相変わらずの強さで君臨しているならば、人々はそれを批判しようなどと少しも思わなかったであろう。また、もしもそれが相変わらずの権威を保っていたならば、人々はその権威の源泉が何であるかを確かめようなどとはしなかったであろう。

反省というものは、その発達が必要とされるときだけ、つまりそれまで支障なく行為を導くことのできた無反省なある観念や感情が効力を失ってしまったときに、はじめて成長してくる。このときその空隙を埋めるために反省が起こってくるのであるが、べつに反省がこの空隙をうかがったわけではない。思考や行為が無意識な習慣のかたちをとるにつれて反省がしりぞいていくのと同様に、既成の習慣がくずればはじめと、はじめてそれに応じて反省がめざめてくる。反省は通念がもはや従来どおりの力をもたなくなったとき、すなわち、もはや同程度の通用性をもたなくなったとき、通念にたいしてその権利を主張するようになるのである。したがってこの権利の主張がしばしのあいだ一時的な危機のもとにのみ行われるのではなく、それが常態になって、個々人の意識が常時この反省の自律的作用を確立するようになるということは、とりもなおさず個々人の意識がさまざまな方向に彷徨いつづけていて、すでに崩壊してしまった世論にかわる新しい世論がまだ形成されていないことを意味している。

もしもかつての信仰に比すべき、だれにも異議のない新しい信仰の体系が再び確立されれば、人々はもはやそれについてことさら異をたてようとは思わないであろう。それを論議の対象とすることさえ許されないに違いない。

ここから導き出される事はプロテスタンティズムにはカトリシズムほど共通の信仰や儀式が多く備わっていないということである。もともと宗教というものは集合的な信条がなければ在立できない。そしてこの信条が広く共有されていなければいざいほど、その社会はより一本化され強められたものにな

る。すなわち宗教社会はサービスの交換や、相互性・利便性によって人々の結合をはかっているものではないからである。それらは人々の差異を容認し、それを前提とする世俗的な絆であって人々を結びつけるという理由に対し科学的な説明はできない。しかし宗教社会は人々を同一の教義体系に結びつけ人々は社会化される。したがってこの教義体系がより広汎で、しかもより強固なものであればあるほど人々はよりよく社会化される。

ここから社会学における一つの「社会的事実の客観的実在性」が証明される。

宗教社会における教義体系がより広汎でより強固なものほど、個々人の意志もただ一つの同じ目的に集中するようになる。反対に宗教団体が個人の判断に全てゆだねていけばいるほど、それだけ個人の生活からその影がうすれ、集団としての凝集性も活気も失われてくる。そこで次の結論に達する。

プロテスタンティズムのほうに自殺の多い理由は、プロテスタントの教会がカトリック教会ほど強力に統合されていないからである。またユダヤ教会もこれに該当する。長いあいだキリスト教による排斥からユダヤ教徒たちのあいだには異常な連帯感が生まれた。周囲一般の増悪とたたかう必要性、かれら以外の民族との自由な接触の不可能性、これらの理由から、かれらは互いに身を寄せ合い協力していかなければならなかった。それは緊密な凝集力の強い一つの小社会となったのである。そのなかですべての者が同じように考え、同じように生活していた。生活の共同と全員相互の厳しい絶えざる監視のもとでは、個々人のあいだには異質性（逸脱行為）も生まれる余地がなかった。

自由検討と知識欲

それまでの伝統的な信仰が揺るぎ反省と自由検討 (du libre examen) 思考が目覚めれば、それと歩を合わせて知識欲 (le goût de l'instruction) も目覚めてこざるを得ない。知識というものは自由な反省がその目的を達するために用いる唯一の手段である。不合理な信仰や儀礼がその権威を失ったとき、それに代わるものを求めようとすれば、まさに啓かれた意識 (科学はそのもっとも高度な形態にほかならない) に訴えなければならない。基本的には、この二つの傾向は一つのものであり、同じ原因から生まれてくる。一般的にいて人間はもっぱら伝統のくびきから解放されるのに応じて、知識を獲得したいと望むようになる。なぜなら伝統が知性の上に君臨している限りはそれで万事こと足りるわけで、それに対抗する力はおいそれとは受け入れられないからである。しかし反対に蒙昧な慣習がもはや新しい必要に応じ得なくなると、そのときから人々は理性の光 (lumiè) を求めるようになる。

宗教がその支配権を失ったときに、(一例的な意味で) 知識の総合的な形態である哲学が登場してくる理由はまさにここにある。

そこでデュルケムは二つの命題を立てる。

1. 知識欲はカトリック教徒よりもプロテスタントにおいて活発である。
2. 知識欲が共同の信仰の動揺を反映しているかぎり、一般的にいてそれは自殺の増加と比例して発展するものでなければならない。(『自殺論』186項)

そこで宗教と教育の関係について考えてみたい。極めて高度な文化についてはカトリックの国家はプロテスタントの国家にひけをとるものではないが、こと民衆教育に関しては事態はまったく違う。プロテスタントの国民 (ザクセン、ノルウェー、スウェーデン、バーデン、デンマーク、プロイセン) においては1877～78年には、学齢期の児童すなわち6歳～12歳の児童1000人につき平均957人が就学していたのに対して、カトリックの国民 (フランス、オーストリア、ハンガリー、スペイン、イタリア) ではわずか667人で、31%も少ないのである。この関係は1874～75年の期間と1860～61年の期間でも変わらない。(『自殺論』187項)

おそらく初等教育は教育一般の状態を測るには役立たないという意見も出てくるであろう。国民の教育の高さは文盲の多少によって決まるのではないとよくいわれる。確かにそれも認められる。とはいえ実際さまざまな段階の教育は、ほかの教育と関連し合っている。ある段階の教育が発達すれば同

時に他の段階の教育も発達せざるを得ないのである。いずれにせよ初等文化の水準の高低は科学的文化の水準を忠実に反映しないとしても、それは一つの国民が全体としてどのくらい知識への欲求をいだいているかをある程度正確にしめしている。その国民がこの欲求をきわめて強く感じていなければ、最下層の者にまで初歩の知識を普及させようとつとめるものではない。国民の知識をひろめ、啓発することが国民の存立のために不可欠であると感じていなければ、このようにすべての者に教育を受ける手段を与えたり、はては無知を法的に禁じたりすることができるものではない。事実、プロテスタント国家が初等教育を非常に重視してきたのも、すべての個人が聖書を理解できるようにならなければならないと考えてきたからである。さて、いまここで我々が把握しようとしているのは、この知識への要求の平均的な高さ、つまり各国民が知識というものにどのくらい価値を認めているかことであって、その国の学者の価値やかれらが行った発見の価値を問おうしているのではない。この限られた観点からすれば高等教育の状態や、いわゆる科学的成果などは基準として適切を欠くといえよう。すなわちそれらは社会のごく限られた部分にみられることを表しているにすぎないからである。その点、民衆教育・普通教育は、はるかに信頼できる指標である。

以上で、デュルケムの第一の命題は立証された。続いて第二の命題である。いったい知識への欲求というものは、自殺と軌を一にして、共同の信仰が弱まるにつれて増大するものであろうか。プロテスタントがカトリック教徒より教育程度が高く、自殺も多いことはすでに最初の前提である。

プロテスタント国家どうしを比較してみても、これと同じ平行関係がみつめられる。ザクセンはプロイセンより自殺が多い。つまりプロイセンの方が、文盲が多いということである。(1865年にザクセン1.3%に対しプロイセン5.52% 『自殺論』190項) ザクセンでは就学児童が法的な就学義務者の数より多いという奇妙な現象さえあらわれている。学齢期の児童1000人に対し、就学者は1877~78年には1031人にも及んでいた。これはすなわち規定の年限を終了しても在学しつづける者が多いからである。

また、これらの事実は別の分野でも論証できる。例えば自由業、もっと広義には余裕のある階級は、たしかに知識欲がもっとも旺盛で、もっとも知的な生活をいとなんでいる。さて、職業別や階級別の自殺統計はいつも不正確にしかできていないものであるが、社会の上層階級に自殺が多いことは、もう疑いのない事実である。フランスでは1826年から80年まで自殺の首位を占めていたのはこの自由業であった。すなわちこの職業集団の人々の100万あたりの自殺は550であったが、それに比べてすぐ次位の家事使用人は290にすぎなかった。また、イタリアではモルセッリ¹が、もっぱら学問研究に従事する職業を取り出すことに成功したが、それによると自殺に占めるかれらの割合は、他のすべての職業のそれを大幅に上まわっている。事実、1868~76年の期間ではこの同じ職業従事者100万あたり482.6でありそれにつぐ軍人は404.1であるが、この国の一般平均は32にすぎない。プロイセンでは(1883~90年)、きわめて厳選された知的エリートを構成している官吏の集団の自殺が832で、他のすべての職業をしのいでいる。医療と教育関係の職業ははるかに低いが、それでも数字はまだかなり高い(439および301)。バイエルンでも同様である。※(ここでは自殺について例外的な位置にある軍人を除いて—その理由はまた後に述べる)

官吏454は第2位であり、ほとんど首位に接している。首位の商業従業者は465で、わずかに下まわっているにすぎないのである。ついで芸術家、文学者、記者の416がこれにつづく。

また、すべての国で女子の自殺は男子の自殺よりずいぶん少ないことがわかった。これはなぜかという当時、女子の教育程度はまだ男子よりはるかに低かった。さらに女子は本質的に伝統に固執しがちな存在であり、既成の信仰によってのみ自らの行為を律するので強い知的欲求をもつことがなかったのである。ところがこの法則が証明されないかにみえる事例もある。

すべての宗教のなかでユダヤ教がもっとも自殺が少ないが、にもかかわらずこれ以上に教育の普及している宗教もない。すでに初等の知識に関してユダヤ教徒はプロテスタントと今のところ同等の水準にある。ユダヤ教徒が大いに教養をもちながらしかもめったに自殺をしない、という生活を首尾よくやっていくことができるのは、かれらの知識欲がまったく特殊な原因から生まれているからなので

ある。宗教の少数派が、かれらを対象として向けられる増悪に抗して確信をもって生きていくために、あるいはたんに一種の対抗心から、周囲の人びとより知的に秀でようとするのは通例の法則である。そういうわけでプロテスタントも全人口のなかで少数であればいっそう旺盛な知識欲をしめす。それに付け加えユダヤ教徒が教育を受けようとするのは、その集団的偏見を克服し、めざめた観念におきかえようとするためではなく、たんに闘争にそなえてよりよく武装するためなのである。それはかれらにとっては世論や場合によっては法に定められた不利な立場を補償するための手段なのだ。そしてひとり知識だけでは、強い活力を維持している伝統になんら影響をおよぼしえない以上、かれらが自分たちの慣習的活動の上に知的生活を積み重ねたところで、知的生活がその慣習的活動に動揺を起こさせるわけでもない、ユダヤ教徒の複雑な特徴はこうしたところから生まれた。かれらは一面では未開人であるとともに、他面では思索家であり、また洗練された人びとでもある。かれらはこのように昔ながらの小集団の特徴である強固な規律の利点と、今日の偉大な社会の特権である高い文化の恩恵とを、一つにむすびつけているのがユダヤ教徒なのである。

したがって、先の例外（ユダヤ教徒・軍人）を除けば、つぎのことが証明される。教育程度の高い環境のもとで自殺傾向が促進されるのは、すでにのべたように、まさに伝統的信仰の衰退とそこから生じる道徳的個人主義が原因となっている。そして、ここから二つの重要な結論が導きだされる。

結 論

第一に、一般になぜ知識の発達と歩を合わせて自殺が増大するのかという理由が明らかになった。自殺を増大させているのは知識ではない。（ユダヤ教徒の例がそれを立証している）自殺と知識、この二つのものは同じ一つの一般的状态から同時に生まれてきたのであって、両者はその一般的な状態を別々のかたちで反映しているのだ。人びとが知識を学んだり自殺をはかったりするのはかれらの属している宗教社会が凝集性を失ってしまったからであり、知識を学んだから自殺をしたということではない。人びとが知識を得たことが宗教を崩壊にみちびくのではなく、むしろ宗教の崩壊が人びとの知識への要求を目覚めさせる。その要求は既存の通念を破壊するための手段として追求されたのではなく、その破壊が始まったからこそ追求されたのだ。

知識は悪の根源であるどころか、それをのぞく手段であり、しかもわれわれの用いることの唯一の手段である。一度確立された信仰が、事実のなりゆきの中でくずれさってしまうと、もはやそれを人為的に再建することはできない。のこされるのはただ、生活の中でわれわれの行為をみちびいてくれる反省作用だけとなる。ひとたび社会的本能が鈍ってしまうと、人びとにのこされる唯一の案内人は知性だけとなり、人はこれによって意識の再建をはからなければならないということである。

第二に、なぜ一般に宗教が自殺にたいして抑止作用をおよぼすのかという点も明らかになった。宗教が人びとを自己破壊の欲求から守ってくれるのは、宗教が一種独特の論理で人格尊重を説くからではなく、宗教が一つの社会だからなのである。その社会を構成しているのがすべての信者に共通の伝統的な、またそれだけに強制的な、一種の信仰と儀礼の存在にほかならない。そのような集合的状态が多ければ多いほど、また強ければ強いほど、宗教的共同体は緊密に統合されているわけで、それだけ自殺を抑止する力も強いことになる。肝心なのは教義や儀式そのものではなく、それらが自殺を抑止するにたる強力な集合的生活をはぐくむような性質をもっているということである。そして、プロテスタントの教会が、他の教会ほど自殺の抑止作用をもたない理由は、それが他の教会ほどこの緊密性をもっていないことにもとめられる。

参考文献

- E mile, Durkheim, "Le suicide" PUF. 1998
 (=、宮島喬訳『自殺論』中央公論社、1985年)
 E,デュルケム（井伊玄太郎訳）『社会分業論（上）』講談社 2003年

E, デュルケム (井伊玄太郎訳) 『社会分業論 (下)』講談社 2003年
井沢元彦『世界の「宗教と戦争」講座』徳間書店 2001年
中 久郎『社会学の基礎理論』世界思想社 1989年
夏刈康男『社会学者の誕生－デュルケム社会学の形成－』恒星社厚生閣 1996年
湯浅赳男『世界の哲学・思想のすべて』日本文芸社 1997年
若森繁男『常識として知っておきたい 世界の三大宗教』河出書房新社 2005年

¹ E. Morelli (1852～1929) イタリアの精神学者・精神科医。自殺の統計を初めて行った。

山形県村山方言の現状と行方についての研究 若者ことばと伝統的方言との混淆形の発生という視点から

BERSON MAXIME *

目 的

山形県村山地方に居住する高校生（以下「高校生層」と呼ぶ）とその親の世代（以下「親世代層」と呼ぶ）に日常生活のことば遣いを調査した。伝統的村山方言と、近年になって東京から広まった若者ことばの使用状況についての調査である。目的は以下の通り。

1. 伝統的な村山方言（以下「伝統的方言」と呼ぶ）が高校生層にどの程度使用され、あるいは理解されているのかを明らかにする
2. 同じく、伝統的な村山方言が親世代層にどの程度使用され、あるいは理解されているのかを明らかにする
3. 次に、いわゆる若者ことばと呼ばれる語彙や表現（以下「若者ことば」と呼ぶ）が高校生層でどの程度使用されているのかを明らかにする
4. 同じく、3の若者ことばが親世代層でどの程度使用されているのかを明らかにする
また、伝統的方言と若者言葉が混淆されているのかについても調査した。ここでの目的は次の2点にある。
5. その混淆形が高校生層で使われているのかを明らかにする
6. 同じく、その混淆形が親世代層で使われているのかを明らかにする

内容梗概

被調査者は、山形県村山地方で生まれ育った高校生（62人）とその親の世代（42人）の104人である。調査項目は伝統的方言（40項目）と、いわゆる若者ことば（20項目）である。それらの調査項目それぞれについての使用度と理解度をアンケート形式で調査した。

また、伝統的方言と若者ことばを混淆させた例文（25項目）を作成し、それらを使用する割合と使用しない割合、またその言い方に対する違和感の割合を調べた。

調査方法

山形市内の高等学校の協力を得て、自宅へ持ち帰ったアンケートについて、高校生と高校生の親に回答してもらった。回答方法は自計式、調査時期は2007年7月である。

調査項目の例

伝統的方言の調査項目例は以下の通り。

「よめいりする」の意味の「ムガサル」、「いいふりする」の意味の「ツカス」、「おそろしい」の意味

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域文化研究講座（第7期生）

E-mail: thesunhurtsmyeyes@yahoo.co.jp

の「オッカナイ」等である。その他、村山地方では、家を訪ねた時に、自分の名前の後に「何々です」よりも「何々でした」と言う。まるの中にある一(①)を「マルイチ」よりも「イチマル」と言うかなどについても調査した。これらの調査語数は40語である。

若者ことばの調査項目例は以下の通り。調査語数は20語である。

「格好いい男性」の意味の「イケメン」、「同じ年」の意味の「タメ」、「すごくいい」の意味の「ヤバイ」、「気持ち悪い」の意味の「キモイ」、「とても」の意味の「チョー」などである。

混淆形の調査項目例は以下の通り。調査語数は25語である。

「チョー・ゴシャガレル」、「ホンテン・イマイチ」、「ホダナ・キモイ」、「マジ・オモシャイ」、「オモシャイ・ジャン」、「マジ・ツカス」などである。

結 論

村山地方で話されている伝統的方言に関しては、高校生層と親世代層で高く理解され、また使用されていることが明らかとなった。しかし、高校生層では、使用しなくても理解している伝統的方言と衰退している伝統方言とに分けられた。調査結果から村山地方は明らかな方言主流社会として存在していることが確認された。

若者ことばに関しては、親世代層よりも高校生層で若者ことばを多く使うことが明らかとなった。なかには親世代層でもそのことばを高く理解し、使用する若者ことば(「イマイチ」など)もあった。それらが親世代層でも使われていることからすると、すでに若者ことばでなくなっていると言える。

伝統的方言と若者ことばの混淆形に関しては、親世代層よりも高校生層で多く用いられることが明らかとなった。山形県村山地方に定着していると考えられる新しい方言(混淆形)は、次のような語であった:「ビミョウ・(だ)べ」、「オモシャイ・ジャン」、「マジ・オモシャイ」、「チョー・オッカナイ」、「ホダナ・キモイ」など。

また、その混淆形に対し、親世代層の方が違和感を強く持つことも明らかとなった。しかし、その表現に親世代層が耳慣れていくと、その表現に対する否定的な評価も少なくなっていた。

これらのことから、親世代層の方言に比べて、高校生層が用いる方言は変容していると言える。村山地方の方言は今後、単に共通語化するのではなく、混淆形が多く用いられるようになり、旧来の方言形と新しく生まれた方言形とが混在した方言になっていくと予測される。

コラム・書籍紹介

『地域社会研究科』の創成期を振り返って

上 村 康 之*

はじめに

地域社会研究科を出て、すでに4年がたとうとしている。研究科が開設され6年目の昨年にこの『地域社会研究』が創刊されたことは、OBとして大変に嬉しく、ここまでこぎつけた先生方、後輩の院生のみなさんには敬意を表したい。創刊号の《特集 地域社会研究科を考える》において、地域社会研究会座談会、同期の石崎さん、櫛引さん、小笠原さんが地域社会研究科の開設当時のことや思いなどを述べており、なつかしく拝見した。このコラムの執筆にあたり、創刊号で触れられた部分もあるかと思うが、院生会の初代事務局長として3年間、また初代RAとして2年間、務めさせていただいた私の経験から創成期を振り返ってみることとする。

1. 院生会の誕生

地域社会研究科は社会人専用のコースでないが、1期生入学者14人のうち社会人が11人と多数を占め、他に留学生が2人、学生専業が1人であった。居住地は弘前市が10人、青森市と八戸市がそれぞれ2人であった。当時のカリキュラムでは、必修の「地域政策形成論」、選択必修の「地域産業政策論」「地域文化政策論」といった授業があったが、社会人学生は時間をやり繰りし授業に来ることだけで精一杯という方も多く、院生が一同に会する機会はほとんどなかった。

これらの状況から、研究科を運営していくには何かしらエンジンが必要であり、何もしなければ研究科及び院生のまとまりがなく方向性も見えなくなると誰もが感じていたと思う。創刊号で櫛引さんが「鳩首会談の結果、「院生会」を組織することになった。発案者は誰だったか記憶にないが、「院生同士が学びあい、支え合う仕組みが不可欠」という結論は、誰も異論はなかった」と述べているが、まさにその通りであった。院生会会長には大坊さんが就任し、事務局長には時間の自由が一番利くということで上村となった。私としては、20数年前の修士課程時代に院生会や学科がもつ学会の運営などに携わっていたささやかな経験もあり、学科で学会や院生会をもつ必要性を実感していたことに加え、新設されたこの地域社会研究科で何か、ゆくゆくは地域に向かって「何かはたらきかけていくようなもの」を作りたいという気持ちがあった。

2. 院生会定例研究会のスタート

院生会がスタートとした頃はほぼ月に1度、「地域社会研究科とは」といった根本的なことや院生会の運営などについて会合をもった。

1年目(2002年度)は他の授業での発表等もあり、院生会では研究発表を実施していなかった。院生が一堂に会する時間は山谷清志先生による地域政策形成論の授業のみであり、5～8月の月1回、土曜日に集中講義として行われていた。授業は山谷先生の講義のほか、ディスカッション、院生の博士論文の構想発表などであり、授業終了後は先生を囲んで懇親と、1期生でこの日を楽しみにしてい

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域政策研究講座(第1期生)
ノースアジア大学法学部観光学科 講師

た人も多かったのではないかと思います。また、遠藤学長から院生の生の声を聞きたいということで、院生会との懇談会も2度あった。

定例研究会を開始したのは、2年目の2003年度からである。院生会の基本方針として、月1回の土曜日午後を定例研究会実施日とし、1年間のなかで各自が最低1回の研究発表をすることとした。研究発表に加え、院生の仕事などの近況報告なども行い情報交換の場とした。院生会の定例研究会には、丹野先生、佐々木先生をはじめ先生方にも出席をいただき、また数名の先生には研究発表もしていただき、院生と教員がともに歩きはじめたといっただいよいかと思う。

そして、2004年3月には、院生会として初めて院生全員の発表とはいかなかったものの「研究発表大会」の実現にこぎつけた。定例研究会をはじめて1年以上がたち軌道に乗ったかに思えたが、3年目後半あたりから発表者が途絶えはじめ、参加者も減ってきた。また、院生会及び研究会に対する院生内の温度差も顕著になってきた。このため、月1回の実施ができないことが頻発した。しかし、この状況を3期生の市毛さん、外崎さんのコンビが中心になり建て直してくれたと感謝している。この院生各自の参加の温度差こそが、常に直面する課題ではないかと思う。

3. 外に出る地域社会研究科の足がかりに

私は地域社会研究科として、どんどん地域を知りできるだけ地域との関係を作っていくことが必要であると考え、院生会定例研究会を外部で行うことを提案した。1年目は上土手町スクエアで青森県職員を招いての勉強会を実施、2年目は八戸市、3年目は青森市で各1回、地域の見学も含め院生会定例発表会を開催した。

また、学科主催としては、大学の八戸サテライトを利用して「八戸地域研究者との懇談会」を2003年5月と2004年7月の2回実施した。

これらについてしっかり総括したことはないが、地域社会研究科が外に出る足がかりになったのではないかと思う。

4. 院生室の研究環境の整備

地域社会研究科が開設された当初、院生室は、地域共同研究センターの1階に間借りしていた。記憶が定かではないが、机・椅子4セット、ノートパソコン4台、プリンタ1台、先生方の推薦による蔵書が約150冊という備品から始まった。その後、秋になって、いまの総合教育棟に地域社会研究科演習室、院生室1・2が新設された。

事務局長として私の大きな業務は、院生室の研究環境の整備であった。備品の購入・管理、書籍（主に辞典・パソコンマニュアル）と雑誌の購入・管理などであったが、院生室の常時利用者が少ないなか、購入はしたものの必要であったのか否かなども考えた。些細なことではあるが、院生室のスペースが狭まっていくにつれ悩んだ。

また、1年目のお盆すぎのことであったが、全国の官公庁や大学のパソコンがウィルスの被害にあった。院生室のノートパソコンも例外ではなく5台ほど被害に遇い、この対策だけのために3日ほど大学に行ったことが思い出される。いまの管理状況はわからないが、PCや通信環境については、学内及び学外の専門業者のサポート体制が必要であると痛感した。

5. 張さんと程さんのこと

創成期の地域社会研究科、院生会を考える上で忘れてならないのは、1期生の張長安さんと程榮華さんの中国からの留学生のことである。院生室で日々、研究をしていたのは二人であった。常時、話し合える院生がなく、孤独であったと思う。ある意味、創成期の院生室を守ってくれたともいえる。いつか、お二人を弘前に呼んで何かを企画したいものである。

おわりに

研究科在籍時、「上村さん、事務局長、RAなどいろいろ大変ですね」と声をかけてもらうことが多かったが、私は自分自身、これらの役割を楽しめたとし、何か新しいものを作っていくのだという喜びも感じていた。ただ結果は十分でなかったし問題の積み残しも多く、もっといろいろな動きができたのではないかとも思っている。

院生のみなさんには、地域社会研究科及び地域社会研究会をさらに盛り上げ、構成員として何ができるかを考えて欲しい。自身の研究活動や生活など、それぞれ諸事情があるのはやむを得ないが、何かでも研究科、研究会に関心と時間を向けて欲しいと思う。

そういう私がいま秋田に移り住み、諸会合にもなかなか参加できず心苦しいが、研究科、研究会に対して、何か関わっていけることを考えていきたい。

新青森開業への焦燥

櫛 引 素 夫*

東北新幹線をテーマに拙いながらも論文を書き上げ、地域社会研究科を修了してから、早くも3年近くが過ぎた。そして、弘前大学出版会から「地域振興と整備新幹線－『はやて』の軌跡と課題」を出版していただいて、1年半が過ぎようとしている。

JR東日本は2008年11月10日、東北新幹線全線開通・新青森開業の目標時期を約3カ月繰り上げ、2010年12月にすると発表した。それまでの目標「2010年度末」から「度」が取れた格好だ。開業時期の前倒しは、早くから既定路線とみなされてきたが、ついにその予測が現実のものとなった。「八戸以北」は土木工事がほぼ終わり、架線やレールの工事が急ピッチで進む。新青森・七戸（仮称）両駅の駅舎工事もあり、既に駅舎の輪郭が分かる程度まで、骨格が組み上がっている。

だが、「開業間近」を実感させる光景を見る度に、焦燥感が強まっている。2008年10月に青森市で開かれた鉄道シンポジウム（東北運輸局、鉄道建設・運輸施設整備支援機構共催）に招かれ、壇上でも発言したが、地域政策としての「整備新幹線建設」のほころびが、ますます目立っているように思われてならないからだ。

理由はいくつかある。まず、2002年の八戸開業で何が起き、何が起きなかったのか、あるいは何を換えられ、何を換えられなかったのか、適切な検証が行われていないように見えることだ。八戸開業当時、県がまとめた新幹線活用プランの存在さえ、庁内では半ば忘れられている。特に県民・地元住民に対し、新幹線がどんな利益・不利益をもたらしたのか、具体的な調査は、筆者が行ったものを除けば、ほとんど行われていないか、結果が公表されていない。

次に、新幹線開業に対する視点の落差がある。「新幹線が来るから、行動を起こして当たり前」というムードと、「新幹線が来ても自分には関係ない、何をしても無駄」というあきらめムードが、ほとんど交錯することもなく県内を覆っているように感じられる。

どちらの視点も「必ずしも間違っていないが、どこかがおかしい」と首を傾げたくなる。前者の視点をめぐっては、県庁や経済界が、自らも新幹線建設の目的や対策を明示し切れずにいるのに（しかも、それ自体が、相当部分は努力と議論の不足の帰結なのに）、県民に対して「何とかしろ」とばかりに呼び掛ける姿に、違和感を覚えている。他方、後者の視点をめぐっては、これだけ経済活動が低迷し、人口流出も著しいにもかかわらず、「何をしても無駄」とうそぶく人々の姿に、僭越ながら苛立たしさを覚えてしまう。県財政への負荷や並行在来線の経営分離といった大きな犠牲を払わざるを得なかったことは極めて不本意であるにせよ、新幹線開業自体は、地域の経済・社会を変革する、またとない好機である。同様のチャンスを控えている地方は、全国でも決して多くはない。この機会を逃したら、いつ、どうやって、地域の延命を図ろうというのか。

やはり僭越ながら、両者の視点のずれを図式化すれば〈「新幹線原理主義」と「青森敗北主義」の悲劇的すれ違い〉と表現できるのではないかな。

個別の開業対策について、最も気になるのは、情報発信の決定的な遅れである。ネットを検索すると、2015年度の「北海道新幹線・新函館開業」のポータルサイトは、既に検索リストの最上位に位置している。対照的に、「新青森開業」は、ポータルサイトが存在するのかどうかすら確認できない状態

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域政策研究講座（第1期生）

東奥日報社、E-mail: faomori.kushibiki@nifty.com

だ。この事実だけでも、新青森開業対策は半ば失敗していると言わざるを得ない。

次に気になるのは、市民・住民参加の回路の欠落である。40年越しの「夢」だった東北新幹線の全線開通を前に、何らかの行動を起こしたいと思っている人々は、決して少なくないはずだ。2008年10月に実施されたレールウォークの際、募集定員1,000人に対して、4,000人もの応募があった事実は、期待感の高まりを裏付けている。しかし、大部分の県民は、何かを思い立っても、取りあえずどこに問い合わせをし、どこに集えばいいのか、全く情報がない状況にある。

紙幅の都合で、他の多くの課題は示しきれないが、現状のままでは、開業効果の獲得は到底おぼつかない。そして、ほとんどの人は、何が開業効果の獲得を妨げているのか、原因すら把握できない公算が大きいように感じている。

象徴的だったのは、新青森開業の目標時期決定に対する、経済関係者の反応だった。先立つ2002年の八戸開業が12月だったことも手伝い、「冬季開業」に、少なからぬ人々が不満を漏らした。「紅葉の時期だとよかった」という人もいれば、県や経済界が掲げてきた「1日も早い開業」という訴えとは裏腹に、「いっそ翌年3月の方がよかった」と言う人すらいたという。

確かに、冬季観光は長く、本県のネックとされてきた。とはいえ、「冬」を避けて通るわけにはいかない。本気で新幹線による観光面の効果を享受しようとするなら、いくらでも「冬」を克服する方法を探らざるを得ないはずだ。さらに、再訪者を増やすつもりなら、開業の話題性に誘われた冬季の来県者に、「春」「夏」「秋」をも売り込んで、否応なく再び青森県の土を踏みたくするような戦術を採るといった手もある。しかし、このような工夫を論じ、試みる前に、「冬はダメ」と言うてしまうのでは、なぜなのだろう。

「冬季観光の振興という長年の宿題から目をそらしつつ、さして根拠のない『紅葉シーズンの開業論』に自らはまり込んだ揚げ句、冬季開業決定に勝手に落胆し、さらには開業を契機とした『選ばれる観光地づくり』への脱皮を図るのではなく、一過性にすぎない『開業後の人出』だけを当てにして、再訪者の獲得を想定した周年型・中長期的な対策を怠り続ける」－。こんなシナリオが進行しているのではないことを、心から祈る。

実効的な新幹線対策の乏しさは、決して、それ自体が独立した現象ではない。背景を探ると、青森県がこれまで、産業をうまく育てられずにきた要因が、凝集されている感がある。ここでは、その考察には立ち入らないが、個人的には①他者の視点に立ってみるイメージーションの不足②さまざまな事態を想定してみるシミュレーションの不足③地元の人間同士、そして外部の人間とのコミュニケーションの不足④ネガティブ思考－の4点に、問題点を集約できるように思う。

八戸開業以来、浅学非才を顧みずに、あれこれと新幹線に関する記事・文章を世に出してきた。しかし、青森県は結果的に時間を空費してきたのではないかと恐れている。そして、その責任の一端は、自分にあるのではないかと、忸怩たる思いを抱いている。

開業までわずか2年足らず。本当のところ、自分は今、何をすべきなのか。筆力の不足を痛感しつつ、「じっと手を見る」毎日である。

『市民的地域社会の展開』

檜 権 貢*

「市民的地域社会の展開」のこと

1. 地域政策との出会い

市役所行政事務の分析が私のこの世界への入口だった。随分時間が経った。1970年代の後半のことである。すでに、高齢化の予兆はあったが、都市は周辺に拡大していた。産業振興を軸におき、建設行政がはばを利かせていた。そんな時代だから、市役所の担当課長に関係分野の課題を聞き、方向をまとめる作業を行い、地域を学んだ気になっていた。今思うと、そこからは住民・市民の活動はほとんど見えなかった。

私が最初に所属した自治省認可のシンクタンクの活動は、地域の現場は自治体行政であって、住民・市民を視野におさめる研究に係ることはほとんどなかった。もっとも、20歳代後半から30歳にかけての総合研究開発機構での研究は、まちづくりの研究者に出会った。

この時期にまちづくりは大きな勢力になり始めていた。地域主義、シマおこし、むらおこしという表現で自主的なまちづくりが報じられていた。私も時代の子。未来はどうであれ、自治体の自主的な動きに刺激された。湯布院などに非行政のリーダーはいたが、多くは自治体の職員か首長だった。その位置に立っても、住民・市民の姿は見えにくかった。

2. 市民活動からの政策論理

80年代の前半から後半にかけて、青年会議所（JC）との出会いがあった。30歳代の半ばになっていた私は、3～4年の間、日本青年会議所の政策系委員会のアドバイザーを頼まれていた。そこでは、青年会議所のメンバーの政策力をつけることだった。初めて、市民志向の若者に出会ったのである。

彼らは社会開発（CD：Community Development）の大切さを説き、行動していた。地域の祭の復元、地方議員の削減等の運動だった。彼らは市民としての立つ位置を探していた。企業の社長や専務という肩書をもっていたが、その所属から離れた社会活動を探していた。そして、この時期には新しい社会開発（ニューCD）や政策開発（PD：Policy Development）を活動の旗印にしていた。自発的市民活動を地域政策の基本に据えようといっていたのである。

そのためもあって、彼らは自分たちのビジョンをもちたいと言っていた。行政の全方位的で総花的なものとは違う課題への突破力のある地域政策を模索していたからだ。すべて自前で、自分の地域のためになる行動を1年単位で行う。奉仕の精神を前面に立てながら、地域のためになる行動を行う。それが地域青年会議所だった。私には、それが市町村の行政とは違った行動論理での地域政策に映った。それは各地でスポーツ大会、まつりイベント等に結び付いた。その評価が高まっていた。

やがて、私も40歳を過ぎて、彼らと同じ目線で行動することはなくなったが、その行動論理と自発的は地域政策を忘れることはできなかった。2001年4月から大学に籍をおいた。そこで研究の研究をいくつか始めたが、市民に着目することにした。市民活動からの政策論理を何とかまとめるというこ

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域政策研究講座 教員

E-mail : himaki@cc.hirosaki-u.ac.jp

とである。そこでは、大学が立地する地域社会にこだわった。宇都宮市清原という地区と大学をつなぐ試みであった。

3. 市民的地域社会のイメージ

市民的地域社会の展開の本のあとがきに、次のように書いた。

「私たちの地域社会は長い間、官のものであった。官の国土、官の県土、官の市町村域、官の大字小字だった。旧慣に従ったとはいえ、その地域区分と運営のリーダーシップは官の手にあった。……（中略）……それを住民・市民の世界で組み立て直したい。そんな思いを込めている。それで、近隣社会を取り上げた。コミュニティを取り上げた。運動型アソシエーションとしての集団論や市民的ポリティクス思考が重要だと指摘し続けた。コミュニティ支援という下から、横からの助け合いの意義の大きさを説いた。時代は変わる。地域社会は無意識では、官の地域社会として運営されている。それを意識的に確認して、『市民的地域社会』として、問い直し、つくり直すことだ。本書ではそう言いたかった。」

4. これから

住民の時代、市民の時代である。上からの再配分の時代は過ぎた。価値も財源も天から降ってこない。自分たちの地域社会を確認して、発展方向を考えていく。そこに工夫とネットワークが生じ、コミュニティ支援が起きる。そんな社会がすぐそこに来ている。私は市民的地域社会が成熟することを夢見ている。

〔書籍情報〕

檜 貢著『市民的地域社会の展開』

（日本経済評論社、2008年10月刊

A5版226頁・定価3,570円）



『人物で知る 日本の国土史』

緒 方 英 樹*

本書は、古代から近代まで、日本の国土形成に関わってきたパイオニアたち50人の人物と業績を歴史的に検証して、現代社会にとって国土づくりとは何か、これからどのような方向で対処すべきか問い直すことを目的に纏めたものである。

人物構成は、僧侶や戦国武将、地域の商人や豪農、施政者、お雇い外国人など様々な立場と分野に及ぶ。それぞれ国土経営、災害対策、民衆の福祉などといったテーマを明確に持ち、土木・建築といった技術を駆使して地域のニーズに応えた指導者であり、志の高いチャレンジャーである。科学者や探検家、福祉の人も取り上げたのは、その時代にとってだけでなく、現在や将来の道筋を示すヒントを多く内包しているからである。

歴史を学ぶことと、歴史に学ぶことは同義ではない。古来より地域開発は歴史的に何度も繰り返され、目を凝らすと、そうした痕跡が実は身近に在る。有形、無形を問わない。

歴史に学ぶ眼目は、私たちがいまいる場所を考え、いまいる場所から世界を考え、社会を考え、明日をどういう世の中にしたいのかを読み解く想像力にある。そして、歴史はどこから眺めるかによって、随分と景色が変わってくる。

本書に登場する人物たちを国土づくりという観点から眺めてみると、教科書的に捉えられていた普遍的な相貌の何と表層的であったかに驚かされるだろう。たとえば、行基に代表される僧侶たちはなぜ、自らを犠牲にしてまで、民衆のために土木の仕事を行ったのか。戦国の武将たちはなぜ、戦だけでなく、数多くの河川工事をおこなったのか。その土木技術はどのように身につけたのか。江戸から明治への移行期に、「おやとい外国人」が持ち込んだ科学とは何だったのか。彼ら異国の助っ人たちに導かれ、日本人土木技術者たちがひとり立ちしながら、日本の近代化はどのように成されたのか、といった様々な「なぜ」から現在、そして未来を見つめる問題解決に繋げてこそ、歴史は生きてくる。



[目次と内容]

行基 民を助け国をつくった僧侶／空海 百姓恋慕うこと父母のごとし／平清盛 春の夜の夢／武田信玄 水を治めた戦国武将／岡部又右衛門 信長と散った棟梁／ルイス・フロイス 戦国時代を生きた宣教師／佐々成政 悲運の武将／徳川家康 江戸のプランナー／角倉了以 戦国商人の土木／成富兵庫茂安 さが水ものがたり／加藤清正 土木の天才／川村孫兵衛重吉 土木請負人／板屋兵四郎 辰巳用水の偉業／西嶋八兵衛 ため池の達人／野中兼山 千載不朽の土木家／大槻七兵衛 砂浜に木を植えた男／児玉九郎右衛門 錦帯橋をつくった男／禅海 手掘り「青の洞門」／平田靱負 宝暦治水の悲劇／伊能忠敬 非凡なる凡人／上杉鷹山 民の父母となって／最上徳内 不屈の北方探検家／二宮尊徳 農村再建の達人／新渡戸傳 新渡戸一族の大望／フィリップ・フランツ・フォン・

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域政策講座（第7期生）

E-mail: ogata-hideki@jctc.jp

シーボルト ドイツ人医師の愛した江戸日本／イザベラ・バード 英国女性の日本奥地行／リチャード・ヘンリー・ブラントン 西洋文明を灯した男／エドモンド・モレル ゼロマイルからの出発／ヨハニス・デ・レーケ 治山・治水の恩人／井上勝 鉄道に捧げた生涯／ヘンリー・ダイアー 明治ニッポンの立役者／ジョサイア・コンドル 海を渡ってきた建築家／辰野金吾 初めての日本人建築家／古市公威 近代土木工学の祖／ウィリアム・キニモンド・バルトン 衛生工学の恩人／後藤新平 世紀を超えた指導者／西郷菊次郎 台湾の治水に貢献／田辺朔郎 土木技術者のロマン／廣井勇 清きエンジニア／石井十次 約束の理想郷づくり／伊東忠太 建築にとって美とは何か／岡崎文吉 土木技術者と自然／青山士 サムライ・エンジニア／ウィリアム・メレル・ヴォーリズ 優しきアマチュア建築家／早川徳次 地下鉄にかけた夢／赤木正雄 砂防一路／宮本武之輔 風にむかう炎のごとく／八田與一 台湾に水を引いた神

〔書籍情報〕

緒方英樹著『人物で知る 日本の国土史』

(オーム社・2008年8月・A5判214頁・定価2,000円)

『北方社会史の視座 歴史・文化・生活』第2巻

市 毛 幹 幸*

本書は、本学人文学部・地域社会研究科教授長谷川成一先生監修のもとに、2007年12月から刊行が開始された『北方社会史の視座』全3巻シリーズの第2巻である。本書の主題は「歴史分野（近世）と文化分野」であり、日本近世の北方社会の歴史と時代に特徴づけられた思想・文化の多様性を詳らかにすることで、より豊かな北方社会の歴史像を提示しようと編集された。早速、以下で本書の内容と構成を簡単に紹介してみよう。

本書はその主題に基づいた二本の軸で構成されている。まず、「歴史分野—近世における地域と国家—」には、①近世大名南部家の徳川幕藩体制秩序への位置づけと家臣団編成・領内支配の展開、②近世前期段階での国家権力による蝦夷地・アイヌの編成、③御用商人が多く活躍した北奥地域の商人のあり方、④国家権力に要求された国絵図調進への弘前藩の対応や藩政における国絵図の位置づけと利用状況、⑤津軽領における災害と弘前藩の対応のあり方、⑥新たに発掘された東北森林管理局所蔵資料の紹介とアーキビズムへの関心に基づいた資料保存のあり方、⑦「秋田風俗絵巻」に描かれた北羽地域の生活・風俗の解説と絵巻に込められた地域意識成立の意義、⑧幕末期の藩領を越えた移動における若年女子の移動実態・意義と新たな地域形成、といった問題について考察した論文五本、研究ノート一本、コラム二本が収載されている。

また、「文化分野—地域固有の文化の形成と思想—」には、①中世夷島の仏教的位置づけや古代・中世の夷島への天台宗伝道の思想史的意義、②北奥羽諸藩の儒学の展開とその実態や特質、③弘前藩宝暦改革を主導した乳井貢の学者・思想家としての側面の再検討、④安藤昌益の著作分析と思想形成の過程、⑤「松前三湊」の江差における俳諧文化の様相、⑥秋田・盛岡両藩領における神仏分離の実態と特質、⑦英学を中心とした津軽への洋学受容のあり方と文明開化とのかかわりや意義、⑧明治から現代までの秋田県内の葬送儀礼の変容とその過程にみられる文化的特質、⑨青森県出身の作家長部日出雄の文学世界にみる津軽風土の歴史的意味と今日的価値、といった問題を考察した論文八本、コラム一本が収載されている（各分野収載の諸論考、論題については本書をご一読いただきたい）。

これら内容を一覧された読者は、本書に、執筆者個々の問題意識に基づいた個別テーマを設定して、分野ごとに編まれた論文集という性格を見出されるかもしれない。確かに各論考は個々の執筆者が長年にわたり取り組んできた問題意識をもとにものされたものである。しかし実は、本書では、歴史分野と文化分野が別個にたてられているのではなく、各々の分野や論考が近世の北方社会というキーワードを核として相互に関連し合い、それによって全体像を描き出すことが図られているのである。すなわち、日本史の近世段階を通じて形成された北方社会固有の特質を現代までに至る時代の連続のなかに実像化することが目指されている。具体的には近世の北方社会とそこに生きた民衆の多彩な生業・生産といった生活の息づかい、思想や情報のネットワークを通じた伝達などの知的営為を基盤として形成された意識のかかわり合いや相克を、人間存在と時・空間という多角的な視野から解明することを意図しているのである。加えて、日本北方の地域社会に内包された諸々の矛盾や多様な特質を浮き彫りにすることで、地域の歴史像と地域内面の社会変容のあり方を把握することを視野にとらえている。

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域文化研究講座（第3期生）
青森県史編さんグループ事務嘱託員

ところで、日本史学界では、1980年代後半に結成された北海道・東北史研究会を中核として、それまでの中央指向の日本史像解明ではなく、「北からの日本史」をスローガンに新たな日本史像の見直し・構築が提唱され、北方史研究は著しく進展した。現在、北方史研究は日本史研究の重要ファクターとして確固たる地位を占めている。そして、こうした北方史研究の流れをくむ本シリーズは、これまでの北方史研究から一歩踏み込んだ「北方社会史」研究を意識している。このことは北奥羽・北海道で形成される「津軽海峡地域」に視座を置き、交易・交流・人・もの・情報のフローの部分や生業・生産、生活のあり方を重視したとする監修者による「刊行の辞」にも本シリーズ刊行の理念として示されている。

紙幅も尽きたので、本シリーズの理念に関する判断や本書の内容の詳細な理解については読者諸賢ご自身にお委ねしたい。

なお、第3巻が2008年4月に刊行されていることをひとこと申し述べておく。

〔書籍情報〕

『北方社会史の視座 歴史・文化・生活』第2巻

(A5版410頁、清文堂出版、2008年2月刊行、本体価格4,500円)

『地域ブランドと地域経済 —ブランド構築から地域産業連関分析まで—』

野 崎 道 哉*

近年、地域経済の活性化、地域づくりのツールとして、地域ブランドを巡る議論が活発に行われてきた。最近の地域における焼きそば、餃子などのB級グルメ、中山間地域における地域活性化手段としての地域ブランドの議論の契機となったのは、商標法が一部改正され、2006年4月から施行された「地域団体商標制度」以降の展開である。

一般に、地域経済が置かれている現状について、以下のような認識がある。(1)少子高齢化により、労働力が減少し、同時に(2)核家族化の進展により、地域コミュニティが失われてきている。さらに、(3)国の財政構造改革の影響で公共投資が縮小し、地域の基幹産業である建設業の経営不振の状況が続いている。こうした現状に鑑み、「元気のある地域」を取り戻すために、自分たちの生活しているコミュニティの宝を発掘し、ブランドとして構築・再生していこうという動きが高まってきていると言える。

本書は、全体で3部構成となっている。第1部では、地域ブランドの議論の背景としての地方の実態や、地方の精神構造にスポットを当てている。地域における実践の紹介として、加賀野菜、五郎島金時の事例を取り上げつつ、一般商標から地域商標団体登録制度に至るまでの地域の実践のステップアップを紹介している。さらに、観光地ブランドとして定着している喜多方を取り上げ、「蔵とラーメンのまち」だけではない、地場企業の経営者が地域づくり、まちおこしに積極的に参画している活動の実践を紹介し、これらの実践の背景にある精神的支柱としての商人道、「北方藤樹学」に光をあてて地域の取組みを評価している。こうした地域の実践を検討していく中で、地域の中で「強いブランド」づくり、地域の経営に経営学を援用する試みについても論じている。

第2部では、ブランド構築の方法論と実践を紹介するなかで、「ブランドは消費者が評価して成立するものである」という発想に立って、地域ブランド構築における付加価値の創出と価値観の創造を行う必要性を強調している。まず、地域ブランドの定義を明確化し、商品の価値観だけではなく、商品に地域のイメージを連携させながら一体となって地域力を高めるための活動を行っていくプロセスが重要である。ブランド戦略を検討する際に、競争優位を高めることに加え、地域の持続可能性を追求する手段として地域ブランド形成を目指す必要性について言及している。さらに、地域ブランド形成において、取り組むべきプロセスの内容について、大分県豊後高田市における事例や長崎県佐世保市の佐世保バーガーの事例を紹介し、地域ブランドにおける価値創出の仕組みについて検討を行っている。

第3部は、第1部と第2部が地域ブランドを論じたのとは対照的に、地域ブランドの土台となる、地域経済の分析枠組みについて紹介している。経済学において地域経済を扱う際の分析手法として、地域計量経済モデルと地域産業連関分析を取り上げ、分析事例を紹介している。喜多方ラーメンや関サバ・関アジに代表される地域ブランドの構築は、地域経済へ波及効果をもたらすと言われるが、その分析に応用可能な観光産業や農林水産業に関する事例を提示している。青森・岩手・秋田の北東北3県の産業構造について、地域産業連関表により明らかにし、スカイライン図を用いた産業構造の分

* 弘前大学大学院地域社会研究科 研究生修了 博士(学術)
中央大学経済研究所客員研究員、E-mail: michi_post@kfx.biglobe.ne.jp

析事例、市町村レベルにおける産業連関表の具体的な作成マニュアルを提示し、青森県産業連関表を利用して、公共投資が行われた場合における県内経済への波及効果の例題とともに観光産業の経済波及効果の分析事例について紹介している。

終章の中で述べられているように、多くの地域が直面しているのは、非常に厳しい現状である。しかし、すぐに実践からの果実を求めるのではなく、遠回りに見えるかもしれないが、地道な日々の活動の中に、本物の「強いブランド力」を鍛え上げるヒントが潜んでいることを理解していただきたい。本書は、地域ブランドの形成により、地域づくり、地域経済の再生を志向しようとする多くの方々に、理論的背景、実践の取組み、地域経済分析枠組みまで含めた入門書として利用していただければ幸いである。

〔書籍情報〕

佐々木純一郎・石原慎士・野崎道哉著

『地域ブランドと地域経済―ブランド構築から地域産業連関分析まで―』

(同友館、2008年6月刊 (ISBN: 978-4496044175))

研究の視点

文化財と地域社会

関 根 達 人*

私は人文学部では専門科目の「文化財論」という授業を担当しています。毎年、この授業を受講する学生は、青森県内の指定文化財を見学し、それが指定された理由や、保護・活用の現状と課題点などをまとめたレポートを提出することになっています。文化財といっても天然記念物から、城跡・仏像・土器・古建築・町並み、さらにはお祭りなど様々です。

私は、多様な文化財のなかでも、形あるもの（有形文化財）、とりわけ考古資料を専門としています。私は普段、特に国や県・市町村から指定を受けた、言い換えればお墨付きを与えられた文化財以外の資料を扱っています。「無冠」の文化財予備軍に基づき真実の歴史や文化を明らかにすることで、それらの価値を引き出したいと考えているのです。

近年、三内丸山遺跡の調査が引き金となり、北日本の縄文文化が注目されるようになりました。青森県を中心に、北海道・岩手・秋田と連繋し、北日本の縄文遺跡の世界遺産登録を目指す活動が本格化しています。平泉の世界遺産登録が見送られた今、なかなか前の見えない状況なのにも関わらず、世界遺産が観光に直結し大きな経済効果が期待されるだけに、全国各地で多くの取り組みがなされています。まさに世界遺産への登録こそが、文化財を最大限活用することだといわんばかりの状況です。急速な観光地化によって、長年守られてきた文化的・自然的景観が損なわれる危険性も指摘されています。世界遺産に認定されることは喜ばしいことですが、その結果、大切な遺産を食いつぶしてしまうような自体は避けねばなりません。

弘前大学では、大学としての中期目標のひとつに縄文文化の研究を掲げ、2005年に人文学部附属亀ヶ岡文化研究センターを開設しました。センターは教育・研究機関であるとともに、展示などを通じて地域貢献を目指しています。センターでは亀ヶ岡式土器の文様をデザイン化し、津軽塗や藍染めなどの伝統工芸に応用する試みを始めました（写真）。

シャコちゃんのお愛称で親しまれているつがる市亀ヶ岡遺跡出土の土偶は、亀ヶ岡文化を代表する遺物として広く知られています。五所川原でシャコちゃんをかたどった立佞武多を製作してはどうでしょうか？高見盛など郷土出身の力士に亀ヶ岡のデザインの入った化粧回しを贈り、NHKの相撲中継を通して全国に青森を宣伝してもらってはどうか？こうした取り組みこそ、縄文人が残してくれた大切な遺産を、地域社会のために適切に「資産活用」することだと思うのですが。



* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域文化研究講座 教員
E-mail: sekine@cc.hirosaki-u.ac.jp

点の近代化と面の近代化

作 道 信 介*

私の専門は人類学と社会心理学です。研究としては「近代化によって私たちの生活や意識がどのようにかわってきたのか」ということをテーマにしています。

私はいまこのときに、それぞれの場所でなにかをしている人たちのことを考えるのが好きです。それぞれはお互いのことを知らない。そういった活動が同時的に世界でおこっていて、人間の営みの総体をつくっている。“社会”ではくくれない世界をとらえる方法を私はさがしているのです。そのひとつの候補が「近代化」です。

近代化は経済的発展や民主主義の定着、教育の浸透などの指標でリニアに表されがちです。そのような持続的な社会の変動が及ぼす影響は複雑で、私たちもその渦中にいるため気づくのがむずかしい。私たちはもう携帯電話が普及する以前の生活を思い起こすことができなくなっています。

主なフィールドは津軽とアフリカです。津軽では、高度成長期日本の出稼ぎをとりあげました。出稼ぎは必要悪といわれながら、どのようにしてかくも長期間、青森県を支えてきたのか。その結果どのような影響があったのか。私はこれを可能にした要因を「地域をつくり人を留め置く力」、ホールドとよんでいます。青森県では一時期、出稼ぎという稼働形態が維持されたため、ホールドの力が発生したのです。私はそれは都会へ人々を移動させるプッシュ・プルの力を利用した、近代化への対応だったと見ています。ホールドの発生条件を考えることは地域づくりの参考になるかもしれません。

また、近代化は地域を差別化します。豊かな地域と見捨てられた地域、まだらに進んでいきます。地域があきらかに衰退にむかったとき、人々はどのようにこの衰退に対応していくのか、これも重要な課題です。過疎対策とは別に、過疎地や近代化にのれなかった地域になぜ人は住み続けるのかを考えたい。これもホールド研究になると思っています。

一方、アフリカで、私がいま一番関心があるのは、「点の近代化」という発想です。国家の枠組みや基盤が脆弱な地域では、産業化や教育の普及も、面というよりは点ではいってきます。一時的に緊急援助がはいったり金持ちのスポンサーがついたりすることで近代化が進展します。それは日本のように制度の整備によってなされる近代化とは異なるようにみえます。点の近代化は線の近代化・面の近代化につながっていくのでしょうか。また、ちょうど出稼ぎが高度成長への対応だったように、アフリカの点の近代化は人々のどのような対応を生み出しているのでしょうか。



調査地パノラマ

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域文化研究講座 教員
E-mail : sakumici@cc.hirosaki-u.ac.jp

ひるがえって、日本の近代化をみると必ずしも制度的な近代化ばかりではないことに気がつきます。たとえば、かつては日本のあちこちに鉱山があって映画館や歓楽街をもつ鉱山町をつくっていました。それらは戦後、またたくまに消滅していったのですが、そのときの人々はその後どうなったのでしょうか。そのときの記憶を運び全国へ散っていったのでしょうか。私は制度を通じての近代化と、さまざまな出来事を通じて「点」ではいつてくる近代化との関連に関心をもっています。これは個人の発達や成長といった個人レベルでも考えることができそうです。

近代化への対応を共通軸に、遠くはなれた人々をつなぐことができれば、と考えています。



何がほしいの

地域の生產品とデザイン

石 川 善 朗*

地域における地元製造業は大手中央企業の下請的存在が大半です。しかし現在のような状況下においては、自社開発製品を増やし、下請けからの脱却をはかる動きが盛んになってきました。ところが今までの製造物・製品が部材関係を主に生産していたため、組み上げた最終製品をどのように企画・開発し、商品として市場に公開すれば良いか迷っている地域企業が大半だと思われます。良い技術が沢山あるのですから、それを応用する企画力を身につけた人材を育てなければなりません。

そこで私が現在研究し、学生に講義している内容はプロダクトデザインの開発・作成です。生産される製品のデザインを制作するということは、実は企画立案から関わり、最終製品製造物の外観までおこなうことです。一般の方が思う、所謂「カッコイイ形」「美しいラベル」「綺麗な色」は主観的な感覚で、人により差異の大きなことです。製造製品のデザイン作成では主観的なことはなるべく避けて、客観的なデータ収集をおこないマーケットに合わせます。そのための市場調査、時代動向、社会現象などをまず調査しなければなりません。そのことが大切なのですが、地域産業ではまず製品ありきになってしまい、個々の企業が企業の主観で出来上がった物を市場に出してしまいます。このことが消費者感覚あるいは時代動向と「ズレ」が生じていて、なかなか販売実績に結びつきません。

製品デザイン開発に必要と思われることを要約すると

- 市場事例の収集（どこの、誰に、どんな物を、どのように使う、食べる、身につける等）
- 収集事例のパターン化（収集データ分析）
- ポリシーの確立（自社の立場、自社の生産開発能力、社会との関わりなど）
- コンセプトの立案（どんな製品なのか）
- コストプランニング（素材、生産方法、価格、等々）
- デザイン化（初めて「絵」にする）
- 生産（効率よく作る）
- プロモーション（販売促進活動）
- セールス（販売状態の確認、場合によっては最初に戻る）

等です。これらのことが総合的にまとまって一つの製品開発になるのです。プロダクトデザインの仕事の前半はデータアナライズが主な仕事になります。その製品を販売する地域のことについての知識を必要とします。

さらに、製品の販売にはイメージ戦略が大切になります。自社イメージと製品イメージが長い間に消費者に伝わってブランドとなり「ブランドイメージ」となってきます。イメージをいかに具現化するか大切な作業となり、デザインイメージの研究開発になります（ブランド確立にもなる）。イメージ開発の初期手段として私は「感覚イメージ言語」と色彩のマッチングを研究しています。簡単に言いますと「感覚イメージ言語」とは形容詞のことです。例えば「熱い」「寒い」の感覚は人により強弱があり、様々なイメージを喚起します。熱い音、熱い色、熱い行動、熱血などと表現され、「熱い色の

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域産業研究講座 教員

E-mail: hirozen@cc.hirosaki-u.ac.jp

組み合わせによるデザイン表現」が成立します。大体の人がそのように感じる表現を定量化し、分析し、デザイン表現が出来るわけです。当然その他にもたくさんの形容詞があり、自社イメージ、製品イメージに合う形容詞を見つけ出し、その形容詞に相当する色彩の組み合わせを用いてデザイン開発するわけです。代表的な言語（形容詞）に相当する3色あるいは5色の組み合わせが尺度として考えられていますので、それに沿って大体の色彩デザインを策定し、市場に合わせた製品デザインをおこないます。色彩だけではなく形、大きさ、素材の質感なども「感覚言語」形容詞に合わせます。これが基本的なプロダクトデザイン開発になります。

地域に則した市場調査と、新たな市場を開拓していく作業は大変難しいことですが、これは多量生産（機械生産）、少量生産（手作業生産）に関わらず、マーケットを意識した場合必ず必要となります。プロダクトデザインの手法を用いて地域産業の発展に微力ながら貢献したいと思っています。

資料：合同研究発表会報告

弘前大学大学院
地域社会研究科・人文社会科学研究科・教育学研究科
合同研究報告発表会開催について

ごあいさつ

本日は、合同研究報告発表会に足をお運びいただき、ありがとうございます。

昨年度、地域社会研究科の大学院生を中心とした院生会、同窓生を中心とした同窓会、さらには先生方にも加わっていただき、地域社会研究会を発足いたしました。合同研究報告発表会も、今年で、2回目の開催となりました。昨年は、弘前大学の学内で発表会を開催いたしましたが、本年度は、地域の皆様にも私どもの研究成果を、より一層知っていただきたく、学外の上土手スクエアで一般公開というかたちでの、開催と致しました。

また、開催にあたり、弘前大学大学院人文社会科学研究科ならびに、教育学研究科の大学院生にも、口頭発表とポスターセッションにご参加いただきました。さらに、昨年同様、水野良亮氏から発表会ポスターの原画をご提供いただきました。本年度のポスターは、弘前市の桂清水の杉の大本が雄々しく描かれております。重ねて御礼申し上げます。

私どもも今後ますます地域社会の活性化に向けた再認識、そして地域への貢献につながるような研究を進めていきたいと思っております。今後とも、地域のみなさま、ならびに学内のみなさまの暖かく厳しいご指導ご支援をよろしくお願い申し上げます。

最後に、ご協力を賜りましたみなさま、開催にあたってご尽力くださった各研究科のみなさまに、御礼申し上げます。

2008年9月27日

弘前大学地域社会研究会 会長
三 浦 俊 一

2008年度 地域社会研究会
(地域社会研究科・教育学研究科・人文社会科学研究科)

報告発表会大会

日時 2008年9月27日(土) 13:00～

場所 上土手スクエア

プログラム

開会のあいさつ(三浦俊一地域社会研究会長)

13:15～ セッション1

司会 白石睦弥

蔦谷 大輔(人文社会科学研究科1年)

「近世大名が求めた権力の根拠 ―弘前藩官撰史書の内容をめぐって―」

田中 郁穂(教育学研究科2年)

「近世後期の秋田藩林政における山師について」

鳥谷部絵美(教育学研究科2年)

「中学校からの学社連携・融合の現状と課題

―総合的な学習の時間を中心に―」

八木明日香(教育学研究科2年)

「ジェンダーフリー教育」の再検討 ―バックラッシュをうけて―」

14:55～ セッション2 ポスターセッション

佐藤 雄生(人文社会科学研究科2年)

「陶磁器にみる蝦夷地の歴史」

倉内 一輝(人文社会科学研究科2年)

「ギリシア陶器を知っていますか？」

緒方 英樹(地域社会研究科1年)

「人物で知る 日本の国土史」

15:25～ セッション3

司会 工藤裕介

BERSON MAXIME(地域社会研究科1年)

「山形県村山方言の現状と行方についての研究

―若者ことばと伝統的方言との混淆形の発生という視点から―」

白石 睦弥(地域社会研究科2年)

「近世・近代の災害と対応」

三浦 俊一(地域社会研究科2年)

「津軽地方のネプタ・ネプタの持続可能性について」

閉会のあいさつ(佐藤三三地域社会研究科長)

近世大名が求めた権力の根拠 —弘前藩官撰史書の内容をめぐって—

蔦谷大輔*

はじめに

江戸幕府と大名の関係

大名への領知の宛行や安堵という幕府の「御恩」に対して、宛がわれた領知を基礎とした軍役や、將軍上洛・日光社参時の供奉、改易大名の領知受領・在番、城郭などの普請役などといった公役が幕府への「奉公」として大名が遂行し、こうした大名の公役の奉仕は、將軍と大名の主従関係を規定するものであった（長谷川成一『弘前藩』35頁）。

こうした関係の維持という点について、近世大名は自らの出自の正当化という形で藩内において様々な政策を展開することもあり、それが支配の正当性（大名権力の正当化にもなりうる）として機能していった。本稿で取り上げる弘前藩の官撰史書についてもそれと同様の意味付けがなされたものとみて大過ないと思われる。

本稿では、弘前藩が官撰史書編さんによって、いかなるところに自らの権力の根拠を求めていこうとしたのか、という点について考察する。

官撰史書とは？

官（幕府や藩・朝廷が命じて）撰（編さんされた）史書（歴史書）

→必要な歴史を取捨選択して整理することで成立した。

→正史として扱われることが多い。

例）「日本書紀」（日本史上最も古いもの）、「徳川実紀」（徳川家の正史）など

1 弘前藩の官撰史書について

弘前藩の官撰史書 3 書

「津軽一統志」（享保16年〈1731〉5月完成）
「津軽編覧日記」（寛政5年〈1793〉2月完成）
「封内事実秘苑」（文政2年〈1819〉完成）

の3書

ただし、「封内事実秘苑」は準官撰史書（官撰史書に準ずる）とされることもある（『新編弘前市史』資料編2（近世編1）4～5頁）。

①「津軽一統志」

- ・弘前藩5代藩主津軽信寿が家老津軽（喜多村）校尉政方に命じる形で着手された。
- ・用人桜庭半兵衛、相坂則武、伊東祐則らが実際の編さんと校正を担当した（ただし、他に数名の藩士もかかわっていたと考えられる）。

* 弘前大学大学院人文社会科学研究科 修士課程1年

- ・享保12年〈1727〉10月24日付の触書は、初代藩主津軽為信の領内掌握戦争に関する史料の提出と、寛文9年えんぶんの蝦夷蜂起に関する史料の提出を求めるもので、内容もその方針通りである。
- ・編纂に関わる基礎史料としては、「東日流記」つがるき（高屋豊前編、寛永年間成立）「愚耳旧聴記」ぐじきうちうき（為信一代記）などが挙げられる。

〈構成〉

首巻	風土、神社仏閣、産貢、名所旧跡など
巻1	津軽家の先祖（大浦光信～大浦為則）の歴史（16世紀初頃～永禄10年）
巻2～巻7	津軽為信（初代藩主）代の歴史（永禄10年〈1567〉～慶長12年〈1607〉）
巻8	津軽信枚 のぶひら （2代藩主）代の歴史（慶長12年〈1607〉～寛永8年〈1631〉）
巻9	津軽信義 のぶよし （3代藩主）代の歴史（寛永8年〈1631〉～明暦元年〈1655〉）
巻10（上・中・下）	津軽信政 のぶまさ （4代藩主）代の歴史（明暦2年〈1656〉～貞享2年〈1685〉）
附巻	津軽家先祖の系譜、伝説・伝承など

②「津軽編覧日記」

- ・寛政4年〈1792〉、藩士木立守貞きだちもりさだに編さんが命じられ、翌年2月に提出された。
- ・編さんにかかわった人物は木立以外少なくとも6人いた。
- ・同書は「本藩濫觴実記」ほんはんらんしやうじき（為信以前の津軽氏について記述したもの）と一緒に提出されており、この2書で1つのセットである。
- ・編さん方針などは明らかではないが、同書の凡例には、様々な旧記や由緒、伝承などを、私見を加えずに全て記したとしており、「津軽一統志」とはその性格が異なっている。
- ・『三百藩家臣人名事典』第1巻（新人物往来社 1987年）には、「木立家には大永四年からの記事がみえる家記（『木立家記』）が伝わってきたが、藩命によって要左衛門が中心となり、これに他の旧記の記事も加えた『津軽編覧日記』を編集して寛政五年五月に完成した」とある（「木立要左衛門」の項）。

→「津軽編覧日記」完成を「寛政五年五月」とする点など、不適切な部分を除けばある程度信頼できる内容であり、「津軽編覧日記」は「木立家記」（恐らく守貞が著した「津軽歴世録」つがるれきせいろくのこと）をもとに編さんされたといえよう。

- *「津軽歴世録」：木立守貞が安永4年〈1775〉に編集したものであり、序によれば、守貞が家々に伝わる旧記等を書写した際に、津軽のものと日本の国のものに分かれて煩わしかったため、1つに編集し直したものであるという。凡例には、家々に伝わる旧記等はほとんど内容が同じであると述べ、それらの起源となっているのは「東日流記」と「東日流記後録」であるとしている。同書と「津軽編覧日記」の構成や内容は極めて酷似しており、「津軽歴世録」をもとに「津軽編覧日記」が編さんされたことがうかがわれる。

〈構成〉

巻1	為信代（永禄10年～慶長12年）
巻2	信枚代（慶長12年～寛永8年）・信義代（寛永8年～明暦元年）
巻3～4	信政代（明暦2年～宝永7年）
巻5	信寿代（宝永7年〈1710〉～享保16年〈1731〉）
巻6	信著代 のぶあき （享保16年〈1731〉～延享元年〈1744〉）
巻7～10	信寧代 のぶやす （延享元年〈1744〉～天明4年〈1784〉）
巻11～13	信明代 のぶはる （天明4年〈1784〉～寛政3年〈1791〉）

③「封内事実秘苑」

- ・藩士工藤行一が編さんしたもので、序文に文政2年〈1819〉に稿が成り、文政8・9年〈1825・6〉まで追補・増補したと記されている。
- ・構成を見ると、それ以後の記述も見られることから、代々工藤家で書き続けてきたものであるこ

とがうかがわれる。

- ・編さん動向や方針については、他の史料に見えず不明であるが、「津軽編覧日記」同様、できごとを省略せずに全て加えたところがある。
- ・容易に得られないであろう情報が記されていることから、同書を準官撰史書と見るのが通説となっている。

〈構成〉

巻1	為信代（永禄10年～慶長12年）
巻2	信枚代（慶長13年～寛永8年）
巻3	信義代（寛永8年～明暦元年）
巻4～8	信政代（明暦2年～宝永7年）
巻9	信寿代（正徳元年～享保16年）
巻10～11	信著代（享保17年～延享元年）
巻12～17	信寧代（延享2年～天明3年）
巻18～20	信明代（天明4年～寛政3年）
巻21～27	寧親代（寛政3年〈1791〉～文政8年〈1825〉）
巻28～31	信順代（文政8年〈1825〉～天保5年〈1834〉）
巻32～33	順承代（天保10年〈1839〉～安政6年〈1859〉）

2 官撰史書の内容の特徴について

● 3書の構成上の特徴

- ・「津軽一統志」巻1～10の内容は「津軽編覧日記」「封内事実秘苑」の該当部分もほぼ同じ。
- ・最も詳細で、記述量が多いのは、為信の領内掌握戦争と、寛文9年〈1669〉の蝦夷蜂起に関する記事であり、これらの内容が津軽氏の権力の正統性とかかわっていると思われる。

(1) 為信の領内掌握戦争の記述の意味

南部氏からの独立の正当化

- ・もともと南部氏の領知であったものを為信が「伐り取」った。
- ・実際には、為信は謀反人として統一政権に認識されていた。
→猛烈な中央工作により謀反の疑いをはねのけて領知を安堵された。
- ・「津軽一統志」などでは、領内掌握戦争が正当なものであることを主張した。

⇒為信以後の津軽家の領内統治の正当性の主張という意味があった。

(2) 寛文蝦夷蜂起の記述の意味

弘前藩の存在意義を示すもの

- ・寛文9年の蝦夷蜂起において弘前藩は蝦夷地へ出兵した。
- ・4代藩主信政の頃に、領内の支配機構が整備され、以後それに基づいた役務・勤務体系がとられるようになった。
- ・支配機構が最も機能したのが、この蝦夷蜂起のときである。
→蝦夷地での情報収集と軍事動員

⇒ここで果たした弘前藩の姿を記録にとどめることで、夷狄の備えたるべき藩の存在意義を確固たるものにしようとした（長谷川『北奥羽の大名と民衆』94頁）。

おわりに ～「津軽一統志」以後の官撰史書への視座～

●「津軽編覧日記」「封内事実秘苑」編さんの意義

①「津軽一統志」との共通点から

「津軽一統志」で取り上げた内容は、2書ともすべて取り上げている。

→時期・内容などに吟味を行った形跡があるものの、「津軽一統志」の反映度は高い。

②成立後の「津軽一統志」の利用

文化3年(1806)3月、為信200回忌の法要の際に提出された由緒書をまとめた「由緒書拔^{ゆいしょをかきぬき}」には、自分の先祖が「津軽一統志」に採録されていることを明記した人々がいる。

③「津軽編覧日記」「封内事実秘苑」編纂の動向

- ・「津軽編覧日記」編者の木立は、寛政6年に先祖の知行宛行に関する確認の書付を提出した。
- ・「津軽編覧日記」内には、木立本人や先祖に関する出来事が記載されている。
- ・「封内事実秘苑」は、序文に同書を家の外部にもらさないように記している。
- ・加えて、工藤行一が編さん終了後も、子孫が書き続けていった可能性がある。
＝上記2書は、いわゆる自分の家の歴史を記す家記としての性格が強い。

⇒①～③より

- ・「津軽編覧日記」「封内事実秘苑」が成立した後も、「津軽一統志」は正史として機能し続けた。
- ・「津軽編覧日記」「封内事実秘苑」は、編者の家記という性格が強い。

〈結論〉

夷狄の押さえとしての自己認識が、津軽家の領内統治、及び弘前藩の存在意識を規定するものとして「津軽一統志」編さん以後も存在し続けた。

(参考文献・論文等) *本レジュメ作成で使用したもの

- 新編弘前市史編纂委員会編 『新編弘前市史』通史編2(近世1) 弘前市 2002年
新編弘前市史編纂委員会編 『新編弘前市史』資料編2(近世編1) 弘前市 1996年
浪川健治 『近世日本と北方社会』三省堂 1992年
長谷川成一 『北奥羽の大名と民衆』清文堂出版 2008年
長谷川成一 『弘前藩』吉川弘文館 2004年
弘前市立図書館編 『弘前図書館蔵郷土史文献解題』弘前市立弘前図書館 1970年
真島芳恵 「『由緒書拔』はなぜ作られたか」(『青森県史研究』第6号 2002年)

中学校からの学社連携・融合の現状と課題 —総合的な学習の時間を中心に—

鳥谷部 絵 美*

はじめに

今日、多様に変化する社会の中、学校教育では現行学習指導要領のもと、「完全週5日制」や「総合的な学習の時間」が実施されている。これらは、自ら学び考える力、すなわち「生きる力」の育成のために学校教育過程のなかで実施されている取り組みの事例である。これらの活動によって、教育の場が学校の間から地域社会へと、どんどん広がっている。この背景には、「いじめ・不登校」、「受験競争の過熱化」、「子どもの社会・自然体験不足」などといった様々な教育問題が存在している。そういった今日の状況にあっては、もはや学校のみで問題を解決することは困難である。教育問題の解決、「生きる力」の育成のための教育活動の推進のためには、学社連携、そしてさらに発展した学社融合が必要不可欠となる。

学社連携・融合を行なうにあたって、学校や社会教育機関においてどのような問題があるのか。1999年に青森県生涯学習審議会がおこなった県内の学校を対象とした調査（「学校における学社融合による体験活動に関する調査」）によると、社会教育との連携・協力で発生した課題について、中学校では、この後に創設される「総合的な学習の時間」を意識し、学社連携・融合の必要性を感じていながらも、教職員の負担、時間・経費の問題、施設・人材についての情報入手の問題などがいわれていた。

それから、約10年になる。「総合的な学習の時間」が完全実施され、学社連携・融合のさきの課題をどのように改善しながら教育活動を実施しているのか。それらの課題を踏まえながら、現在行なわれている中学校の「総合的な学習の時間」の事例を学校側の課題から、中学校における学社連携・融合について考察する。

1. 中学校における学社連携・融合の現状

1999年に青森県生涯学習審議会がおこなった県内の学校を対象とした調査（「学校における学社融合による体験活動に関する調査」）によると、社会教育との連携・協力の際に発生した学校側の問題として、中学校では1.「児童生徒に対しての事前・活動中・事後指導等、教員の負担がふえた。」、2.「活動時間が充分にとれなかった」、3.「予算がなかった（足りなかった）」を挙げている。そして、中学校が感じた施設側の課題は、「希望する時期に利用できなかった」、「各施設に関する情報が入手できなかった」、「経費がかかった」となっている。この当時、「総合的な学習の時間」は創設されておらず、学社連携・融合は、「特別活動」の時間に求められた。この調査の自由記述では、学社連携・融合の必要性を感じていながらも、教員の負担、各機関との連絡調整の時間がない、教育課程に体験活動を盛り込むのが困難である、といった学校教育現場の声が赤裸々に述べられている。

その後、2002年に「総合的な学習の時間」が創設され、実施されるようになる。教員が挙げた社会教育との連携・融合を求める学校教育活動のトップに「特別活動」にかわり「総合的な学習の時間」が挙げられるようになった。（2001年 青森県総合社会教育センター「教員の生涯学習に関する意識調査」）

* 弘前大学大学院教育学研究科 修士課程2年

「総合的な学習の時間」の実施上の問題点をみると、1999年の調査の結果と同じように、「教員の打ち合わせの時間の確保」、「学年全体を見通した発展性や系統性の構築」、「体験的な活動等の実施のための経費」、などが挙げられている。(2003年 文部科学省 「学校教育に関する意識調査」)

これら3つの調査から、体験活動等を含めた教育活動のための学社連携・融合の課題は、①教員の負担、②活動時間・経費の問題、③施設・人材、といった項目に大きく分けることができよう。

2. 中学校における「総合的な学習の時間」について

1980年代以降の一連の教育改革によって、体験学習や主体的学習、個性尊重の学習の強調がいわれるようになった。それにともない、学校教育は、いままでは学校でのみ行っていた教科活動などを含め、様々な場面で地域社会の協力を必要とする事態へと発展した。これは、小学校での生活科の導入、そして2002年から完全実施されている「総合的な学習の時間」といった教育活動からみることができる。それにともない、前に述べたように、学社連携・融合がもっとも求められる教科が「総合的な学習の時間」となった。

「総合的な学習の時間」は、自ら学び考える力、すなわち「生きる力」の育成のために実施されている教育活動の一つである。中学校では、この時間に、職場体験や社会福祉施設との交流、地域の歴史学習など、さまざまなテーマを学習している。それらを主体的に行なうのは生徒であるが、準備段階において様々な活動を行なうのは教員である。この授業は学校外で活動場所が設けられることが多いため、情報収集、活動場所の確保、外部との連絡・調整、生徒への活動のための事前指導、など生徒が活動を行なうために、教員がなさねばならない仕事が多くある。「総合的な学習の時間」創設当初から、このように教員の負担が多く、内容や目標がはっきりしないといわれているが、「生きる力」の育成において、重要な役割を担っていることは否めない。この活動を有効なものとするために、もう一度、「総合的な学習の時間」を実施者である学校の視点から見直す必要があると考える。

3. 学校教育における学社連携・融合の現状と今後の課題

学校教育において、学社連携・融合は必要なのか。「総合的な学習の時間」や「生きる力」を育成するための様々な学校教育活動において、学校外にも授業の場が求められていることから学社連携・融合は不可欠なものである。しかし、学社連携・融合を進めていくに当たっては、特に学校教育側に課題が突きつけられる。これらの問題は、1999年の調査をみてもわかるように約10年前から言われている。その後、「総合的な学習の時間」の新設にともない提示された課題は多様化している。

今後の研究では、学社連携・融合を行なうための教員の役割を明らかにしていきたい。学社連携・融合を学校教育活動のなかでおこなっていくためには、活動主体である生徒を導くためにも、教員の役割が重要となるからである。まず、学社連携・融合がいわれるようになった背景にあるポール・ラングランの「生涯学習論」が日本の教育にどのように影響を与えたのかを答申等から、生涯学習体系への移行を受けた学校教育と地域社会教育との連携・融合について考察していく。次に、実際に中学校で行なわれている「総合的な学習の時間」の事例をあげ、「総合的な学習の時間」創設以前からいわれていた学社連携・融合の課題について、「総合的な学習の時間」の完全実施をうけ、どのように変化したのかを細かく分析する。それらをふまえて、教員の生涯学習に関する意識を分析した上で、教員の学社連携・融合における役割について考察していきたい。

参考文献

- ・佐藤三三 著、「学校教育と社会教育の関係の新段階」『子ども社会研究』7号、2001年6月
- ・小澤熹 編、『変革時代の教育を探る－学校・家庭・地域における教育の課題と展望－』東信社、2003年12月
- ・東北の社会教育研究会 編、『地域を拓く学びと協同～新たな結いをめざして～』エイデル研究所、2001年8月

- ・鈴木真理、佐々木英和 編、『社会教育と学校』（シリーズ 生涯学習における社会教育第2巻）学文社、2003年4月
- ・渡部博史 編、『社会教育と連携する学校』（学校改善実践全集25）、ぎょうせい、1986年10月
- ・国立教育会館 社会教育研修所 編、『社会教育指導者の手引き 家庭・学校・地域の連携・融合のすすめ』ぎょうせい、1999年6月
- ・福留強、古市勝也 編、『資料と図で見る生涯学習』、日常出版、1996年5月
- ・青森県総合社会教育センター 編、『教員の生涯学習に関する意識調査』、2001年3月
- ・玉井康之 著、『地域に学ぶ「総合的な学習－学社融合時代の学校・行政の役割と可能性－」』、東洋館出版社、2001年7月
- ・文部科学省 著、『学習指導要領解説 総則編』、平成16年一部補訂版、東京書籍、2003年

「ジェンダーフリー教育」の再検討 —バックラッシュをうけて—

八 木 明日香*

1. テーマ設定の理由

今日、フェミニズムのバックラッシュ現象¹が、法・家族・教育など、さまざまな分野で起こっている。なかでも、「ジェンダーフリー教育」への批判は顕著である。「ジェンダーフリー」という言葉は1990年頃から教育分野で使われている。男と女という2つの性別カテゴリーを打破する意味も含まれており、よりいっそう性別にとらわれないことを目指し、積極的に使われてきた。しかし、2000年以降、風向きが変わった。「ジェンダーフリー教育」は、「性差解消」だとか「人間の中性化」だという言葉が一定の影響をもたせ、学校現場と社会教育現場を混乱させているのである。現在、学校は「ジェンダーフリー」という用語の使用が自粛されており、「ジェンダーフリー」にもとづく教育実践は後退している。社会教育においては、社会教育自体の衰退とともに、「ジェンダーフリー」に関する事業はほとんどなくなっている。

原因は、性別秩序の変動期に対する不安の表れと解釈することもできるが、問題はそれだけにとどまらない。新自由主義と新保守主義をキーワードとした政治の流れと深く関わっていることは、ジェンダー研究者によって指摘されている²。バックラッシュ現象を引き起こしている側の本当の狙いは、「男女平等」の否定であり、「ジェンダーフリー教育」批判は、その序章にすぎない。男女平等は憲法で保障され、人権としてすでに否定できないものとなっているため、まずは「ジェンダーフリー」という用語を批判し、「ジェンダー」³概念に疑問を持たせ、最終的に、男女平等にも疑惑の目を向けさせようとしているのである。

男女平等が否定されるという事態を避けるために、現段階で教育における「ジェンダーフリー」批判を検討することは、極めて重要である。学校・社会教育ともに、早急で効果的な対策を要しているが、その対策を考える上でも、「ジェンダーフリー教育」はどのようなことをしてきたのか、バックラッシュによる批判を一つの機会ととらえ、振り返らなければならないのである。バックラッシュを踏み台にし、新たな方向性を探ることで、批判を跳ね返す「ジェンダーフリー教育」を再構築することができるだろう。

2. 「ジェンダーフリー教育」における課題

課題は、5つある。第1の課題は「ジェンダーフリー」という用語の再検証、第2はバックラッシュ派における「ジェンダーフリー教育」批判の整理、第3は「ジェンダーフリー教育」批判への反論、第4は批判によって明らかにされた課題をもとにした「ジェンダーフリー教育」の反省、第5は今後へ向けた実践的課題の提示である。

(1) 「ジェンダーフリー」とは

1990年以降、普及してきた用語である。「ジェンダーフリー」は、「性別にこだわらず／とらわれずに考え、行動すること」と定義される。これまでは、性特性論のもと、「女らしさ」「男らしさ」が自明

* 弘前大学大学院教育学研究科 修士課程2年

視されてきた。しかし、ジェンダー研究が進むにつれ、性特性論は社会的・文化的なものであるということが明らかとなり、性特性論の中で行われていた教育の見直しが図られた。「ジェンダーフリー教育」は、性別に基づく偏見や差別を見直し、一人一人の子どもの能力が最大限に生かされるように、現場を変えていくためのものである。

しかし実は、「ジェンダーフリー」という用語を使うかどうかについては、研究者の間でも賛否両論となっている。

(2) 批判の整理

批判としては、「ジェンダーフリー」は和製英語、左翼・共産主義・マルクス主義者の陰謀、性の中性化、伝統の廃止などが挙げられる。多くは、基本的に「性差はあるのではないか」という極めて素朴なものに集約される。

(3) 批判への反論

バックラッシュによる批判は、「和製英語」というもの以外は曲解にすぎない。「ジェンダーフリー」は東京女性財団が、バーバラ・ヒューストンの論文の誤読によって、広まった用語である。英語での使用事例はあまり多くない。しかし、「ジェンダーフリー」を普通に解釈すれば、それが「性の中性化」でも「伝統の廃止」でもないことがわかるはずである。

(4) 「ジェンダーフリー教育」の反省

バックラッシュ派による非論理的な批判を受けた「ジェンダーフリー教育」だが、それ自体にも問題があったことは否めない。まず、「ジェンダーフリー教育」が行政主導の啓蒙であった点である。このことは、女性運動家からも多くの批判を受けてきた。「ジェンダーフリー教育」は、意識偏重のアプローチであり、差別の積極的な是正という視点が欠けているというのである。確かに教員の意識改革は重要なことだが、それだけでなく、アファーマティブ・アクション（被差別者への特別な配慮など）の推進が求められていたのだ。意識のみならず、社会の根本からの改革を目的とし、そのための差別是正を掲げるべきだっただろう。

次に、「ジェンダーフリー教育」の男女混合名簿という実践が固定的なものとなっていた点である。固定的な性役割を問い直すための取り組みが、固定的なものになってしまっていたことは、反省すべきである。「男女混合名簿にすればいい」という流れに身を任せただけの取り組みであった学校も多く、男女混合名簿の意味を理解できていない教員も多い。区別は差別ではないという考えが根強く、区別に隠された差別を重く受け止めていないのである。なぜ、男女混合名簿なのかという理由を教員一人一人が考え、次の実践へつながるものとなるようにし、成果についても評価すべきであった。

以上の2点を挙げたが、他にも「定義の共有ができていない」「やはり英語ではなく、わかりやすい日本語を使うべきだった」などの反省をしている研究者もいる。「ジェンダーフリー教育」は、多くの課題を突きつけられている。

(5) 「ジェンダーフリー教育」の展望

現在、学校では「ジェンダーフリー」という用語は使用されておらず、公的権力が用語を規制することに多くの批判が寄せられている。ただ、用語の是非論は無意味ではないが、子どもたちにとって関係のない所での問題となっている。用語にこだわって、教育が滞っては本末転倒である。たとえ、「ジェンダーフリー教育」という名前で、実践ができなくなったとしても、今後は「人権教育」として名前を変え、続けていくことは可能であると考えている。また、現在、注目を集めている「キャリア教育」においても、女性差別が根強く残る労働市場に鑑みて、「ジェンダーフリー教育」の要素を積極的に取り入れる必要があるだろう。工夫次第で、このようなあらゆる手段が考えられる。「ジェンダーフリー」に負のイメージが着いてしまったのならば、また別の観点から言葉を探し、取り組むことの方が建設的であろう⁴。

次世代の人材育成を幼いときから組織的におこなえる場合は、学校教育において他にない。再び、学校教育から男女平等を発信するためには、どのようなアプローチが必要かつ有効なのか、常に再考していかなければならない。

注

- ¹ 単なる反フェミニズムではなく、一定の影響力を得た具体的な政治勢力による、フェミニズムへの巻き返し現象のことである。性別秩序の変動期に生じうるさまざまな問題に加え、新自由主義政策における課題まで、すべてフェミニズムの進展によるものと解釈されている。
- ² ジャーナリストの竹信三恵子は、「ジェンダーフリー・トラブラーバッシング現象を検証する」白澤社、2005、p34において、新自由主義政策によって生み出された不安心理の、スケープゴートとして「ジェンダーフリー」批判が起こっていることを指摘している。
- ³ ジェンダーに関しては、現在、4つの水準に分けられて解釈されている。①単なる性別としてのジェンダー②社会的性別・性質としてのジェンダー③規範および参照枠組みとしてのジェンダー④「性に関わる差別／被差別関係、権力関係・支配関係を示す概念」としてのジェンダー、の4つである（「Q & A 男女共同参画／ジェンダーフリー・バッシング」赤石書店、2006）。政府の見解は②である。ジェンダー研究の成果が④となっている。
- ⁴ 宮台真司は『バックラッシュ！なぜジェンダーフリーは叩かれたのか？』双風社、2006、p68において、「ソーシャルデザイン」という観点からの重要性を示している。

参考文献

- 鶴田敦子、丸岡玲子『ジェンダーの視点から教育改革を考える』フォーラム A、1999
- 小川真知子、森陽子『ジェンダーフリー教育（フェミニズムを学校に）』明石書店、1998
- 木村涼子『ジェンダーフリー・トラブラーバッシング現象を検証する』白澤社、2005
- 上野千鶴子、宮台真司ほか『バックラッシュ！なぜジェンダーフリーは叩かれたのか？』双風社、2006
- 井上輝子、上野千鶴子ほか『岩波女性学辞典』岩波書店、2002
- 木村涼子『学校文化とジェンダー』勁草書房、1999
- 浅井春夫、鶴田敦子ほか『ジェンダー／セクシャリティの教育を創る－バッシングを超える知の経験』明石書店、2006
- 日本女性学会ジェンダー研究会「Q & A 男女共同参画／ジェンダーフリー・バッシング」赤石書店、2006

陶磁器にみる蝦夷地の歴史

佐藤雄生*

はじめに

北海道における物質文化研究は、中世陶磁器や蝦夷錦・ガラス玉・漆器・煙管・マキリ・イクパスイ・鉄鍋というように多岐に渡っている。これらに対して、近世陶磁器研究は大きく後れをとっているのが現状で、各遺跡において報告されてはいるものの、それらを総括した研究は数えるほどしかなく、集成作業も不完全なままであった。

そこで筆者は、北海道において出土した近世陶磁器の集成を行い、陶磁器の出土地域や産地・器種構成の分析を行った。本稿では、その成果の一部をもとに、陶磁器を通して蝦夷地の歴史を概観してみたい。

遺跡の分布と出土陶磁器の変遷

○16世紀末葉～17世紀初頭

松前藩は米が獲れない無高の藩であるため、家臣への俸給の支払には特殊な体制がとられた。家臣に交易権を与え、その土地でアイヌとの交易を行い、得た品を福山城下の商人に売って利益を得るという「商場知行制」がそれである。当該期は商場知行制成立の前段階にあたり、アイヌが和人地へ出向いて交易を行うことができた時期であり、交易の主体となるのはアイヌであった。石狩低地帯・沙流川流域に遺跡が集中することから、道東のアイヌとの交易があったものと思われる。

陶器では瀬戸・美濃産の小皿、肥前産陶器の碗・皿、越前・備前産播鉢などがみられる。磁器では中国産青花の碗・皿が主体で、肥前産磁器は含まれない。また、中世段階にみられる越前産の大甕や中国産の白磁皿、青磁碗（茶陶としての伝世品を除く）がみられなくなるなど、近世的様相へ移行しつつある時期といえよう。



16世紀末葉～17世紀初頭の陶磁器出土遺跡分布図
注：トーン部分は和人地を示す。和人地の範囲については『幕藩制国家と北海道』（海保嶺夫1987）13頁所収の〈図1「和人地」の北上〉をもとに作成した。



17世紀前葉～中葉の陶磁器出土遺跡分布図

○17世紀前葉～中葉

松前・上ノ国・瀬田内チャシにおいて陶磁器の出土量が増加することから、ある程度、日本海側に和人が定着したとみられる。また、石狩低地帯や沙流川流域、余市周辺に遺跡が増加するが、おそらく「商場知行制」の成立にともない、交易の主体がアイヌから和人へと移行したことで交通網が整備され、モノの動きがより活発になったためと思われる。

当該期には肥前産磁器が登場し、中国産磁器を補完する形で広まってゆく。また、大量生産体制を整えた肥前産陶器が台頭し、瀬戸・美濃産はこれ以降ほとんどみら

* 弘前大学大学院人文社会科学部 修士課程2年（文化財論）



19世紀初頭～前葉の陶磁器出土遺跡分布図

甕)が流通し始めるようで、特に中甕が北海道において大量に出土する。これらは味噌や塩などを詰めた蝦夷地向けの商品であったと思われる。和人地ではそば猪口や段重、散り蓮華、土瓶、行平鍋など豊富な器種が出土しており、食生活が豊かになったことが窺える。文化四年(1807)～文政四年(1821)にかけて、松前藩は奥州梁川へ移封され、領地は幕府に上知されるが、これにより文物の交流形態が変化し、食生活の多様化が促されたのではないだろうか。

○19世紀中葉

全道的に遺跡が増加し、サハリンや千島などでも国産陶磁器の出土がみられる。福山城では清朝磁器のほか、ヨーロッパ産陶磁器も出土しており、安政四年(1854)の箱館開港がヒト・モノの動きに大きな影響を与えたと思われる。

漁場関連の遺跡では、越後産焼酎徳利・肥前産笹絵徳利・高取焼中甕の「3点セット」が必ずと言ってよいほど出土する。いずれも調味料の貯蔵容器で、漁場に特徴的な器種構成である。これらの陶磁器を使用したのは和人のみならず、和人に使役されていたアイヌも含まれるであろう。

和人地の松前・江差・上ノ国では、高取焼の中・大甕が蔵骨器として転用される例が、多数確認できる。東北地方では、遠隔地にまで甕を大量供給できる窯が無く、肥前産陶器もハンズーガメと呼ばれる大型甕の生産に力を入れるため、蔵骨器に適した大きさの高取焼の甕が貯蔵具から転用されたものと考えられる。庶民層へ墓標が普及したことも、転用が多くみられる原因の一つであろう。

おわりに

近世、日本は鎖国体制にありながら、琉球・長崎・対馬・松前の四つの窓口を通して交易を行い、諸外国の文物を手に入れることができた。その中で松前は最も北に位置し、和人とアイヌという異民族が混在する極めて特殊な環境にあったがために、複雑な歴史を歩むこととなった。モノ資料を通して歴史をみると、文献や伝承にはない様々な事実が浮かび上がってくる。陶磁器は全国各地でも普遍的に出土する遺物であり、これまで文献中心で進められてきた近世蝦夷地の歴史研究を再評価する上で有効な資料であるといえる。

か手の製品同様、粗製で安価な製品が庶民層へ普及した段階といえる。

○19世紀初頭～前葉

これまでは肥前産磁器の独占状態であったが、19世紀初頭、瀬戸・美濃において磁器焼成が始まり、一定量のシェアを獲得する(器種としては小坏が多い)。陶器では肥前産が播鉢・甕以外ほとんどみられず、漁場関連の遺跡に限っては備前系播鉢が主体となる。

注目すべき点として、この頃から筑前(福岡)の高取焼もしくは高取系にあたる製品(播鉢と中



19世紀中葉の陶磁器出土遺跡分布図



高取焼糠白釉流し掛け鉄釉貼花文大甕

福山城下寺院街採集(左)、高取焼西皿山窯跡出土(右)
器形・釉薬・装飾など全く同じもの。近世後期、北海道まで高取焼が流通していたという事実はこれまでの研究にはない新発見。

2008年9月27日(土) 13:00

上土手スクエア

弘前

ここで学んだ

弘前大学大学院地域社会研究科

弘前大学地域社会研究会

研究報告発表会

燈明杉(弘前市)

Map labels include: とりでんさん, 牛角さん, 上土手町, 上土手町駐車場, 総合家具館かさいさん, 弘前市役所上土手町分庁舎, 弘前市立病院, イトーヨーカドー, ジョットムン, JR弘前駅, 土手町営業所, ENEOS 土手町SS, 松森町.

▲ 研究報告発表会大会ポスター

研究報告

〔研究報告〕

一七六六年、明和津軽地震被害の拡大要因

白石 陸 弥*

はじめに

明和津軽地震は、明和三年正月二十八日（西暦一七六六年二月八日）に発生した。震源は五所川原から弘前の中間地点と考えられており、当該地域で突発的な自然災害としては最大規模の被害をもたらした地震である。しかし、推定震度はⅤからⅥ程度とされ、さほど震度の大きくなかったこの地震が、なぜ津軽地域最大の地震たり得たのか。

災害による被害規模は誘因と素因、拡大要因の組み合わせによってその大きさが異なる。誘因は地震や津波などの現象を指し、素因は地形や災害対策などの抵抗力、拡大要因はその他の被害を拡大する要因のことである。

例えば同程度の津波が来襲しても、その地域の地勢や住民の意識などによって、その被害は大きくも小さくもなる。誘因が同じでも、素因によって被害規模は大幅に異なるのである。そして、被害拡大の要因により、被害規模や状況はさらに複雑化する。災害は常に個別的とされる所以である。

本稿では、明和津軽地震の被害状況を明らかにするとともに、その被害が拡大した要因について見ていくこととしよう。

一、地震と被害の概要

明和津軽地震は局地的に大きな被害をもたらしたことが特徴である。図1に示した通り、黒石から今別を含む、主に津軽半島の東部を中心とした地域



で震度Ⅵ程度と推定されているが、津軽領の藩境にほど近い大間越（現青森県深浦町）や野内（同青森市）、碓ヶ関（同平川市）、また西海岸の十三（同五

所川原市)・鰺ヶ沢・深浦について「別条無し」(図2以降の◆の地点)と記されていることからその局地性は明確で、隣接する秋田領の角館(現秋田県仙北市)や南部領の盛岡においてはほとんど被害の記録は見受けられない。これは、震源が浅いために推定されており、被害地域はほとんど津軽領内に止まった。とかく広域災害になりがちな地震災害が局地的に被害をもたらしたため、領主権力の災害対応を検討するのに好都合であるが、それについては別稿に譲ることとする。

「弘前藩庁日記 御国日記」(以下「国日記」と略記)の明和三年正月二十八日(地震当日)条には、「酉ノ刻過地震幾度共かそへかたし、初甚強ク震、其後小震数度、弘前并町・在・浦方共ニ数軒家潰、人々共怪我有之」と記され、弘前藩は正確な被害状況を把握していなかった。しかし、実際には領内の被害者数は潰死と焼死者を合わせると一二〇〇名とも一六〇〇名とも記録される大規模な災害であった。また、翌日以後も余震が続き、強風・吹雪で大荒れの天候でもあった。地震で被害を受けた民衆は、家屋や当面の食料を失い、それでもうち続く寒さから身を守らねばならなかった。その他にも、地震にともなう現象として、地面から青砂が吹き出したり(噴砂現象)、地面が「上がり下がり」した(地表に現出した断層)というような記述も見受けられる。

同地震は長期的に余震が続いたことも特徴で、少なくとも同年の年末までは「国日記」(明和三年正月〜十二月各条)などに余震の記録を確認できる。

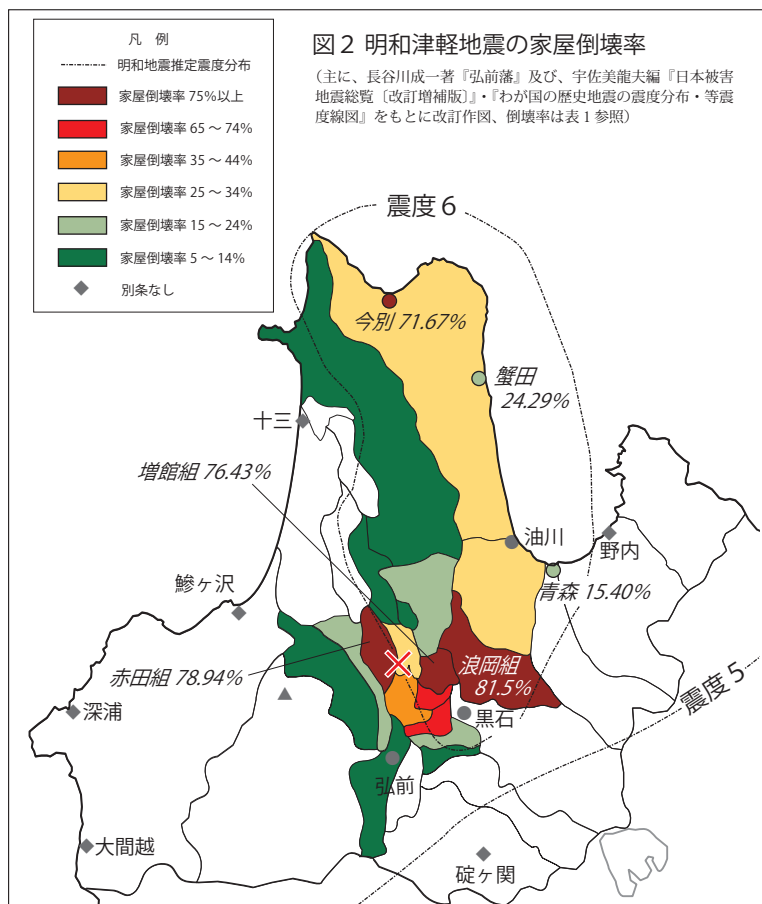
さて、倒壊率などについて検討する前に、まずは弘前藩の「組」という支配組織について説明しよう。明和津軽地震発生時、津軽地域は幕藩体制下において津軽氏の支配する弘前藩の領地であり、天和三年(一六八三)には二〇組程度の支配組織(行政単位)に分割された。年貢や諸役の体系を整えるために行われた組分けは、他にも情報集積の面で、その役割を果たしており、各組ごとに置かれた代官所には非常時でなくとも様々な情報が寄せられ、藩庁に報告されていた。被災時にあつては被害情報の伝達と集積が体系的に行われ、ひいては当該地震の震度や倒壊率などについても、現在詳細に知ることができるのである。

表1 弘前藩の被害調査項目
(「国日記」明和3年2月27日条から作表)

人 民	死亡・怪我人(男女、潰死焼死の内訳)
居宅破損	門、塀、長屋、石垣、土蔵、 ※「但修復難成分、且又一間二而も潰有之跡、地震後取毀之跡、少二而も焼失之跡」 (但し、修復が難しい部分で、かつまた1間だけでも潰れた跡、地震後に取りこわれた跡、少しだけでも焼失の跡)
牛 馬	斃・痛
(槌など)	(ママ)とい槌破損
(堤など)	堤堤、土居、川欠崩・破損
倒 木	※詳細指定なし
穀 物	濡損・焼失

また、「国日記」(明和三年二月二七日条)によれば、弘前藩では、明和津軽地震から約一ヶ月後に被害調査の惣触が出されている。提出期限は翌三月の七日とされており、調査内容は表1の通りである。田畑の損害についての項目がないのは、積雪期で確認ができなかったためであろう。

本稿で使用する「明和三年大地震につき万覚帳」(以下「万覚帳」と略記)は、作成者は定かでないが藩庁で編纂された公的史料と比較しても数値に大きな錯誤が見られないことから、藩庁が集積した被害情報がリークされたものであると考えられる。「万覚帳」には、表1に記された項目以外にも多くの被害情報が記録されているが、特に被害規模を把握するために重要な家屋倒壊率と死亡者についての数値を表2と表3にまとめ一覧にした。なお、明



和津軽地震直前の宝暦期に調査された戸数と人口が『平山日記』の明和元年条から明らかにするため、これとあわせて家屋倒壊率や死亡率を算定する。

(一) 家屋倒壊率

図2では、まず明和津軽地震に際する津軽領の倒壊率の分布を確認する。これらの数値について、別の史料から検討したものに、拙稿「後期津軽領の災害像」(『地域社会のネットワーク』)があげられる。また倒壊率の算定などはこれまでも何度か行われているが、ほぼ宇佐美龍夫氏の算定されたもの(『新編日本被害地震総覧(増補改訂版)』)がもとになっており、前述の拙稿も同じ史料から数値を示したものである。今回は「万覚帳」という別の史料

を使用しているため数値に若干の違いが見られることを付け加えておく。

さて、倒壊率が八〇パーセントをこえた組は浪岡組(八一・五%)であり、七五パーセントをこえているのは他に赤田組(七八・九%)と増館組(七六・四%)である。次いで常盤組(六六・一%)、田舎館組(六五・七%)と続く。また、九浦の中で圧倒的に倒壊率が高いのは推定震源から離れた今別で、七一・七パーセントを記録している。しかし藤崎組の四三・九パーセントを境に以下の倒壊率は一気に低くなる。つまり、ほとんど以上にあげた組の村々に限り壊滅的な被害を受けているのである。

図2では震度Ⅵの地域で倒壊率が高くなっていることが見てとれる。しかし、弘前を中心とした震源より西南の地域では震度がⅤ程度と推定されているが、倒壊率は多少高めになるようだ。

倒壊率で特徴的なのは、今別の七一・七パーセントと蟹田(現青森県外ヶ浜町)の二四・三パーセントである。今別は当時九浦の一つに数えられた湊町で、宝暦年間には人口四〇〇人程度の集落であった。戸数は六〇軒ほどである。明和年間には宝暦当時よりも戸数は増加していたと考えられ、潰家は四三軒、半潰家は三三軒の壊滅的な被害であった。

(二) 死亡率

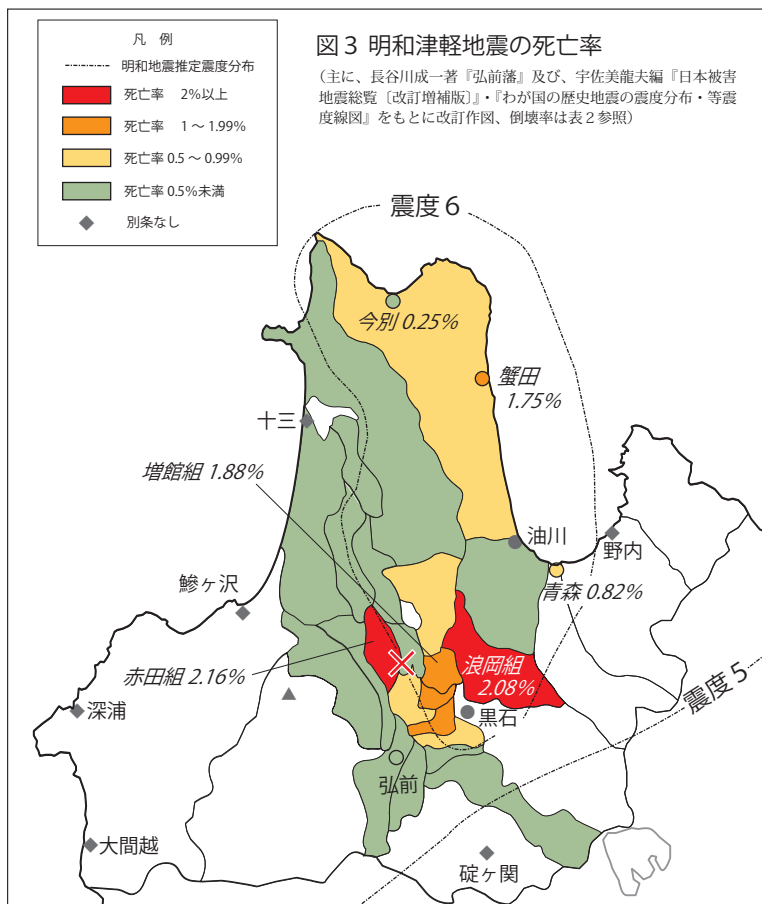
潰死の死亡率についても、赤田組(二・二%)・浪岡組(二・一%)の二組が二パーセントをこえ、増館組(一・九%)がこれに続き、上位三組は順位を入れ替え、倒壊率と同じ組である(図3)。当然のことながら、倒壊率の高い地域で潰死者の割合も多い傾向がある。

しかし、倒壊率の高かった今別では死亡率〇・三パーセントと特別高いわけではない。具体的な数字をあらわすと、人口四〇〇名中女性一名のみの死亡者で、倒壊率の高さに割に人的被害は少ない。逆に倒壊率が二四・三パーセントであった蟹田では三一名、三・九パーセントの死亡者を出し、その半数以上が焼死者であった。火災と死亡率の関係については後述する。

はじめに述べた通り、被害の拡大要因は被害規模を左右する重要なファクターである。現在と比べて災害に対する抵抗力の弱い当時においては、そのような拡大要因が被害拡大に直結することも多かったと考えられる。

明和津軽地震の拡大要因は大きく二点挙げることができる。一つは積雪であり、いま一つは二次災害としての火災の発生である。積雪については、素因と捉えられないこともないのだが、実際に被害拡大の重要かつ直接の原因となったことからすれば、拡大要因として挙げるにふさわしいであろう。

二、被害の拡大要因



(一) 積雪

はじめに注目したいのは、地震発生の時期である。一月の終わり、現在の暦では二月初旬は北国である津軽地域において最も雪の多い季節でもある。特に多い年でなくとも数百センチの降雪が観測される当該地域において、明和三年は豪雪の年であつたらしい。「正月中荒統キ、雪厚ク積る」(「津軽編覧日記」巻八、明和三年正月条)など、様々な史料に正月(二月)初めからの豪雪が記録されている。積雪の重量で家屋の屋根には数倍以上の負荷がかかり、その中で発生した明和津軽地震で震度の割に倒壊率が高くなったことは想像に難くない。地震後に倒壊を恐れて城内で屋敷の雪下ろしを行った記録もあり、それまで雪下ろしを行っていなかったと考えられる。

総務省の積雪寒冷地域生活支援ユビキタスネット構築検討会の報告書によれば、青森県は全域的に豪雪地帯に指定されているのであるが、中でも特別豪雪地帯に指定される地域がある(図4)。つまり、この地域は県内でも特別に降雪が多い地域である。図4と照合した場合、倒壊率との整合性は完全ではなく、それ以外の諸要因を考えなければいけない部分もあるが、注目したいのは、津軽半島の突端部分で今別だけが特別豪雪地帯に指定されていることである。後潟組全体の倒壊率が三割程度であることからしても、単純計算で今別での倒壊率は倍以上である。これは積雪による被害増加と言えるだろう。

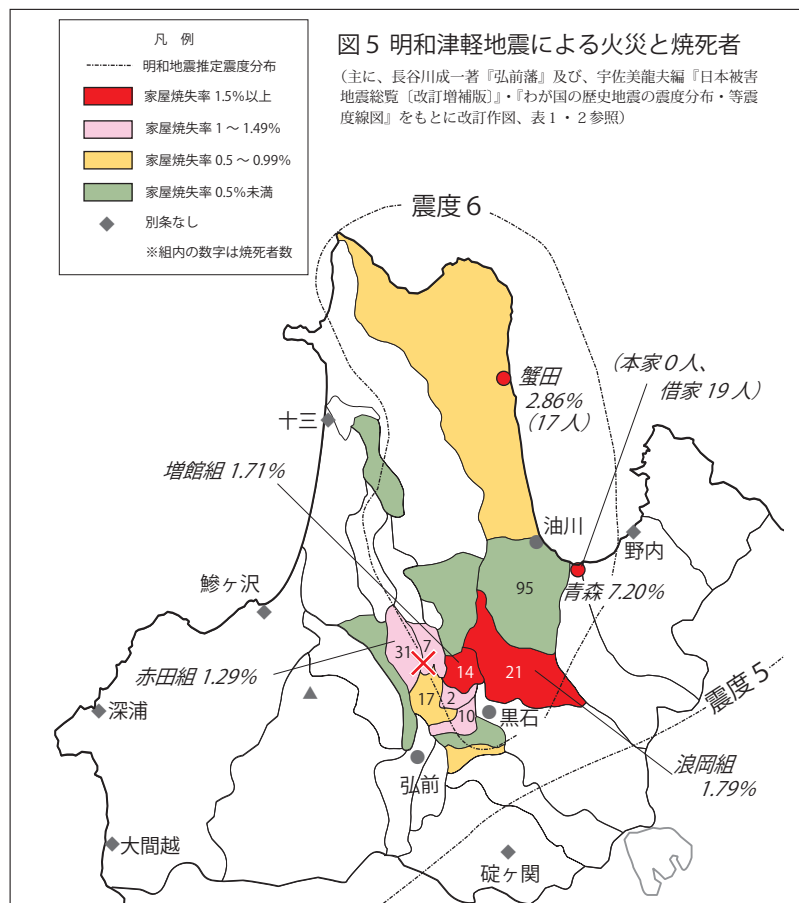
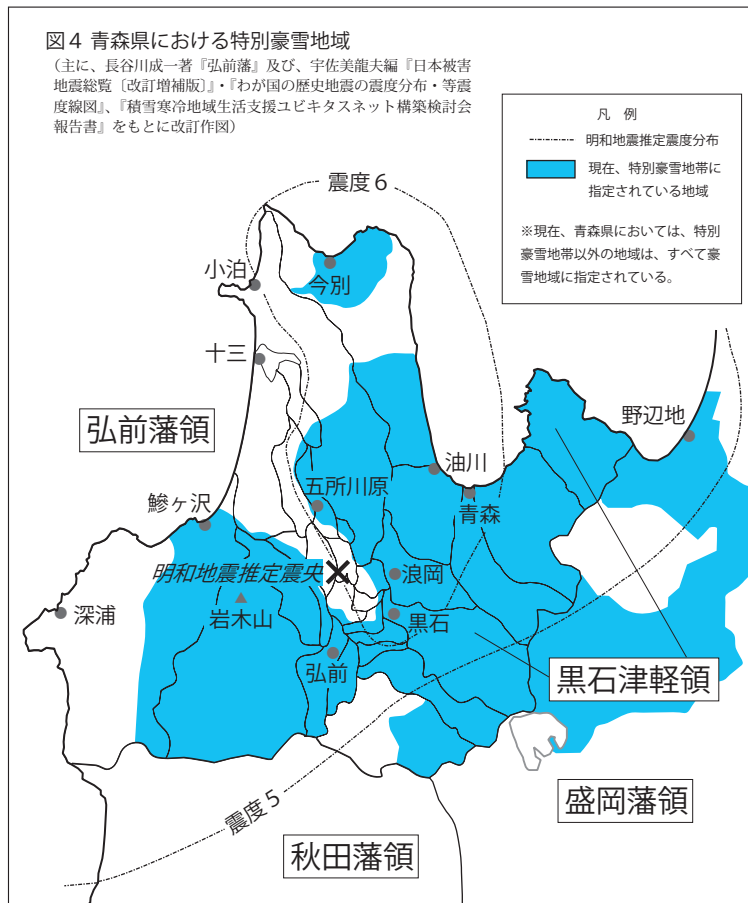
なお、倒壊率の大きかった浪岡組は現在の青森市にあり、こちらも特別豪雪地帯に入っている。しかし、増館組や赤田組(現板柳町付近)の、ほとんどの地域は豪雪地帯であり、単純に積雪のみが拡大要因であったとは考えられない。

(二) 火災

人的被害の大きかった組は、比較的規模の大きい火災の発生が確認されている組でもある。家屋倒壊と焼失は別々に数えられているが、家屋倒壊率の高かった地域では火災が多く発生しており、それが死亡者の増加につながったと言えるだろう。

火災の発生には主に二つの要因が考えられる。ひとつには、厳冬期であったため、暖房用の火器を使用していたこと、もうひとつは夕刻であったため調理用の火器を使用していたことである。これは、領内全域に共通するのであるが、家屋倒壊率が高い地域では倒壊家屋に引火し火災が発生しやすかったとも考えられる。

先ほど述べた今別の例では、倒壊率が高いのに死傷者はごく少なかった。逆に蟹田の場合は、倒壊率が二五パーセント程度であったにもかかわらず、火災が発生したために死亡率は大幅に上昇、焼死者が約三パーセント、圧死者が約一・八パーセントで合計すると約四・八パーセント、単純計算で今別の一六倍もの死亡者を出すことになったのである。



なお、青森町においては、火災で七・二パーセントもの焼死者を出した。具体的には焼死者は一九名であるが、これは全てが借家に住まう細民層で、幕末に発生した多くの青森大火と同様に居住環境の劣悪な下層民に被害が集中した。

おわりに

本稿では津軽領最大の被害を出した明和津軽地震について、その被害と拡大要因について検討した。

明和津軽地震の拡大要因は、主に積雪と火災によるもので、火災自体も暖房用と調理用の火器から引火した事例が多いと考えられる。

現在の建築様式ですら、積雪が多い時にはその重量で家屋の倒壊が見られるため、津軽地域では「雪下ろし」が冬期の日常的な家事労働となっている。もともと、最近の家は融雪などの設備が充実しており、昔ながらの雪下ろしを見る機会は減りつつある。しかし現在においても、新潟県中越地震（平成一六年一〇月二三日）では、地震被害が間近に迫る冬の雪氷災害の危険度も増大させることとなり、多くの家屋や温泉宿などが震災後の豪雪で倒壊したことは記憶に新しい。明和津軽地震でもそうであったように、被災した人々は家屋も倒壊し着の身着のまま北国の厳冬期を乗り切らねばならなかった。もちろん、当時の行政を担う弘前藩からは、御救いなどの食糧援助が行われ、被災領民は一時的に救済されたことも知られており、しかしそれは貸与されたものであるとの記録もある。詳細は前掲の拙稿「近世後期津軽領の災害像―明和津軽地震の被害と救済を中心に―」で明らかにした。救済の話は別にしても、日本海沿岸を中心とする豪雪の地域において、二次災害発生危険性は言うに及ばず、被災後の生活や復興過程において、積雪期の地震は現在もおお多くの課題を抱えている。

また、二次災害としての火災は現在に至るまで多くの震災に際して発生し、幕末の安政江戸地震をはじめ、大正時代の関東大震災や近年では阪神大震災といった大規模な都市で直下型の地震に際して大規模火災が発生する事例が多い。家屋などが密集する都市では火災が一度発生すると、鎮火することが難しいようだ。

近世期において、最も多く発生した災害は火災と水害であろうと考えられる。当時の消火技術は大変未熟なもので、一度火災が発生すると、延焼を食い止めるのは困難であった。

近世津軽領においては、青森町をはじめとする九浦などの町で大規模な火災が発生することが多く、その他の村々では家屋どうしの距離が離れている場合が多かったため類焼しにくい環境から、隣接する一軒もしくは数軒程度の火災が多かった。明和津軽地震で大規模な火災が発生したように見えるの

は、一か所で発生した火災が延焼していったのではなく、各所で倒壊家屋から個々に火の手が上がったものと推察される。

明和津軽地震の教訓として、津軽地域をはじめとする豪雪地帯・特別豪雪地帯では厳冬期の災害対策を今一度検討する必要がある。

《主要参考文献・論文》

- 宇佐美龍夫「新編日本被害地震総覧（増補改訂版）」（東京大学出版会 一九九七年）
- 北原糸子『近世災害情報論』（塙書房 二〇〇三年）
- 長谷川成一「弘前藩」（日本歴史叢書63）（吉川弘文館 二〇〇四年）
- 北原糸子『日本災害史』（吉川弘文館 二〇〇六年）
- 長谷川成一「巨大災害と民衆」（『日本海域歴史大系』第四巻 清文堂 二〇〇六年）
- 白石睦弥・長谷川成一「後期津軽領の災害対応」（『北方社会史の視座』第二巻 清文堂 二〇〇八年）
- 白石睦弥「近世後期津軽領の災害像―明和津軽地震の被害と救済を中心に―」（『地域ネットワークと社会変容―創造される歴史像』岩田書院 二〇〇八年）

《主要参考史料（自治体史を除く）》

- 「弘前藩庁日記 御国日記」（弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書）
- 「要記秘鑑」三三五（弘前市立弘前図書館蔵岩見文庫）
- 「津軽編覧日記」巻八（弘前市立弘前図書館蔵一般郷土資料）
- 「明和三年大地震につき万覧帳」（『青森県史』資料編近世3後期津軽領2 二〇〇六年）
- 「平山日記」みちのく双書第二二集（青森県文化財保護協会 一九六七年）

《主要参考報告書》

- 「積雪寒冷地域生活支援ユビキタスネット構築検討会 報告書」（総務省 東北総合通信局 二〇〇六年）
<http://www.itb.go.jp/houkoku/sekisetu/index.html>

* 弘前大学大学院地域社会研究科 地域文化研究講座（第6期生）
 E-mail: passione.rossa.passo@gmail.com

表 2 明和津軽地震による倒壊及び焼失家屋
 (「明和三年大地震につき万留覚」、「平山日記」から作成)

	戸数 (宝暦年中)	潰家		半潰家		焼失家		その他焼失あり(土蔵など)
		数	%	数	%	数	%	
1 駒越組	1170	6	0.51%	19	1.62%	-	-	
2 高杉組	1000	79	7.90%	-	-	-	-	
3 藤代組	990	172	17.37%	-	-	1	0.10%	
4 赤石組	1400	-	-	-	-	-	-	
5 大鰐組	1000	27	2.70%	-	-	-	-	
6 尾崎組	700	46	6.57%	-	-	-	-	
7 和徳組	580	12	2.07%	20	3.45%	-	-	
8 堀越組	670	18	2.69%	-	-	-	-	
9 大光寺組	470	44	9.36%	-	-	4	0.85%	
10 猿賀組	660	113	17.12%	-	-	1	0.15%	
11 藤崎組	690	303	43.91%	-	-	4	0.58%	
12 杓木組	740	233	31.49%	-	-	8	1.08%	(13)
13 常盤組	440	291	66.14%	-	-	5	1.14%	
14 田舎館組	420	276	65.71%	-	-	5	1.19%	
15 増館組	700	535	76.43%	-	-	12	1.71%	
16 浪岡組	780	636	81.54%	-	-	14	1.79%	
17 赤田組	850	671	78.94%	-	-	11	1.29%	(8)
18 広田組	1370	74	5.40%	-	-	-	-	
19 飯詰組	890	190	21.35%	-	-	3	0.34%	
20 金木組	1230	68	5.53%	-	-	-	-	
21 浦町組	770	1	0.13%	1	0.13%	-	-	
22 油川組	1500	412	27.47%	57	3.80%	7	0.47%	(13)
23 後潟組	1180	370	31.36%	300	25.42%	6	0.51%	(1)
24 広須組	1500	52	3.47%	28	1.87%	-	-	
25 木作新田	1000	19	1.90%	17	1.70%	-	-	
26 俵元新田	240	29	12.08%	3	1.25%	-	-	
27 金木新田	600	28	4.67%	-	-	2	0.33%	
●弘前								
○青森 (本家)	1500	231	15.40%	57	4.67%	1	7.20%	(41)
○青森 (借家)	-	112	-	12	-	25	-	
○鰐ヶ沢	734	-	-	-	-	-	-	
○十三	84	-	-	-	-	-	-	
○蟹田	140	34	24.29%	13	9.29%	4	2.86%	(1)
○今別	60	43	71.67%	32	53.33%	-	-	
(家中)	-	31	-	-	-	1	-	
(町中)	-	273	-	-	-	28	-	
●黒石 (在方)	-	80	-	-	-	2	-	

表 3 明和津軽地震による潰死及び焼死者
 (「明和三年大地震につき万留覚」、「平山日記」から作成)

	人口 (宝暦年中)	潰		死		焼		死	
		男	%	女	%	合計	%	男	%
1 駒越組	9300	-	-	-	-	-	-	-	-
2 高杉組	6500	1	0.02%	1	0.02%	2	0.03%	-	-
3 藤代組	6300	6	0.10%	2	0.03%	8	0.13%	-	-
4 赤石組	14000	-	-	-	-	-	-	-	-
5 大鰐組	6840	-	-	-	-	-	-	-	-
6 尾崎組	4640	-	-	-	-	5	0.11%	-	-
7 和徳組	4100	1	0.02%	1	0.02%	2	0.05%	-	-
8 堀越組	4440	1	0.02%	3	0.07%	4	0.09%	-	-
9 大光寺組	3470	5	0.14%	6	0.17%	11	0.32%	-	-
10 猿賀組	4500	16	0.36%	13	0.29%	29	0.64%	-	-
11 藤崎組	4650	14	0.30%	14	0.30%	28	0.60%	9	0.19%
12 杓木組	5500	13	0.24%	14	0.25%	27	0.49%	5	0.09%
13 常盤組	3390	20	0.59%	15	0.44%	35	1.03%	2	0.06%
14 田舎館組	2940	18	0.61%	17	0.58%	35	1.19%	4	0.14%
15 増館組	4780	50	1.05%	40	0.84%	90	1.88%	4	0.08%
16 浪岡組	5570	51	0.92%	65	1.17%	116	2.08%	6	0.11%
17 赤田組	6630	64	1.06%	66	1.09%	130	2.16%	14	0.23%
18 広田組	9700	4	0.04%	1	0.01%	5	0.05%	-	-
19 飯詰組	6200	11	0.18%	20	0.32%	31	0.50%	-	-
20 金木組	9450	2	0.02%	5	0.05%	7	0.07%	-	-
21 浦町組	5000	-	-	-	-	-	-	-	-
22 油川組	7100	12	0.17%	12	0.17%	24	0.34%	41	0.58%
23 後潟組	9400	25	0.27%	39	0.41%	64	0.68%	-	-
24 広須組	14480	5	0.03%	7	0.05%	12	0.08%	-	-
25 木作新田	5050	2	0.04%	-	-	2	0.04%	-	-
26 俵元新田	1460	-	-	-	-	-	-	-	-
27 金木新田	3260	-	-	-	-	2	0.06%	-	-
●弘前									
○青森 (本家)	31200	10	0.03%	4	0.01%	14	0.04%	-	-
○青森 (借家)	8900	39	0.44%	34	0.38%	73	0.82%	-	-
○鰐ヶ沢	4030	8	-	20	-	28	-	4	19
○十三	1100	-	-	-	-	-	-	-	-
○蟹田	800	5	0.63%	9	1.13%	14	1.75%	7	0.88%
○今別	400	-	-	1	0.25%	1	0.25%	-	-
(家中)	-	-	-	4	-	4	-	-	-
(町中)	-	-	-	-	-	92	-	-	60
●黒石 (在方)	-	-	-	-	-	6	-	-	-

研究展望

近世後期の秋田藩林政における山師について

田 中 郁 穂*

はじめに

従来、秋田藩における林政史・林業史の研究は数多く蓄積されてきた。地
方文書を使用しての研究も行われてきている一方、それは全体の一部分しか
明らかにしていない*一。例えば山中労働者である山子（やまこ）と村の関
係、彼らの村方における身分、また請負による伐採に携わったであろう山師
の果たした役割についてはほとんど触れられておらず*二、秋田藩林政史・林
業史上には、新たな視点、特に現場の実態についてなお明らかにされなけれ
ばならない問題があるといえよう*四。

本報告では、請負制における山師（やまこ）の役割について検討を加
えたい。現場の実態については、藤琴村（現秋田県山本郡藤里町藤琴）の御
山守を勤めた村岡家の「村岡文書」*六等の地方文書の検討を行う。今回はこ
れらの史料を用い、前述の問題点をふまえて明らかになった点と、これから
の課題を明確にすることを目的としている。

一、山入りに関する山師の役割

林政の変遷の中で請負制が用いられたことは先行研究において指摘されて
いるものの、具体的な内容については吟味されていない。（木本米七の過剰負
担から村請負への転換が図られたのは寛延三（一七五〇）年のことであるが、
その後文化二（一八〇五）年に直山制が言い渡されるまでの間、請負制が

敷かれていた*九。次に引用する史料には、商人山師が山入りを請け負って
いたことが明確に示されている。

史料一「山林盛衰之大凡考」文政年間（秋田公文書館蔵）

（前略）

一、雄勝郡矢込沢宝曆之頃、杉之木老万本三ヶ年中山入之定を以拾貫目之
運上二而備前屋半左衛門江被明下候事相見得候、杉も木木立之内、其後
幾度山入り候哉、無□候得共、享和文化之頃、越前屋弁藏御請負三ヶ年
小羽材木山被入、一円之伐尽被相成り候事、（後略）

越前屋弁藏は後述史料二にもその名が見られることから、享和・文化年間
に雄勝郡など、おそらく藩南部を中心に活動していた山師である。この史料
から、文化期以前には山入りを山師が運上金を支払うことによって請け負っ
ていたことが分かる。また、文化二年の「被仰渡」*十において、直山への転
換が図られたが、実際は文化年間において、山師請負による山入りは断絶す
ることなく行われていた。直山制が宣言されたものの、結局、従来の方法で
山入りは行われていたと考えてよいだろう。運上による請負制が制度として
残存していたことは、次に挙げる史料二の傍線部①からも確認できる。

さて、山頭が山子を統括し、更にそれらが山師によって雇用されていたこ
とはすでに指摘した*十一。また、文化年間の林政機構の改変に伴い、山師は
山林の取扱いについて林役人から指導を強化されていたこともすでに明らか
になっている*十二。では、山師はどのような役割を山入りに関して担ってい

たのであろうか。少し長いが、次に挙げる史料を参照されたい。

史料「林取立役定書」文化六年（一八〇九）十二月

〔日本林制史資料〕秋田藩 三八二頁

越前屋弁蔵

齋藤新兵衛

一、木山追年伐尽ニ相成、纔之木品被指出候ニも御山繰甚相難儀者、委曲其方共指心得候通候、此俣ニてハ往々御大事ニ相至候故、此度厳ニ麓村江被仰渡林役時々廻山、恋々御取立被成置自然番山繰ニも被成置候間、毎年杣共申渡候ても連年之山繰ニも相係り地所者無腹蔵可申出候、
一、御直山杣入者、①運上山之姿相残自然不行届之儀有之様ニ相聞得候、
仍て②手代・山頭等へも此度厳ニ青木御取立之儀申合、可成丈々末木不取捨候様可致候、当杣入中直々罷越吟味可致候、

〔下マ〕

一、③小羽・材木共杣所再見明候節、手代・山頭立会能々吟味致、可也ニも杣取相成候木品有之候ハ、再見不明置山子共江御山御旁之筋能々申論、精々杣取為致候上別沢処江杣入候事ニ可致候、尚其節附添林役へも委曲吟味之事被仰渡候、

一、④杣入之砌、山子供格別出精致候者ハ、手代・山頭指心得、附添林役迄申出、夫々称等致様ニ可致候、

一、杣入中麓村材木・小羽木并小羽等も密々指出候儀、以前より俣有之様相聞得候、畢竟手代・山頭之不取締より相生候事故、兼て厳ニ申付、杣取之多少手元吟味如何之筋も有之候ハ、早速附添役江申出下山可申付候、万一右体不埒之筋夫形取扱後日於相頭ハ、⑤手代・山頭ハ勿論其方共も急度無調法ニ被仰付候故、無油断申付可差置候、

一、杣小屋并杣処道橋普請等も、以前より猥りに青木伐取候様ニ相聞得候、偏に運上山之姿ニ茂候や、⑥仮令運上山杣入逆も雜木相用候儀は先年より御定ニ候、以来可成丈々雜木を以可相弁候

一、杣取之善惡ニ寄御直山之盛衰ニ相係必然之事故、仮令杣取被仰付候ても地処ニ向後日之害と相成候ハ、減木等ハ不苦候故無思慮可申出候、

都て御山御旁之筋ニも相成候儀者聊之事ありとも可申出候

一、諸山杣処見分被仰付候節、多くハ手先山頭指遣候由、右之見分形之精・不精ニより、分外中勘違有之御苦節ニ相成候儀も有之候故、以来厳ニ手先之者へも申合疎略無之用に可致候、御嶋上納木之上多分増減格別之儀者急度無調法被仰付候故、手先之者不案内之儀も候ハ、直ニ罷越見分之外違無之様中勘可指出候、

附て、杣処被仰付候ハ、右中勘御材木役へも指出可申候、

右之趣、精々申合聊も鹿末無之様急度可相勤候、自分共之儀者永々之御山師故、木山御旁第一可心得違等候てハ御取扱方も候故別而出精可相勤候、以来者六郡御山書無残心得候様、追々不時廻山もいたし兼て御山心得様專一之事ニ候、

右之通文化六年巳十月被仰知候、

以上、林政機構の再編に伴う管理の強化と、山師の責任が明確にされている。文化・文政期における山師請負は、傍線部②③④から、現場での指揮監督業務は手代・山頭がするものの、傍線部⑤に示される通り、現場の最終的な責任は山師にあった。また傍線部⑥より、山師による請負であれば、その内容については従来は精査されなかったようだ。このことから運上による杣入りは、山師が任される部分が多く、藩の介入が極めて少ないものであったといえる。

二、今後の問題点

以上、山師請負について若干の指摘を加えたが、更に考えなければならぬ問題として、村方請負における山師の問題がある。安政四年の「村岡文書」に残されている、杣出しにおける筏流しの請負の帳簿には、「山師辛勞免」の記述がある^{*12}。この「山師辛勞免」は帳簿において杣入りに掛かる経費の一つとして「一、千貫文 山師辛勞免被下置度分」と計上されている。同様に材木伐出等、他の史料においても辛勞免は計上されており、この時期の村

方請負において山師が何らかの役割を担っていたことは確認できる。しかし、「村岡文書」を見る限りでは、文化期の如く山師が現地において杣入りに関わっている様子は見られず、また村方が山師から何らかの指示を受けた形跡もない。いかなる役割を果たしていたのかは現時点では不明である。

なお同史料において現場の作業に携わるのは、山頭・手代・給代・合力・親方・仲間・山子と呼ばれる人々である。彼らは村方から雇われていた百姓であった。

史料三 村岡文書「日記」康文政十三（＝天保元、一八三〇）年

九月廿七日夕

一、百拾貫文 仁鮒村山子十五人、仲間式人（八力カ）かりき老人、

山頭代り二而、右者山頭市之助ニ全預け二而多八郎殿よりかり相渡す

（中略）

一、七拾七貫文 村方山子（鹿谷村）拾四人仲間共二、

（中略）

文政十三寅四月

母体雑木小羽百三十万枚、四百三拾文、川尻上納二而、右ハ比井ノ、藤

琴両村組合此仕入錢五百五十九貫文

（後略）

また、作業人員は一村に限らず複数の村から雇用されており、時には複数の村が主体となって杣入りを請け負っていた。請負は入札で決められ、作業に掛かる経費を一番低く提示した村が落札し、作業を請け負った。この際には符丁が用いられている。また複数の村は近隣の村に限らず、郡域を超えた村と連携し、藩内の他村の沢に入るなど、集団性・移動性が見られる。この点については紙幅の関係で今回は割愛するが、入札制の具体像についての研究は従来なされておらず、なお検討すべき課題として挙げられよう。^{※十四}

秋田藩の林政史・林業史において、現場の問題はこれまで看過されてきた点であった。山師の問題は勿論であるが、先に述べた地域住民並びに周辺村

落がいかなる役割を果たしたのか、特に移動と杣入りを通じた共同作業、集団意識についても検討の余地がある。山村史も含めた村方と山林の関係、ひいては鉱業すなわち鉱山も含めて、幅広い視点が必要とされよう。

参考文献

- ・秋田県『秋田県史』第二巻 近世編上 秋田県 一九六四年
- ・秋田県『秋田県史』第三巻 近世編下 秋田県 一九六五年
- ・秋田県『秋田県林業史』上巻 秋田県 一九七三年
- ・能代木材産業史編集委員会編『能代木材産業史』能代木材産業連合会 一九七九年
- ・脇野博『日本林業技術史の研究』清文堂出版 二〇〇六年
- ・加藤衛弘『近世山村史の研究』吉川弘文館 二〇〇七年

参考論文

- ・益子清孝「近世後期における太良鉱山の集落構成とその機能―主として人と者の動きを中心として―」『秋田県立博物館研究報告』第十二号 秋田県立博物館、一九八七年
- ・長谷川成一「国絵図等の資料に見る江戸時代の白神山地」『白神研究』創刊号 二〇〇四年
- ・長谷川成一「18世紀前半の白神山地で働いた人々―最盛期尾太鉱山を事例として―」『白神研究』第五号 二〇〇八年
- ・土谷絃子「秋田藩における「雑木」に関する一考察」『弘前大学国史研究』第一二三号 二〇〇七年
- ・拙稿「秋田藩における文化の林政改革の再検討―「御労」と山中労働者の実態の考察を中心に―」『弘前大学国史研究』第一二三号 二〇〇七年
- ・脇野博「北方の森林資源と林業」『河西英通・脇野博編『北方社会史の視座 歴史・文化・生活』第三巻 清文堂出版 二〇〇八年

参考文献

- ・農水省編『日本林制史資料』秋田藩上 臨川書店 一九七一年
- ・徳川林政史研究所編『村岡文書』（『日本林政史調査資料』収録）
- ・「山林盛衰之大凡考」（秋田県公文書館蔵）
- ・「藤琴江戸」（藤里町立図書館蔵）
- ・「矢坂江戸」（藤里町立図書館蔵）
- ・「夏井家文書」（藤里町教育委員会蔵）

注

- *一 例えば七日市村（現秋田県北秋田市鷹巣）において肝煎を勤めた長岐家の「長岐文書」（秋田県公文書館蔵）には徒伐（禁伐木を自己利用用あるいは売買用に伐り取ること）の記事が豊富である。『秋田県史』『秋田県林業史』など、主要な先行研究において検討がなされており、藩の林政機構と現地の関わりが具体的に明らかになっている。例えば、徒伐は実際には厳密に吟味されなければならないが、御山守はそれを黙認していた。また、彼らは藩から百姓と認識されていたことも明らかになっている（拙稿一・二〇〇七参照）。
- *二 史料によつて、山子・柚子と表記にゆれが見られるが、秋田藩の本山掛方奉行である介川東馬は、柚入りに関わる山子・柚子の呼称を区別せず用いている。よつて、具体的な意味の違いはなかったと考えられる（拙稿一・二〇〇七）。また、脇野氏は伐採・運搬と作業によつて山子が区別されていたことを指摘している（脇野一・二〇〇六）。
- *三 それは『日本林制史資料』秋田藩、『秋田県史』資料編上下巻、秋田公文書館蔵の文書以外に、これらの問題を明らかにし得る史料、特に地方文書が不足していた事が原因の一つとして挙げられる。
- *四 例えば長谷川成一氏は、「山の民」の生活圏について指摘されており、二ツ井と目屋の木こりが同じ集団として活動していた点などを指摘している（長谷川一・二〇〇四）。また、大良鉦山と尾太鉦山の労働力の移動についても言及されている（長谷川一・二〇〇八）。また、土谷絃子氏は鉦山における材木の需要の問題や、これまで公木中心であった秋田藩の林政から、雑木の利用について言及されており、秋田藩の林政史・林業史は現場の問題や、制度的な面から、新たな視点にシフトしているといえる。拙稿二・〇〇七においては、秋田藩が「御労」をスローガンとして、山林回復を主眼とした林政を敷いていたこと、また商人など地域住民にもそのスローガンが認識されていたことなどを明らかにした。

*五 柚入りとは、藩の支配する山林から藩益のために材木を伐採・運搬する作業の事を指す。自己利用あるいは売却用としての薪・炭等の生産に関する伐採はこれに含まれない。

*六 『日本林政史調査資料』（徳川林政史研究所編、マイクロフィルム収録）。

*七 木本米とは、柚出しにかかる費用を村から米の形で徴収・供出するシステムである。

*八 なお、ここで注意しなければならないのは、秋田藩の林政史上、請負という言葉が用いられる際には、村方による請負が想定される一方、商人山師による請負の形態が看過されている点であろう。この二つの「請負」の違いについては、なお検討が必要であるが、後述、村方請負については、村あるいは複数の村が主体となっていることが指摘できる。

*九 ただし、後述するように直柚制は実際には浸透せず、文化期以降も請負制が続けられていく。

*一〇 文化二年「本山方御改正之大旨被仰渡」（「六郡本山方以来覚」『日本林制史資料』秋田藩、三四三頁）。

*一一 脇野二〇〇六、拙稿二〇〇七参照。

*一二 拙稿二〇〇七。

*一三 「小掛」（運力）川中考」（村岡文書「大宝恵」安政四年カ）。

*一四 二〇〇八年度東北史学会において研究報告をした際には、この問題について多くの教唆を頂いた。入札の問題や談合の有無など、なお実態として明らかにされない点が多い。

* 弘前大学大学院教育学研究科 修士課程二年（歴史学分野）
E-mail: fumiho@iooene.jp

監 修

弘前大学大学院地域社会研究科

地域社会研究 第2号

平成21年 1 月26日印刷

平成21年 1 月29日発行

編集兼発行者

弘前大学地域社会研究会

弘前市文京町 1 番地

☎0172-36-2111(代)

印刷所 やまと印刷株式会社

弘前市神田4丁目4-5

☎0172-34-4111(代)

弘前大学大学院地域社会研究科

地域社会研究

第2号

弘前大学地域社会研究会

2009